

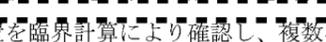
添2表参1-14-1 原料搬送設備 No.2 粉末缶受台^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：原料搬送設備 No.2 粉末缶受台の仕様は第1次申請の表へ5-3に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ5-3の内容) | 次回表内容 〔第1次申請〕別表へ5-3-2の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-------------------|---|---|--|---|
| 核燃料物質の臨界防止 | [3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(図)を含む)の単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域(図)を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。 | (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1] | |
| 火災等による損傷の防止 | [4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ5-3-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。 | 消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。 | {1002}第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2] | (注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。 |
| 安全機能を有する施設の地盤 | — | 第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1] | |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | — | 第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2] | |
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | [5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 | 第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1] | |
| 換気設備 | — | 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[10.1-B3] | (注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。 |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | — | 第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1] | |
| 警報設備等 | — | 放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注4) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注6) | (注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。 |
| 安全避難通路等 | — | 安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2] | (注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。 |
| 放射線管理施設 | — | 放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。 | 放射線管理施設({7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) ^(注6) 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1] | (注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。 |
| 非常用電源設備 | — | 非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2] | (注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。 |
| 通信連絡設備 | — | 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1] | (注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。 |

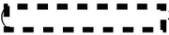
添2表参1-15-1 原料搬送設備 No.2 粉末缶台車^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：原料搬送設備 No.2 粉末缶台車の仕様は第1次申請の表へ5-4に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ5-4の内容) | 次回表内容 〔第1次申請〕別表へ5-4-2の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-------------------|---|---|--|---|
| 核燃料物質の臨界防止 | [3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域  を含む)の各単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域  を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。 | (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1] | |
| 火災等による損傷の防止 | [4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ5-4-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。 | 消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。 | {1002}第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2] | (注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。 |
| 安全機能を有する施設の地盤 | — | 第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1] | |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | — | 第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2] | |
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | [5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 | 第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1] | |
| 換気設備 | — | 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[10.1-B3] | (注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。 |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | — | 第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1] | |
| 警報設備等 | — | 放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注4) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注6) | (注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。 |
| 安全避難通路等 | — | 安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2] | (注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。 |
| 放射線管理施設 | — | 放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。 | 放射線管理施設({7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) ^(注6) 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1] | (注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。 |
| 非常用電源設備 | — | 非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2] | (注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。 |
| 通信連絡設備 | — | 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1] | (注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。 |

添2表参1-16-1 原料保管設備E型 No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：原料保管設備E型 No.1の仕様は第1次申請の表へ-6-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第1次申請]表へ-6-1の内容) | 次回表内容 ([第1次申請]別表へ-6-1-3の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-----------------|---|---|--|---|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(棚配列) 粉末保管パレット1個を収納する棚の配列 (パレット1個を搬送する原料搬送設備(原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.1、原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.2、原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.3、原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.4、原料搬送設備 No.2 粉末缶台車)を含む) 列方向:2列以下 面間距離:104 cm以上 棚1列の奥行:80 cm以下 上下方向:9段以下 中心間距離:40 cm以上 設備の高さ:455 cm以下 横方向:無限個 中心間距離:96 cm以上 幾何学的形状制限(粉末保管容器(保管容器F型)数) 1パレット当たりの粉末保管容器(保管容器F型)個数:4個以下 粉末保管容器(保管容器F型) 直径:30 cm以下 高さ:22 cm以下 質量:1.1 kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)</p> <p>[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域(を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。</p> | <p>(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。</p> | <p>{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[4.2-B1]</p> | |
| 火災等による損傷の防止 | <p>[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ-6-1-2に示す。</p> | <p>消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。</p> | <p>{1002}第2加工棟^(注2) 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]</p> | <p>(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。</p> |
| 安全機能を有する施設の地盤 | <p>—</p> | <p>第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。</p> | <p>{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[5.1-B1]</p> | |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | <p>—</p> | <p>第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。</p> | <p>{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]</p> | |

添2表参1-16-1 原料保管設備E型 No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：原料保管設備E型 No.1の仕様は第1次申請の表へ-6-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第1次申請]表へ-6-1の内容) | 次回表内容 ([第1次申請]別表へ-6-1-3の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-------------------|---|---|--|---|
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — | 第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1] | |
| 遮蔽 | [8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減する設計としている。 | 最大貯蔵能力に見合うウラン(再生濃縮ウランを含む。)が存在する場合においても、建物の壁及び天井の厚さ等の十分な遮蔽性能を有する第2加工棟内に設置することにより、敷地境界での線量が年間1mSvより十分に低減するような設計としている。 放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる遮蔽壁等を有する第2加工棟内に設置している。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[22.1-B1]、[22.2-B1] | |
| 換気設備 | — | 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[10.1-B3] | (注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。 |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | — | 第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1] | |
| 警報設備等 | — | 放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注4) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注6) | (注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。 |
| 安全避難通路等 | — | 安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2] | (注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。 |
| 放射線管理施設 | — | 放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。 | 放射線管理施設({7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニフア(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) ^(注6) 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1] | (注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。 |
| 非常用電源設備 | — | 非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2] | (注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。 |
| 通信連絡設備 | — | 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1] | (注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。 |

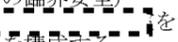
添2表参1-17-1 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.1の仕様は第1次申請の表へ7-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ7-1の内容 | 次回表内容 〔第1次申請〕別表へ7-1-2の内容 | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-------------------|--|---|---|---|
| 核燃料物質の臨界防止 | [3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。 | (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1] | |
| 火災等による損傷の防止 | [4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ7-1-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。 | 消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。 | {1002}第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2] | (注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。 |
| 安全機能を有する施設の地盤 | — | 第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1] | |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | — | 第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2] | |
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | [5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 | 第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1] | |
| 換気設備 | — | 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[10.1-B3] | (注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。 |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | — | 第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1] | |
| 警報設備等 | — | 放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注4) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注6) | (注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。 |
| 安全避難通路等 | — | 安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2] | (注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。 |
| 放射線管理施設 | — | 放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。 | 放射線管理施設({7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) ^(注6) 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1] | (注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。 |
| 非常用電源設備 | — | 非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負荷の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2] | (注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。 |
| 通信連絡設備 | — | 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1] | (注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。 |

添2表参1-18-1 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.2^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.2の仕様は第1次申請の表へ7-2に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ7-2の内容) | 次回表内容 〔第1次申請〕別表へ7-2-2の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-------------------|---|---|--|---|
| 核燃料物質の臨界防止 | [3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域  を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域  を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。 | (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1] | |
| 火災等による損傷の防止 | [4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ7-2-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。 | 消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。 | {1002}第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2] | (注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。 |
| 安全機能を有する施設の地盤 | — | 第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1] | |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | — | 第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2] | |
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | [5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 | 第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1] | |
| 換気設備 | — | 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[10.1-B3] | (注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。 |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | — | 第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1] | |
| 警報設備等 | — | 放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注4) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注6) | (注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。 |
| 安全避難通路等 | — | 安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2] | (注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。 |
| 放射線管理施設 | — | 放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。 | 放射線管理施設({7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) ^(注6) 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1] | (注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。 |
| 非常用電源設備 | — | 非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2] | (注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。 |
| 通信連絡設備 | — | 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1] | (注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。 |

添2表参1-19-1 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.3^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.3の仕様は第1次申請の表へ7-3に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ7-3の内容 | 次回表内容 〔第1次申請〕別表へ7-3-2の内容 | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-------------------|--|---|---|---|
| 核燃料物質の臨界防止 | [3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域()では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。 | (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1] | |
| 火災等による損傷の防止 | [4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ7-3-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。 | 消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。 | {1002}第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2] | (注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。 |
| 安全機能を有する施設の地盤 | — | 第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1] | |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | — | 第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2] | |
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | [5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 | 第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1] | |
| 換気設備 | — | 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[10.1-B3] | (注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。 |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | — | 第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1] | |
| 警報設備等 | — | 放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注4) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注6) | (注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。 |
| 安全避難通路等 | — | 安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2] | (注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。 |
| 放射線管理施設 | — | 放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。 | 放射線管理施設({7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) ^(注6) 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1] | (注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。 |
| 非常用電源設備 | — | 非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負荷の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2] | (注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。 |
| 通信連絡設備 | — | 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1] | (注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。 |

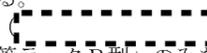
添2表参1-20-1 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.4^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.4の仕様は第1次申請の表へ7-4に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け)をもって軽微な変更の届出)済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ7-4の内容) | 次回表内容 〔第1次申請〕別表へ7-4-2の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-------------------|---|---|---|---|
| 核燃料物質の臨界防止 | [3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域([図] を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域([図] を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。 | (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1] | |
| 火災等による損傷の防止 | [4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ7-4-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。 | 消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。 | {1002}第2加工棟 ^(注2) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2] | (注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。 |
| 安全機能を有する施設の地盤 | — | 第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1] | |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | — | 第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2] | |
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | [5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 | 第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1] | |
| 換気設備 | — | 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[10.1-B3] | (注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。 |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | — | 第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1] | |
| 警報設備等 | — | 放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注4) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注6) | (注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。 |
| 安全避難通路等 | — | 安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2] | (注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。 |
| 放射線管理施設 | — | 放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。 | 放射線管理施設({7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) ^(注6) 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1] | (注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。 |
| 非常用電源設備 | — | 非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2] | (注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。 |
| 通信連絡設備 | — | 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1] | (注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。 |

添2表参1-21-1 ペレット保管ラックB型 No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1: ペレット保管ラックB型 No.1の仕様は第1次申請の表へ9-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第1次申請]表へ9-1の内容) | 次回表内容 ([第1次申請]別表へ9-1-3の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|--|--|---|
| 核燃料物質の境界防止 | <p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-3領域( を含む)の単一ユニット「ペレット保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限(棚配列) ペレット保管パレット1個を収納する棚の配列 (パレット1個を搬送するペレット搬送設備No.3(ペレット搬送設備No.3 ペレットスタッカクレーン、ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車⁽²⁾、ペレット搬送設備No.3ペレット搬送設備No.2-3 ペレット保管箱台車No.1⁽²⁾、ペレット搬送設備No.3ペレット搬送設備No.2-3 ペレット保管箱台車No.2⁽²⁾)及びペレット搬送設備No.4⁽²⁾を含む) 列方向:2列以下 面間距離:93 cm以上 上下方向:10段以下 中心間距離:32 cm以上 ただし、 第1段:床面から44 cm以上 第2段:第1段から49 cm以上 第5段:第4段から39 cm以上 横方向:無限個 中心間距離:63 cm以上 形状寸法制限(ペレット保管容器(保管容器G型)数) 1パレット当たりのペレット保管容器(保管容器G型)個数:4個以下 ペレット保管容器(保管容器G型) 幅:23 cm以下 長さ:27.5 cm以下 高さ:8 cm以下 パレット上での配置範囲 長さ:62 cm以下 幅:57 cm以下 ペレット層数:7層以下/ペレット保管容器(保管容器G型) ペレットトレイ 厚さ:0.07 cm以上 材質:ステンレス鋼 中性子吸収板の吸収効果 中性子吸収板 吸収板長さ:63 cm以上 吸収板幅:61 cm以上 吸収板厚さ:0.5 cm以上 吸収板配列:第4段から上方に20~28 cmの間に設置する。 材質:ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0 wt%以上) (複数ユニットの臨界安全) —⁽³⁾</p> | <p>(複数ユニットの臨界安全) 第2-3領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 第2-3領域( を含む)では、1つの単一ユニット「ペレット保管ラックB型」のみを配置している。</p> | <p>{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[4.2-B1]^(注2)</p> | <p>(注2)当該領域内には1つの単一ユニットのみを配置する設計については、設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、建物(第2加工棟)の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。</p> |
| 火災等による損傷の防止 | <p>[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ9-1-2に示す。</p> | <p>消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。</p> | <p>{1002}第2加工棟^(注3) 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]</p> | <p>(注3)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。</p> |

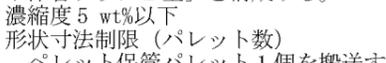
添2表参1-21-1 ペレット保管ラックB型 No. 1^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1: ペレット保管ラックB型 No. 1の仕様は第1次申請の表へ-9-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第1次申請]表へ-9-1の内容) | 次回表内容 ([第1次申請]別表へ-9-1-3の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-------------------|---|--|--|---|
| 安全機能を有する施設の地盤 | — | 第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号: 追第4次表へ-2-1 設計番号: [5.1-B1] | |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | [5.4.1-F1] 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。 | 第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号: 追第4次表へ-2-1 設計番号: [8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2] | |
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — | 第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号: 追第4次表へ-2-1 設計番号: [9.1-B1] | |
| 遮蔽 | [8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより十分に低減する設計としている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。 | 最大貯蔵能力に見合うウラン(再生濃縮ウランを含む。)が存在する場合においても、建物の壁及び天井の厚さ等の十分な遮蔽性能を有する第2加工棟内に設置することにより、敷地境界での線量が年間1 mSvより十分に低減するような設計としている。 放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる遮蔽壁等を有する第2加工棟内に設置している。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号: 追第4次表へ-2-1 設計番号: [22.1-B1]、[22.2-B1] | |
| 換気設備 | — | 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注4) 仕様表番号: 追第4次表へ-2-1 設計番号: [10.1-B3] | (注4)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。 |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | — | 第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号: 追第4次表へ-2-1 設計番号: [21.1-B1] | |
| 警報設備等 | — | 放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号: 追第4次表へ-2-1 設計番号: [18.1-F1] ^(注7) | (注5)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。 |
| 安全避難通路等 | — | 安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号: 追第4次表へ-2-1 設計番号: [13.1-F1]、[13.1-F2] | (注6)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。 |
| 放射線管理施設 | — | 放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。 | 放射線管理施設({7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニフア(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) ^(注7) 仕様表番号: 表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号: [19.1-F1] | (注7)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。 |
| 非常用電源設備 | — | 非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号: 追第4次表へ-2-1 設計番号: [24.2-F2] | (注8)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。 |
| 通信連絡設備 | — | 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号: 追第4次表へ-2-1 設計番号: [25.1-F1]、[25.2-F1] | (注9)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。 |

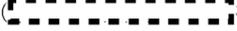
添2表参1-22-1 ペレット搬送設備 No.3 ペレットスタッカクレーン^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：ペレット搬送設備 No.3 ペレットスタッカクレーンの仕様は第1次申請の表へ10-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第1次申請〕表へ10-1の内容） | 次回表内容 （〔第1次申請〕別表へ10-1-2の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-------------------|---|---|---|--|
| 核燃料物質の臨界防止 | [3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-3領域（  を含む）の単一ユニット「ペレット保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限（パレット数） ペレット保管パレット1個を搬送する。 （複数ユニットの臨界安全） — ⁽²⁾ | （複数ユニットの臨界安全） 第2-3領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 第2-3領域（  を含む）では、1つの単一ユニット「ペレット保管ラックB型」のみを配置している。 | {1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1] ^(注2) | （注2）当該領域内には1つの単一ユニットのみを配置する設計については、設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、建物（第2加工棟）の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。 |
| 火災等による損傷の防止 | [4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ10-1-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。 | 消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。 | {1002} 第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2] | |
| 安全機能を有する施設の地盤 | — | 第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。 | {1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1] | |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | — | 第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。 | {1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2] | |
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | [5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 | 第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。 | {1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1] | |
| 換気設備 | — | 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。 | {1002} 第2加工棟 ^(注4) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[10.1-B3] | （注4）換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。 |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | — | 第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。 | {1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1] | |
| 警報設備等 | — | 放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。 | {1002} 第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注7) | （注5）建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。 |
| 安全避難通路等 | — | 安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002} 第2加工棟 ^(注6) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2] | （注6）建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。 |
| 放射線管理施設 | — | 放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。 | 放射線管理施設（{7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニフア（管理区域内）、{7006}ダストモニタ（換気用モニタ）、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） ^(注7) 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1] | （注7）放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。 |
| 非常用電源設備 | — | 非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。 | {1002} 第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2] | （注8）非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。 |
| 通信連絡設備 | — | 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002} 第2加工棟 ^(注9) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1] | （注9）建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。 |

添2表参1-23-1 ペレット保管ラックE型 No. 2-1^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1: ペレット保管ラックE型 No. 2-1の仕様は第1次申請の表へー12-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へー12-1の内容) | 次回表内容 〔第1次申請〕別表へー12-1-3の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-------------------|--|---|--|---|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域()を含む)の単一ユニット「ペレット保管ラックE型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限(棚配列) ペレット保管容器を収納する棚の配列 列方向:1列 棚のペレット保管容器列数:2列以下 横方向:無限個 上下方向:無限個 ペレット保管容器の面間距離:46 cm以上 棚収納部1段当たりの容器段数:2段以下 棚収納部高さ:9.4 cm以下 ペレット保管容器 縦:34 cm以下 横:34 cm以下 中性子吸収板の吸収効果 中性子吸収板 吸収板厚さ:0.5 cm以上 吸収板配列:各棚に1枚の吸収板を配置する。 材質:ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0 wt%以上)</p> <p>[3.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域()では、単一ユニットの配置を立体角法により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように「ペレット保管ラックE型」等の単一ユニットを配置している。核的に安全な配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。</p> | <p>(複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。</p> | <p>{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へー2-1 設計番号:[4.2-B1]</p> | |
| 火災等による損傷の防止 | <p>[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製とし、視認性の確保が必要な扉はステンレス鋼及びポリカーボネート製としている。 材料を別表へー12-1-2に示す。</p> | <p>消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。</p> | <p>{1002}第2加工棟^(注2) 仕様表番号:追第4次表へー2-1 設計番号:[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]</p> | <p>(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。</p> |
| 安全機能を有する施設の地盤 | <p>—</p> | <p>第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。</p> | <p>{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へー2-1 設計番号:[5.1-B1]</p> | |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | <p>—</p> | <p>第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。</p> | <p>{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へー2-1 設計番号:[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]</p> | |
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | <p>—</p> | <p>第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。</p> | <p>{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へー2-1 設計番号:[9.1-B1]</p> | |

添2表参1-23-1 ペレット保管ラックE型 No. 2-1^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：ペレット保管ラックE型 No. 2-1の仕様は第1次申請の表へー12-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第1次申請〕表へー12-1の内容） | 次回表内容 （〔第1次申請〕別表へー12-1-3の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|----------------|---|--|--|--|
| 遮蔽 | [8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減する設計としている。 | 最大貯蔵能力に見合うウランが存在する場合においても、建物の壁及び天井の厚さ等の十分な遮蔽性能を有する第2加工棟内に設置することにより、敷地境界での線量が年間1mSvより十分に低減するような設計としている。 放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる遮蔽壁等を有する第2加工棟内に設置している。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[22.1-B1]、[22.2-B1] | (注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。 (注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。 (注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。 (注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。 (注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。 (注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。 |
| 換気設備 | — | 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[10.1-B3] | |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | — | 第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1] | |
| 警報設備等 | — | 放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注4) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] ^(注6) | |
| 安全避難通路等 | — | 安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2] | |
| 放射線管理施設 | — | 放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。 | 放射線管理施設（{7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ（管理区域内）、{7006}ダストモニタ（換気用モニタ）、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）） ^(注6) 仕様表番号：表チー設-2-1、表チー設-4-1、表チー設-6-1、表チー設-6-3、表チー設-8-1、表チー設-8-2 設計番号：[19.1-F1] | |
| 非常用電源設備 | — | 非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2] | |
| 通信連絡設備 | — | 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1] | |

添2表参1-24-1 燃料棒保管ラックB型 No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：燃料棒保管ラックB型 No.1の仕様は第1次申請の表へ13-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第1次申請]表へ13-1の内容) | 次回表内容 ([第1次申請]別表へ13-1-3の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-------------------|--|---|--|--|
| 核燃料物質の臨界防止 | [3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-5領域 ^(注2) を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限(棚配列) 燃料棒保管容器(保管容器H型)を収納する棚の配列 (燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する燃料棒搬送設備No.7(燃料棒搬送設備No.7、燃料棒スタックレーン、燃料棒搬送設備No.7、燃料棒トレイコンベア)を含む) 列方向:2列 列間距離:400 cm以上 横方向:無限個 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離:48 cm以上 上下方向:24段以下 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離:11.8 cm以上 燃料棒保管容器(保管容器H型) 幅:37 cm以下 燃料棒配列:25本以下/燃料棒保管容器(保管容器H型) 中性子吸収板の吸収効果 中性子吸収板 吸収板幅:40 cm以上 吸収板長さ:400 cm以上 吸収板厚さ:0.18 cm以上 吸収板配列:燃料棒保管容器(保管容器H型)上下方向2段に1枚の吸収板を配置する。 材質:ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0 wt%以上) (複数ユニットの臨界安全) — ⁽²⁾ | (複数ユニットの臨界安全) 第2-5領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 第2-5領域 ^(注2) を含む)では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置している。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[4.2-B1] ^(注2) | (注2)当該領域内には1つの単一ユニットのみを配置する設計については、設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、建物(第2加工棟)の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。 |
| 火災等による損傷の防止 | [4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ13-1-2に示す。 | 消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2] | (注3)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。 |
| 安全機能を有する施設の地盤 | — | 第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[5.1-B1] | |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | [5.4.1-F1] 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。 | 第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2] | |
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — | 第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[9.1-B1] | |
| 遮蔽 | [8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより十分に低減する設計としている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。 | 最大貯蔵能力に見合うウラン(再生濃縮ウランを含む)が存在する場合においても、建物の壁及び天井の厚さ等の十分な遮蔽性能を有する第2加工棟内に設置することにより、敷地境界での線量が年間1 mSvより十分に低減するような設計としている。 放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる遮蔽壁等を有する第2加工棟内に設置している。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[22.1-B1]、[22.2-B1] | |
| 警報設備等 | — | 液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注4) 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[18.1-F1] | (注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。 |
| 安全避難通路等 | — | 安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[13.1-F1]、[13.1-F2] | (注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。 |
| 放射線管理施設 | — | 放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。 | 放射線管理施設({7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) ^(注6) 仕様表番号:表チー設-2-1、表チー設-4-1、表チー設-6-1、表チー設-6-3、表チー設-8-1、表チー設-8-2 設計番号:[19.1-F1] | (注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。 |
| 非常用電源設備 | — | 非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[24.2-F2] | (注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。 |
| 通信連絡設備 | — | 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[25.1-F1]、[25.2-F1] | (注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。 |

添2表参1-25-1 燃料棒保管ラックB型 No.2^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：燃料棒保管ラックB型 No.2の仕様は第1次申請の表へー13-2に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可(熊原第20-003号(令和2年4月6日付け))をもって軽微な変更の届出)済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へー13-2の内容) | 次回表内容 〔第1次申請〕別表へー13-2-3の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-------------------|---|---|--|--|
| 核燃料物質の臨界防止 | [3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-5領域()を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限(棚配列) 燃料棒保管容器(保管容器H型)を収納する棚の配列 (燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する燃料棒搬送設備No.7(燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタッククレーン、燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア)を含む) 列方向:2列 列間距離:400 cm以上 横方向:無限個 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離:48 cm以上 上下方向:24段以下 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離:11.8 cm以上 燃料棒保管容器(保管容器H型) 幅:37 cm以下 燃料棒配列:25本以下/燃料棒保管容器(保管容器H型) 中性子吸収板の吸収効果 中性子吸収板 吸収板幅:40 cm以上 吸収板長さ:400 cm以上 吸収板厚さ:0.18 cm以上 吸収板配列:燃料棒保管容器(保管容器H型)上下方向2段に1枚の吸収板を配置する。 材質:ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0 wt%以上) (複数ユニットの臨界安全) — ⁽²⁾ | (複数ユニットの臨界安全) 第2-5領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 第2-5領域()を含む)では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置している。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へー2-1 設計番号:[4.2-B1] ^(注2) | (注2)当該領域内には1つの単一ユニットのみを配置する設計については、設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、建物(第2加工棟)の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。 |
| 火災等による損傷の防止 | [4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー13-2-2に示す。 — | 消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号:追第4次表へー2-1 設計番号:[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2] | (注3)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。 |
| 安全機能を有する施設の地盤 | — | 第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へー2-1 設計番号:[5.1-B1] | |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | [5.4.1-F1] 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。 — | 第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へー2-1 設計番号:[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2] | |
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — | 第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へー2-1 設計番号:[9.1-B1] | |
| 遮蔽 | [8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより十分に低減する設計としている。 放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる遮蔽壁等を有する第2加工棟内に設置している。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。 — | 最大貯蔵能力に見合うウランが存在する場合においても、建物の壁及び天井の厚さ等の十分な遮蔽性能を有する第2加工棟内に設置することにより、敷地境界での線量が年間1 mSvより十分に低減するような設計としている。 放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる遮蔽壁等を有する第2加工棟内に設置している。 | {1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へー2-1 設計番号:[22.1-B1]、[22.2-B1] | |
| 警報設備等 | — | 液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注4) 仕様表番号:追第4次表へー2-1 設計番号:[18.1-F1] | (注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。 |
| 安全避難通路等 | — | 安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号:追第4次表へー2-1 設計番号:[13.1-F1]、[13.1-F2] | (注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。 |
| 放射線管理施設 | — | 放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。 | 放射線管理施設({7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) ^(注6) 仕様表番号:表チー設-2-1、表チー設-4-1、表チー設-6-1、表チー設-6-3、表チー設-8-1、表チー設-8-2 設計番号:[19.1-F1] | (注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。 |
| 非常用電源設備 | — | 非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号:追第4次表へー2-1 設計番号:[24.2-F2] | (注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。 |
| 通信連絡設備 | — | 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002}第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号:追第4次表へー2-1 設計番号:[25.1-F1]、[25.2-F1] | (注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。 |

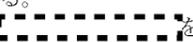
添2表参1-26-1 燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒スタッククレーン^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒スタッククレーンの仕様は第1次申請の表へ14-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第1次申請〕表へ14-1の内容） | 次回表内容 （〔第1次申請〕別表へ14-1-3の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-------------------|---|--|---|--|
| 核燃料物質の臨界防止 | [3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-5領域（  を含む）の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限（容器数） 燃料棒保管容器（保管容器H型）1個を搬送する。 （複数ユニットの臨界安全） — ⁽¹⁾ | （複数ユニットの臨界安全） 第2-5領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 第2-5領域（  を含む）では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置している。 | {1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1] ⁽²⁾ | (注2)当該領域内には1つの単一ユニットのみを配置する設計については、設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、建物（第2加工棟）の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。 |
| 火災等による損傷の防止 | [4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ14-1-2に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。 | 消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。 | {1002} 第2加工棟 ⁽³⁾ 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2] | |
| 安全機能を有する施設の地盤 | — | 第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。 | {1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1] | (注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。 |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | — | 第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。 | {1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2] | |
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | [5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 | 第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。 | {1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1] | (注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。 |
| 警報設備等 | — | 液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。 | {1002} 第2加工棟 ⁽⁴⁾ 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] | |
| 安全避難通路等 | — | 安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002} 第2加工棟 ⁽⁵⁾ 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2] | (注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。 |
| 放射線管理施設 | — | 放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。 | 放射線管理施設（{7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ（管理区域内）、{7006}ダストモニタ（換気用モニタ）、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）） ⁽⁶⁾ 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1] | (注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。 |
| 非常用電源設備 | — | 非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。 | {1002} 第2加工棟 ⁽⁷⁾ 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2] | (注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。 |
| 通信連絡設備 | — | 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002} 第2加工棟 ⁽⁸⁾ 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1] | |

添2表参1-27-1 燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベア^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベアの仕様は第1次申請の表へ14-2に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可（熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第1次申請]表へ14-2の内容） | 次回表内容 （[第1次申請]別表へ14-2-2の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-------------------|--|---|--|---|
| 核燃料物質の臨界防止 | [3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-5領域  を含む）の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限（容器数） 燃料棒保管容器（保管容器H型）1個を搬送する。 （複数ユニットの臨界安全） — ⁽²⁾ | （複数ユニットの臨界安全） 第2-5領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 第2-5領域  を含む）では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置している。 | {1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1] ^(注2) | (注2)当該領域内には1つの単一ユニットのみを配置する設計については、設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、建物（第2加工棟）の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。 (注3)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。 (注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。 (注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。 (注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。 (注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。 (注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。 |
| 火災等による損傷の防止 | [4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ14-2-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。 | 消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。 | {1002} 第2加工棟 ^(注3) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2] | |
| 安全機能を有する施設の地盤 | — | 第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。 | {1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1] | |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | — | 第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。 | {1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2] | |
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | [5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。 | 第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。 | {1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1] | |
| 警報設備等 | — | 液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。 | {1002} 第2加工棟 ^(注4) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] | |
| 安全避難通路等 | — | 安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002} 第2加工棟 ^(注5) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2] | |
| 放射線管理施設 | — | 放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。 | 放射線管理施設（{7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ（管理区域内）、{7006}ダストモニタ（換気用モニタ）、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）） ^(注6) 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1] | |
| 非常用電源設備 | — | 非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。 | {1002} 第2加工棟 ^(注7) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2] | |
| 通信連絡設備 | — | 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。 | {1002} 第2加工棟 ^(注8) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1] | |

添2表参1-28-1 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）の仕様は第2次申請の表ト-2-1に記載している。第2次申請は原規規発第1912022号（令和元年12月2日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第2次申請〕表ト-2-1の内容） | 次回表内容 （〔第2次申請〕別表ト-2-1-1の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|-----------------------------------|---|--|--------------------------------|
| 換気設備 | — | [9.3-F1] 第2加工棟には、加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要があるため、気体廃棄設備 No.1 は、ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造である。 | {6048-8} 気体廃棄設備 No.1（系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統） ^(注2) 仕様表番号：表ト-2 P 設-2-4 設計番号：[23.1-F2] | (注2) 気体廃棄設備（フィルタユニット）に係る設計を含む。 |
| 廃棄施設 | — | [14.1-F1] 第2加工棟の気体廃棄設備 No.1 は、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が、原子力規制委員会の定める値以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものである。 | {6048-8} 気体廃棄設備 No.1（系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統） ^(注2) 仕様表番号：表ト-2 P 設-2-4 設計番号：[20.1-F3] | |
| 廃棄施設 | — | [14.4-F1] 第2加工棟の気体廃棄設備 No.1 は、気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造である。 | {6048-8} 気体廃棄設備 No.1（系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統） ^(注2) 仕様表番号：表ト-2 P 設-2-4 設計番号：[20.1-F5] | |

添2表参1-29-1 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1: 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクトの仕様は第2次申請の表ト-2-2に記載している。第2次申請は原規規発第1912022号(令和元年12月2日付け)にて認可済み。

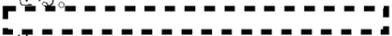
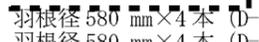
| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第2次申請]表ト-2-2の内容) | 次回表内容 ([第2次申請]別表ト-2-2-1の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|-----------------------------------|--|--|-------------------------------|
| 閉じ込めの機能 | — | [7.6-F1] 第2加工棟の気体廃棄設備 No.1 は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しており、核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものである。 | {6048-8} 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) ^(注2) 仕様表番号: 表ト-2 P設-2-4 設計番号: [10.1-F4] {1002} 第2加工棟 仕様表番号: 追第4次表ハ-2-1 設計番号: [10.1-B3] | (注2) 気体廃棄設備(排風機、ダクト)に係る設計を含む。 |
| 換気設備 | — | [9.1-F1] 第2加工棟には、加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要があるため、気体廃棄設備 No.1 は、放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであり、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造である。 | {6048-8} 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) ^(注2) 仕様表番号: 表ト-2 P設-2-4 設計番号: [23.1-F2] | |
| 廃棄施設 | — | [14.1-F1] 第2加工棟の気体廃棄設備 No.1 は、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が、原子力規制委員会の定める値以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものである。 | {6048-8} 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) ^(注2) 仕様表番号: 表ト-2 P設-2-4 設計番号: [20.1-F3] | |
| 廃棄施設 | — | [14.3-F1] 第2加工棟の気体廃棄設備 No.1 は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものである。 | {6048-8} 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) ^(注2) 仕様表番号: 表ト-2 P設-2-4 設計番号: [20.1-F5] | |

添2表参1-30-1 試験開発設備 試験設備ベース^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：試験開発設備 試験設備ベースの仕様は第2次申請の表リ-2-6に記載している。第2次申請は原規規発第1912022号（令和元年12月2日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第2次申請]表リ-2-6の内容） | 次回表内容 （[第2次申請]別表リ-2-6-1の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|----------------|---|--|--|--|
| 火災等による損傷の防止 | [4.3-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡の表面に施す塗装には、難燃性材料を使用している。 | [4.3-B1] 第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁の表面に施す塗装には、難燃性材料を使用している。 | {1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1] ^(注2) | (注2) 塗装の材料については、第2加工棟の仕様表の核燃料物質等による汚染の防止の欄に併せて記載することで整理する。 |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | [10.1-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装を施している。 | [10.1-B1] 第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装を施している。 | {1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1] | |

添2表参1-31-1 第1加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第1加工棟の仕様は第3次申請の表へ-2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第3次申請〕表へ-2-1の内容） | 次回表内容 （〔第3次申請〕別表へ-2-1-9の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|---|
| 安全機能を有する施設の地盤 | <p>[5.1-B1]</p> <p>第1加工棟（土間コンクリートを除く）は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第1加工棟を十分に支持することができる地盤に設ける設計。</p> <p>支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N値30以上の洪積層である大阪層群（泉南累層）とする設計。</p> <p>【既設杭】</p> <p>○既設杭仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値30以上の洪積層（粘土層及び砂層）に杭で支持させる。 ・杭材料  ・杭先端深さ 約G.L-5 m～-9 m ・杭配置 図へ-2-1-6 <p>【増設杭】</p> <p>○補強タイプ31仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値30以上の洪積層（粘土層）に杭で支持させる。 ・杭材料 先端羽根付き鋼管杭（スクリューパイル EAZET） 国土交通大臣認定番号 TACP-0353（粘土質層）  ・杭先端深さ⁽²⁾ 約G.L-9 m ・杭配置 図へ-2-1-6 ・詳細図 図へ-2-1-33 <p>○補強タイプ34仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値30以上の洪積層（粘土層）に杭で支持させる。 ・杭材料 先端羽根付き鋼管杭（スクリューパイル EAZET） 国土交通大臣認定番号 TACP-0353（粘土質層）  ・杭先端深さ⁽²⁾ 約G.L-8 m～-10 m ・杭配置 図へ-2-1-6 ・詳細図 図へ-2-1-34 <p>【土間コンクリート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ・地盤種別 表層近くの人工盛土（粘土層及び砂層） <p>土間コンクリートを支持する表層の人工盛土の液状化に関しては、加工事業変更許可申請書に記載のとおり、地方公共団体の評価において液状化のおそれなく、さらに敷地内での詳細調査の結果においても第1加工棟では液状化のおそれがないことを確認した⁽¹⁸⁾。</p> <p>[5.1-F1]</p> <p>緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、緊急設備 避難通路、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンブ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟の壁、柱、はり、屋根等に固定する設計。</p> <p>消火設備 屋外消火栓配管を埋設する場合は、液状化のおそれのない地盤に設置する設計。</p> <p>なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ-2-1-9）。</p> | <p>[5.1-F1]</p> <p>安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された建物に設置する又は固定する設計。</p> | <p>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓^(註2)</p> <p>仕様表番号：表り-他-2</p> <p>設計番号：[5.1-F1]</p> | <p>(注2)仮移設の状態から復旧し本設する消火設備 屋外消火栓配管に係る設計を含む。</p> |

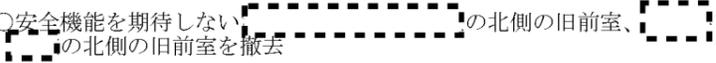
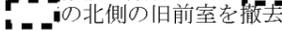
添2表参1-31-1 第1加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第1加工棟の仕様は第3次申請の表へ-2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第3次申請〕表へ-2-1の内容） | 次回表内容 （〔第3次申請〕別表へ-2-1-9の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|--|--|---|
| 地震による損傷の防止 | <p>[6.1-B1] 第1加工棟建物の耐震重要度分類は第3類（割増係数1.0）とする設計。 第1加工棟は、以下に示す耐震補強の改造を行い、一次設計、二次設計を満足することで、地震による損傷を防止できる設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震補強の改造仕様 別表へ-2-1-1～別表へ-2-1-7に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震のための補強箇所 図へ-2-1-1、図へ-2-1-6～図へ-2-1-18に示す。 ・位置、構造、寸法、材料 別表へ-2-1-2（1/2）～（2/2）、別表へ-2-1-3、図へ-2-1-21～図へ-2-1-34に示す。 ○一次設計 常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。⁽¹⁹⁾ ○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第1加工棟の保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回る設計とする。⁽²⁰⁾ <p>[6.1-F1] 第1加工棟に設置する緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンブ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、耐震重要度分類を第3類とし、第1加工棟の壁、柱、はり、屋根等にボルト又は溶接等で固定する設計。 天井ボード及び天井ボードに設置している設備（緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器））は撤去を行う。 消火設備 屋外消火栓配管を埋設する場合は、液状化のおそれのない地盤に設置する設計。 なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ-2-1-9）。</p> | <p>[6.1-F1] 耐震重要度分類第3類として固定する設計。</p> | <p>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓^(註2) 仕様表番号：表リ-他-2 設計番号：[6.1-F1]</p> | <p>(注2)仮移設の状態から復旧し本設する消火設備 屋外消火栓配管に係る設計を含む。</p> |

添2表参1-31-1 第1加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1: 第1加工棟の仕様は第3次申請の表へ-2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号(令和2年10月2日付け)にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第3次申請]表へ-2-1の内容) | 次回表内容 ([第3次申請]別表へ-2-1-9の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-----------------|---|--------------------------------|---------------|----|
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | <p>(竜巻) [8.1-B2] 第1加工棟建物は設計竜巻(F1、最大風速49 m/s)による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する設計。 設計竜巻に対する安全機能を有する部位(以下「F1竜巻防護境界」という。)は、設計竜巻の荷重に耐える設計。</p> <p>【改造部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既設外部扉及び外部シャッタの竜巻対策扉への改造⁽⁵⁾ <ul style="list-style-type: none"> ・位置 外部扉改造: 扉配置を図へ-2-1-1、図へ-2-1-4及び図へ-2-1-35-1に示す。 ・構造・寸法 外部扉の仕様を図へ-2-1-35-2の建具表に示す。また、改造鋼製扉姿図を図へ-2-1-36、図へ-2-1-37に示す。 ・材料 主な材料を別表へ-2-1-4に示す。 ○不要な外部扉、窓の撤去及び鉄筋コンクリート壁による閉止⁽⁵⁾ <ul style="list-style-type: none"> ・位置 窓、扉撤去及び閉止の配置を図へ-2-1-1、図へ-2-1-4に示す。 ・構造・寸法 閉止の仕様及び詳細図を図へ-2-1-46~図へ-2-1-48に示す。 ・材料 主な材料を別表へ-2-1-5に示す。 ○安全機能を期待しない⁽⁶⁾ の北側の旧前室、の北側の旧前室を撤去 <p>F1 竜巻防護境界の位置を図へ-2-1-60~図へ-2-1-61に、改造を伴わない既設のF1 竜巻防護境界の構造・寸法を別表へ-2-1-11に示す。</p> <p>(落雷) —⁽⁶⁾</p> | — | — | — |

添2表参1-31-1 第1加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第1加工棟の仕様は第3次申請の表へ-2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第3次申請〕表へ-2-1の内容） | 次回表内容 （〔第3次申請〕別表へ-2-1-9の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-----------------|---|--|--|---|
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | <p>（極低温） [8.1-F2] 消火設備 屋外消火栓には、凍結防止対策として地上露出部に断熱材を設置する設計⁽⁷⁾。 なお、熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。また、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ-2-1-9）。</p> <p>（降下火砕物） [8.1-B3] 第1加工棟の屋根は、湿潤密度1.5 g/cm³とした降下火砕物の厚さ12 cm分の重量に耐える設計。</p> <p>（積雪） [8.1-B4] 第1加工棟の屋根は、大阪府建築基準法施行細則第三十条の二に定められる29 cmの積雪に耐える設計。</p> <p>（生物学的事象） —⁽⁸⁾</p> <p>（航空機落下） —⁽⁹⁾</p> <p>（森林火災、外部火災）⁽¹⁰⁾ [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設計。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する設計。 防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へ-2-1-56に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へ-2-1-57に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へ-2-1-58に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へ-2-1-59に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表へ-2-1-12に示す。</p> <p>（電磁的障害） —⁽¹¹⁾</p> <p>（交通事故） —⁽¹²⁾</p> | <p>[8.1-F2] 過去に記録された最低気温-7.5℃（大阪管区気象台1945年1月28日）を踏まえ、屋外消火栓に断熱材付きの配管を用いる設計。</p> | <p>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓^(註2) 仕様表番号：表リ-他-2 設計番号：[8.1-F2]</p> | <p>（注2）仮移設の状態から復旧し本設する消火設備 屋外消火栓配管に係る設計を含む。</p> |

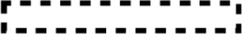
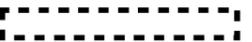
添2表参1-31-1 第1加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第1加工棟の仕様は第3次申請の表へ-2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第3次申請〕表へ-2-1の内容） | 次回表内容 （〔第3次申請〕別表へ-2-1-9の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|--|---|---|
| 火災等による損傷の防止 | <p>[11.1-F1] 消火設備については、消防法に基づき消火設備 屋外消火栓及び消火設備 消火器を設置する設計。</p> <p>消火設備 屋外消火栓は、消防法施行令第十九条に基づき、有効範囲を半径40mとし、第1加工棟全域を包含できるように設置する設計⁽¹³⁾。</p> <p>消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数（消火設備 屋外消火栓） ・消火設備 屋外消火栓：1式⁽¹³⁾ ・消火設備 屋外消火栓に設置するホース：20mホース2本以上</p> <p>消火設備 屋外消火栓の配置を図り-4-1-5に示す⁽¹³⁾。</p> <p>消火栓の系統図を図り-4-1-10に示す。</p> <p>なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ-2-1-9）。</p> <p>屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルートが2つ以上確保する管理。第1加工棟の消火活動時のアクセスルートを図へ-2-1-62に示す。</p> <p>消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づき、防火対象物の各部分から歩行距離20m以下となるように配置する設計。転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数（消火設備 消火器） ・ABC粉末消火器10型：20本 ・ABC粉末消火器20型：13本 ・ABC粉末消火器50型：2本</p> <p>消火設備 消火器の配置を図り-4-1-4に示す。</p> <p>[11.1-F2] 消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）⁽¹⁴⁾を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。</p> <p>火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は、外部電源を喪失した場合であっても無警戒とならないようバッテリーを備えるとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続する設計。</p> <p>警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計。</p> <p>○設備の員数（火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）） ・熱感知器（スポット型）：27台 ・煙感知器（スポット型）：35台 ○設備の員数（火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）） ・受信機（P型受信機）：1台</p> <p>火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の配置を図り-4-1-3に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図り-4-1-9に示す。</p> | <p>[11.1-F1] 消防法に基づき屋外消火栓を設置する設計。屋外消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備で動作可能とする設計。</p> | <p>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓^(註3) 仕様表番号：表り-他-2 設計番号：[11.1-F1]</p> | <p>(注3)消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプ、仮移設の状態から復旧し本設する消火設備 屋外消火栓配管に係る設計を含む。</p> |

添2表参1-31-1 第1加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第1加工棟の仕様は第3次申請の表へ-2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第3次申請]表へ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第3次申請]別表へ-2-1-9の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|--------------------------------|---------------|----|
| 火災等による損傷の防止 | <p>[11.3-B1]</p> <p>○火災の発生防止 第1加工棟は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料を用いた準耐火建築物とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する設計。耐震補強等で追加する材料は、鋼材、コンクリート等の不燃性又は難燃性材料とする設計。 使用する材料を別表へ-2-1-1～別表へ-2-1-8に示す。</p> <p>[11.3-B2]</p> <p>○火災の影響緩和 第1加工棟は建築基準法施行令百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する設計。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する設計。 各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えない設計。</p> <p>○火災対策のための補強箇所 図へ-2-1-1 第1加工棟 工事概要図参照</p> <p>○火災区画の設定及び関連図面 図へ-2-1-52 第1加工棟 火災区画 ・火災区画ごとの材料及び厚さ： 図へ-2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2 図へ-2-1-35-1 第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表1 図へ-2-1-35-2 第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表2 図へ-2-1-43 第1加工棟  東側壁（防火区画） 図へ-2-1-44 第1加工棟  東側壁1（防火区画） 図へ-2-1-45 第1加工棟  東側壁2（防火区画） 図へ-2-1-52 第1加工棟 火災区画</p> <p>○火災区画 1P-1の仕様 ・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火扉、防火シャッター） 区画境界壁（コンクリートブロック有効厚さ⁽²²⁾50mm以上かつ鉄筋のかぶり厚さ40mm以上：1時間） 区画境界壁（強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界スラブ（天井スラブ） （鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火扉）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚さ1.5mm以上：1時間）</p> <p>○火災区画 1P-2の仕様 ・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火扉） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界スラブ（天井スラブ） （鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火扉）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間）</p> | - | - | - |

添2表参1-31-1 第1加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第1加工棟の仕様は第3次申請の表へー2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第3次申請]表へー2-1の内容） | 次回表内容 （[第3次申請]別表へー2-1-9の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|--------------------------------|---------------|----|
| 火災等による損傷の防止 | <p>○火災区画 1P-3の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 区画境界壁及び特定防火設備（防火扉、防火シャッター） 区画境界壁（コンクリートブロック有効厚さ⁽²²⁾50mm以上かつ鉄筋のかぶり厚さ40mm以上：1時間） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界壁（強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間） 特定防火設備（防火扉）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚さ1.5mm以上：1時間） <p>○火災区画 1P-4の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 区画境界壁及び特定防火設備（防火扉、防火シャッター） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界壁（強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間） 特定防火設備（防火扉）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚さ1.5mm以上：1時間） <p>○火災区画 1P-5の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 区画境界壁及び特定防火設備（防火扉、防火シャッター） 区画境界壁（強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火扉）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚1.5mm以上：1時間） <p>○火災区画 1P-6（旧前室）の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 隣接する火災区画との区画境界壁及び特定防火設備（防火扉） 北面区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 北面特定防火設備（防火扉KSD-2）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） <p>[11.3-B3] 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、建築基準法施行令第百十二条第20項に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。 第1加工棟における貫通部を図へー2-1-52に示す。</p> <p>[11.3-F2] 電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。 配線用遮断器の結線図を図り-4-1-6に示す。</p> | - | - | - |

添2表参1-31-1 第1加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第1加工棟の仕様は第3次申請の表へ2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第3次申請]表へ2-1の内容） | 次回表内容 （[第3次申請]別表へ2-1-9の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|--|---|---|
| 安全避難通路等 | <p>[13.1-F1] 第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令第二百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する設計。緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵するとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機⁽¹⁵⁾、非常用電源設備 No.2 非常用発電機⁽¹⁵⁾に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数（緊急設備） ・非常用照明⁽¹⁴⁾：15 台 ・誘導灯⁽¹⁴⁾：47 台</p> <p>緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図り4-1-1に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。 なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ2-1-9）。</p> | <p>[13.1-F2] 加工施設内に専用電源を備えた可搬型照明を設置する設計。</p> | <p>{8038-4} 緊急設備 可搬型照明 仕様表番号：表り-他-5 設計番号：[13.1-F2]</p> | |
| 安全機能を有する施設 | <p>[14.1-B1] [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ2-1-9）。</p> <p>[14.2-B1] [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。 なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ2-1-9）。</p> | <p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。</p> | <p>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓^(註2) 仕様表番号：表り-他-2 設計番号：[14.1-F1]</p> <p>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓^(註2) 仕様表番号：表り-他-2 設計番号：[14.2-F1]</p> | <p>(注2)仮移設の状態から復旧し本設する消火設備 屋外消火栓配管に係る設計を含む。</p> <p>(注2)仮移設の状態から復旧し本設する消火設備 屋外消火栓配管に係る設計を含む。</p> |
| 非常用電源設備 | <p>[24.2-F1] 緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンブ））、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は、バッテリーを内蔵する設計。 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、それぞれ火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンブ））のバッテリーから給電する設計。</p> <p>[24.2-F2] 緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンブ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備 No.1 非常用発電機⁽¹⁵⁾、非常用電源設備 No.2 非常用発電機⁽¹⁵⁾に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。 なお、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へ2-1-9）。</p> | <p>[24.2-F2] 非常用電源設備に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> | <p>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓^(註4) 仕様表番号：表り-他-2 設計番号：[24.2-F2]</p> | <p>(注4)消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプに係る設計を含む。</p> |

添2表参1-31-1 第1加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第1加工棟の仕様は第3次申請の表へー2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第3次申請]表へー2-1の内容） | 次回表内容 （[第3次申請]別表へー2-1-9の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|---|---|---|
| 通信連絡設備 | <p>[25.1-F1] 所内の通信連絡のため、第1加工棟に所内通信連絡設備として、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））を設置する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））には、マイクが付属する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））の配置を図りー4-1-2に示す。 所内全体の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備）の系統図を図りー4-1-7に示す。所内全体の放送性能は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へー2-1-9）。</p> <p>○設備の員数（通信連絡設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）⁽¹⁴⁾）：10台 ・所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））：1台 ・所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））：5台 <p>通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））は、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）⁽¹⁷⁾に接続する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））には、所内携帯電話機（PHS）が付属する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））の系統図を図りー4-1-8に示す。通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へー2-1-9）。</p> <p>[25.2-F1] 加工施設内には、外部への通信連絡のための多様性を確保した通信連絡設備 所外通信連絡設備を設置する設計。 なお、通信連絡設備 所外通信連絡設備は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表へー2-1-9）。</p> | <p>[25.1-F1] 加工施設内に所内通信連絡設備を備える設計。</p> <p>[25.1-F1] 加工施設内に所内通信連絡設備を備える設計。</p> <p>[25.2-F1] 加工施設内に外部への通信連絡設備を備える設計。</p> | <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機） 仕様表番号：表りー他ー7 設計番号：[25.1-F1]</p> <p>{8007-7}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））^(注5) {8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））^(注5) 仕様表番号：追第3次表へー2-1 設計番号：[25.1-F1]</p> <p>{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備 仕様表番号：表りー他ー6 設計番号：[25.2-F1]</p> | <p>（注5）{8007-10} {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクによる、{8007} {8007-3} {8007-4} {8007-5} {8007-7} {8007-15} {8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））からの事業所内建物間における相互の放送が可能とする。</p> |

添2表参1-32-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：ガンマ線エリアモニタ 検出器の仕様は第3次申請の表チ-2-1に記載している。第3次申請は原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第3次申請]表チ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第3次申請]別表チ-2-1-2の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|--|--|----|
| 警報設備等 | [18.1-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率（500 μ Sv/h）に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） ⁽¹⁾ により警報を発する設計。 なお、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表チ-2-1-2）。 | [18.1-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある線量当量（500 μ Sv/h）に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）により警報を発する設計。 | {7012}放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） 仕様表番号：表チ-設-8-2 設計番号：[18.1-F1] | — |
| 放射線管理施設 | [19.1-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率（500 μ Sv/h）に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） ⁽¹⁾ により警報を発する設計。 なお、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）は、次回以降の申請で適合性を確認する（別表チ-2-1-2）。 | [19.1-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある線量当量（500 μ Sv/h）に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）により警報を発する設計。 | {7012}放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） 仕様表番号：表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1] | |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第4次申請〕表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （〔第4次申請〕別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|---|--|----|
| 安全機能を有する施設の地盤 | <p>[5.1-B1]</p> <p>第2加工棟（本体）の基礎構造は直接基礎（べた基礎）とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第2加工棟を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>また、直接基礎の支持層は、一部地盤改良を行い、N値10以上の洪積層である大阪層群とする。</p> <p>○支持地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値10以上の洪積層（粘土層及び砂層）に、一部地盤改良を行い、直接基礎（べた基礎）で支持させる。 ・支持層深さ 約GL-3m～GL-6m（地盤改良部下端） ・基礎伏図 図ハ-2-1-2-1 ・地盤改良 ぐり石コンクリート置換  <p>地盤改良の範囲及び土質柱状図を図ハ-2-1-1-2に示す。</p> <p>{8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵、{8049} 緊急設備 防護壁、{8050} 緊急設備 コンクリート閉止部、{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける。</p> | — | — | — |
| | <p>[5.1-F1]</p> <p>以下の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）） ・{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ）） ・{8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ）） ・{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） ・{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機） ・{8011} 消火設備 自動式の消火設備 ・{8027} 緊急設備 避難通路 ・{8029} 緊急設備 非常用照明 ・{8029-4} 緊急設備 誘導灯 ・{8052} 緊急設備 漏水検知器 ・{8065} 緊急設備 遮水板 <p>（{8011} 消火設備 自動式の消火設備、{8052} 緊急設備 漏水検知器、{8065} 緊急設備 遮水板は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> | <p>[5.1-F1]</p> <p>安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟又は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> | <p>{8012} 消火設備 屋内消火栓 仕様表番号：表リ-他-2 設計番号：[5.1-F1]</p> | |
| | <p>[5.1-F1]</p> <p>安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける。</p> <p>（{8011} 消火設備 自動式の消火設備、{8052} 緊急設備 漏水検知器、{8065} 緊急設備 遮水板は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> <p>{8012} 消火設備 屋内消火栓は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟又は{8012} 消火設備 屋内消火栓を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>（{8012} 消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> | <p>[5.1-F1]</p> <p>安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける。</p> | <p>{8011} 消火設備 自動式の消火設備 {8052} 緊急設備 漏水検知器 {8065} 緊急設備 遮水板 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-F1]</p> | |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---------------------------------|---------------|----|
| 地震による損傷の防止 | <p>[6.1-B1]</p> <p>第2加工棟建物の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>第2加工棟は、以下に示す耐震補強の改造を行い、一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。</p> <p>位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-3～図ハ-2-1-1-10、図ハ-2-1-2-1～図ハ-2-1-2-29、図ハ-2-1-3-1及び図ハ-2-1-3-2に示す。</p> <p>○一次設計 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする⁽¹⁾。</p> <p>○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第2加工棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る⁽²⁾。</p> <p>{8048}緊急設備 防護壁及び防護柵、{8049}緊急設備 防護壁、{8050}緊急設備 コンクリート閉止部、{8051}緊急設備 堰、密閉構造扉は、耐震重要度分類第1類とし、第2加工棟に固定することにより地震による損傷を防止する。</p> | — | — | — |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|--|---|----|
| 地震による損傷の防止 | <p>[6.1-F1]</p> <p>以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、第2加工棟にボルト等で固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）） ・{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ）） ・{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ）） ・{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） ・{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機） ・{8029}緊急設備 非常用照明 ・{8029-4}緊急設備 誘導灯 | <p>[6.1-F1]</p> <p>耐震重要度分類第3類とし、第2加工棟に固定する又は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> | <p>{8012}消火設備 屋内消火栓</p> <p>仕様表番号：表リ-他-2</p> <p>設計番号：[6.1-F1]</p> | — |
| | <p>{8012}消火設備 屋内消火栓は、耐震重要度分類を第3類とし、第2加工棟に固定する又は{8012}消火設備 屋内消火栓を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>（{8012}消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> | <p>[6.1-F1]</p> <p>消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤の設備と同じ耐震重要度分類とし、当該制御盤に設置する。</p> | <p>{8011}消火設備 自動式の消火設備</p> <p>仕様表番号：追第4次表ハ-2-1</p> <p>設計番号：[6.1-F1]</p> | |
| | <p>{8011}消火設備 自動式の消火設備は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤の設備と同じ耐震重要度分類とし、当該制御盤に設置する。</p> <p>（{8011}消火設備 自動式の消火設備は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> | <p>[6.1-F1]</p> <p>耐震重要度分類第1類とし、第2加工棟にボルト等で固定する。</p> | <p>{8052}緊急設備 漏水検知器</p> <p>仕様表番号：追第4次表ハ-2-1</p> <p>設計番号：[6.1-F1]</p> | |
| | <p>{8052}緊急設備 漏水検知器は、耐震重要度分類を第1類とし、第2加工棟にボルト等で固定する。</p> <p>（{8052}緊急設備 漏水検知器は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> | <p>[6.1-F1]</p> <p>被水からの防護対象となる設備・機器近傍の溢水源となり得る配管に設置し、当該配管と同じ耐震重要度分類とする。</p> | <p>{8065}緊急設備 遮水板</p> <p>仕様表番号：追第4次表ハ-2-1</p> <p>設計番号：[6.1-F1]</p> | |
| | <p>{8065}緊急設備 遮水板は、被水からの防護対象となる設備・機器近傍の溢水源となり得る配管に設置し、当該配管と同じ耐震重要度分類とする。</p> <p>（{8065}緊急設備 遮水板は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> <p>第2加工棟に付属する設備のうち、耐震重要度分類第3類の設備は、耐震重要度分類第1類又は第2類の地震力で損傷するおそれがあるが、第2加工棟の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、第2加工棟と同じ耐震重要度分類第1類で設計する必要はない。</p> | | | |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-----------------|--|---------------------------------|---------------|----|
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | <p>（竜巻） [8.1-B2]</p> <p>第2加工棟は、F1竜巻荷重を上回る保有水平耐力を確保する。 また局部評価として、第2加工棟のF1竜巻に対する安全機能を有する部位（以下「F1竜巻防護境界」という。）の外壁、屋根は、F1竜巻荷重を上回る短期許容荷重を確保し、F1飛来物が到達する可能性のある部分については、F1飛来物の貫通限界厚さ以上の厚さを確保する。 F1竜巻防護境界の扉はF1竜巻対策扉⁽³⁾とするとともに、F1飛来物が到達する可能性のあるF1竜巻対策扉の前には{8048}緊急設備 防護壁及び防護柵を設け、F1飛来物の衝撃荷重からF1竜巻対策扉を防護する。</p> <p>1階11通りC-D間の外部扉及び南面2階A通り8-9間の給気ガラリを撤去し、鉄筋コンクリートで閉止することにより、F1竜巻防護境界には、不要な扉、給気ガラリなどの開口部を設けない。 更なる安全対策として、第2加工棟の3階第2開発室及び第2分析室の試料保管柵の周囲には試料保管柵を防護するための{8049}緊急設備防護壁を設置する。</p> <p>第2加工棟建物本体における位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-2、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-11～図ハ-2-1-1-17、図ハ-2-1-3-17、図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-23に示す。</p> <p>○{8048}緊急設備 防護壁及び防護柵</p> <p>北側防護壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-11、図ハ-2-1-1-16に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-6に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-4に示す。 <p>南側防護壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-11、図ハ-2-1-1-15に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-5に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-4に示す。 | — | — | — |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-----------------|---|---------------------------------|---------------|----|
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | <p>コンクリート充填扉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-11、図ハ-2-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-3、図ハ-2-1-3-4に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-3に示す。 <p>扉1-1袖壁、扉1-2袖壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-11、図ハ-2-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-7に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-4に示す。 <p>防護柵 No.1、防護柵 No.2、防護柵 No.3、防護柵 No.4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-12、図ハ-2-1-1-15、図ハ-2-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-10～図ハ-2-1-3-13に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-5に示す。 <p>○{8050}緊急設備 コンクリート閉止部⁽⁹⁾ 閉止部①、閉止部②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-11、図ハ-2-1-1-12、図ハ-2-1-1-15、図ハ-2-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 仕様を図ハ-2-1-3-14、図ハ-2-1-3-15に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-6に示す。 <p>○{8049}緊急設備 防護壁 試料保管柵防護壁 No.1、試料保管柵防護壁 No.2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-13に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-8、図ハ-2-1-3-9に示す。 ・材料 材料を別表ハ-2-1-4に示す。 | - | - | - |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-----------------|---|--|--|----------|
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | <p>（落雷） [8.1-B6] 建築基準法第三十三条、建築基準法施行令第百二十九条の十四に基づき、高さ20 mを超える第2加工棟に避雷設備である避雷針（むね上げ導体を含む）を設置するため、落雷の発生は安全機能に影響を及ぼさない⁽⁴⁾。 避雷針の構造はJIS A4201-1992に基づくものとする。 避雷針の配置を図ハ-2-1-1-15～図ハ-2-1-1-17に示す。</p> <p>○設備の員数 ・避雷針（むね上げ導体を含む）：1式</p> <p>（極低温（凍結）） [8.1-F2] {8012} 消火設備 屋内消火栓の配管の凍結を防止する。⁽¹²⁾ （{8012} 消火設備 屋内消火栓（配管を含む）は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> <p>（火山活動（降下火砕物）） [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度1.5 g/cm³とした降下火砕物の厚さ12 cm分の重量に耐える。</p> <p>（積雪） [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定められる29 cmの積雪に耐える。</p> | <p>[8.1-F2] {8012} 消火設備 屋内消火栓の配管の凍結を防止する。</p> | <p>{8012} 消火設備 屋内消火栓 仕様表番号：表リ-他-2 設計番号：[8.1-F2]</p> | <p>—</p> |
| | <p>（生物学的事象） [8.1-F4] {6047}～{6047-4} 気体廃棄設備 No.1 ダクトの給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。 （{6047}～{6047-4} 気体廃棄設備 No.1 ダクトは次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> <p>（航空機落下） —⁽⁶⁾</p> | <p>[8.1-F4] 気体廃棄設備 No.1 のダクトの給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。</p> | <p>{6047} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ（給気系統）ダクト 仕様表番号：表ト-2 P設-2-1 設計番号：[8.1-F4] {6047-2} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ（給気系統）ダクト 仕様表番号：表ト-2 P設-2-2 設計番号：[8.1-F4] {6047-3} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（給気系統）ダクト 仕様表番号：表ト-2 P設-2-3 設計番号：[8.1-F4] {6047-4} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ（給気系統）ダクト 仕様表番号：表ト-2 P設-2-4 設計番号：[8.1-F4]</p> | <p>—</p> |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|-----------------|---|---------------------------------|---------------|----|
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | <p>（外部火災（森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災） [8.1-B5] [8.2-B2]</p> <p>原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、想定する森林火災、近隣工場等の火災の火災源に対する離隔距離が危険距離以上とする。想定する近隣工場等の爆発の爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上又は想定する爆発源からの爆風圧が施設に影響を及ぼさないよう第2加工棟南面（A通り）外壁の1階から3階の一部を10cm以上増し打ち、南面（A通り）1階3-4通り間の大型搬入口扉を爆風圧から防護するために、10cm以上の防護増し打ち壁を設ける。また、南面1階A通り6-7間に設ける{8048}緊急設備 防護壁及び防護柵の南側防護壁は爆風圧から1階A通り6-7間の扉を防護する機能を有する。</p> <p>想定する航空機落下火災が発生した場合に、外壁温度は200℃を超えない。</p> <p>位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-18～図ハ-2-1-1-23、図ハ-2-1-3-18～図ハ-2-1-3-20に示す。</p> <p>防護対象施設と想定する火災源、爆発源の位置関係をハ-2-1-5-2～図ハ-2-1-5-5に、想定する航空機落下位置を図ハ-2-1-5-9に示す。</p> <p>（電磁的障害） —⁽⁷⁾</p> <p>（交通事故（自動車）） —⁽⁸⁾</p> | — | — | — |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|---|--|----|
| 閉じ込めの機能 | <p>[10.1-B1] 線量告示に基づき 1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分する。 第2加工棟の管理区域区分を図ハ-2-1-5-7に示す。</p> <p>[10.1-B2] 第2加工棟の第1種管理区域の床、及び壁（地下貯槽ピットの床、壁を含む。）であって人が触れるおそれのある部分（床面からの高さ 2 m まで）は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げる。</p> <p>液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器から施設外へ漏えいが拡大することを防止するため、第1種管理区域外へ通じる経路上の扉の付近等に堰（{8051}堰、密閉構造扉）を設ける。 ○第1種管理区域外へ通じる経路上の扉の付近等に設ける堰（{8051}堰、密閉構造扉）の高さ （1階） ・溢水対策3 堰：mm ・溢水対策4 堰：mm ・既設溢水対策1 堰：mm （3階） ・溢水対策18 堰：mm ・溢水対策27 堰：mm ・溢水対策28 堰：mm</p> <p>また、第2加工棟には、液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器を設置するための場所として、建物の壁及び堰（{8051}堰、密閉構造扉）で囲まれた液溜を設け、液体状の核燃料物質等を周囲の床面より低い位置に設置するための地下貯槽ピットを設ける。 ○液溜を構成する堰（{8051}堰、密閉構造扉）の高さ ・既設溢水対策13 堰：mm ・既設溢水対策14 堰：mm ・既設溢水対策15 堰：mm 液溜の位置、構造、寸法を図ハ-2-1-3-49に示す。</p> <p>○地下貯槽ピット 地下貯槽ピットの位置、構造、寸法を図ハ-2-1-3-49～図ハ-2-1-3-51に示す。</p> <p>なお、第2加工棟の第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-B3] 第2加工棟は、耐腐食性を有する鉄骨鉄筋コンクリート造の建物とすることで漏えいの少ない構造とし、第1種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止する。 第2加工棟の第1種管理区域の室は、{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1 の排風機により室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持する。 （{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1 の排風機は次回以降申請する。） <small>(15)</small></p> | <p>[10.1-B3] 第1種管理区域の室は、{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1 排風機により室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持する。</p> | <p>{6001} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統）排風機（301-F） {6002} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統）排風機（302-F） {6005} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統）排風機（305-F） 仕様表番号：表ト-2 P 設-2-1 設計番号：[10.1-F4] {6003} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統）排風機（303-F） {6006} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統）排風機（306-F） 仕様表番号：表ト-2 P 設-2-2 設計番号：[10.1-F4] {6004} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（部屋排気系統）排風機（304-F） 仕様表番号：表ト-2 P 設-2-3 設計番号：[10.1-F4] {6007} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ（部屋排気系統）排風機（307-F） {6008} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統）排風機（308-F） 仕様表番号：表ト-2 P 設-2-4 設計番号：[10.1-F4]</p> | — |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|--|--|----|
| 火災等による損傷の防止 | <p>[11.1-F1]⁽¹⁴⁾ 第2加工棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>{8010}消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度を持たせた能力単位の5倍以上の粉末消火器⁽⁹⁾を、防火対象物の各部分から歩行距離20m以下となるように配置する。{8010}消火設備 消火器は固定金具等により転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数（{8010}消火設備 消火器）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ABC粉末消火器10型：102本 ・ABC粉末消火器50型：17本 ・BC粉末消火器20型：19本 ・金属火災用消火器：3本 ・二酸化炭素消火器：1本 ・乾燥砂（消火用）：2個 <p>{8010}消火設備 消火器の配置を図リ-2-1-4-1～図リ-2-1-4-5に示す。</p> <p>{8012}消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径25mとし、第2加工棟全域を包含できるように設置する。第2加工棟には、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルート及び{8012}消火設備 屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2以上確保する。 （{8012}消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> <p>{8011}消火設備 自動式の消火設備は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に設置する。 （{8011}消火設備 自動式の消火設備は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して設置する。{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2基配置する。 （{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> | <p>[11.1-F1] {8012}消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径25mとし、第2加工棟全域を包含できるように設置する。 消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルート及び{8012}消火設備 屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2以上確保する。</p> | <p>{8012}消火設備 屋内消火栓 仕様表番号：表リ-他-2 設計番号：[11.1-F1]</p> | — |
| | | <p>[11.1-F1] 消火活動のためのアクセスルートに面した、開口部を有する大型の制御盤には、{8011}消火設備 自動式の消火設備を設置する。</p> | <p>{8011}消火設備 自動式の消火設備 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]</p> | |
| | | <p>[11.1-F1] 消防法施行令第二十条に準拠して{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプを設置する。</p> | <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプ 仕様表番号：表リ-他-3 設計番号：[11.1-F1]</p> | |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---------------------------------|---------------|----|
| 火災等による損傷の防止 | <p>[11.1-F2]⁽¹⁴⁾</p> <p>早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置する。{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50 m以下となるように配置する。</p> <p>火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は管理区域の別、工程の別等により消防法施行令第二十一条第2項の規定以上に細分化する。</p> <p>○設備の員数（{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱感知器（スポット型）：280 台 ・煙感知器（スポット型）：90 台 ・発信機：11 台 <p>○設備の員数（{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信機（P型受信機）：1 台 <p>{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、警戒区域の配置を図リ-2-1-3-1～図リ-2-1-3-5に示す。自動火災報知設備の系統図を図リ-2-1-11に示す。</p> <p>[11.3-B1]</p> <p>第2加工棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物（耐火構造）とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。耐震補強等で追加する材料は鉄筋、コンクリート、鋼等の不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>第2加工棟に使用する材料を別表ハ-2-1-1～別表ハ-2-1-9に示す。</p> | — | — | — |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|--|---|----------|
| 火災等による損傷の防止 | <p>[11.3-B2]</p> <p>第2加工棟は建築基準法施行令第百十二条に基づく防火区画⁽¹⁰⁾を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。ただし、火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域を含む場合は、第1種管理区域の境界に耐火性を有する壁を設け、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。各火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>各火災区画の仕様</p> <p>○火災区域2P-1・火災区画2P-1の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ、防火区画床、特定防火設備（防火戸）及び防火板 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 防火区画壁（強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間） 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 防火区画床（ALCパネル厚さ100mm以上：1時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間） 特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） 防火板（鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） 防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間） （{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）⁽¹³⁾ <p>○火災区域2P-2・火災区画2P-2の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸）及び防火板 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） 防火板（鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） 防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間） （{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）⁽¹³⁾ | <p>[11.3-B2]</p> <p>第2加工棟は建築基準法施行令第百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。</p> | <p>{8045}緊急設備 防火ダンパー</p> <p>仕様表番号：表ト-2P設-2-1、表ト-2P設-2-2、表ト-2P設-2-3、表ト-2P設-2-4</p> <p>設計番号：[11.3-F3]</p> | <p>—</p> |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|---|----------|
| 火災等による損傷の防止 | <p>○火災区域2P-3・火災区画2P-3の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸） <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 防火区画壁（強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間） 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間） 特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） 防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間） （{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）⁽¹³⁾ <p>○火災区域2P-4・火災区画2P-4の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸、防火シャッター）及び防火板 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間） 特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚さ1.5mm以上：1時間） 特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） 防火板（鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） <p>○火災区域2P-5・火災区画2P-5（I）の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸）及び防火板 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） （強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り（壁片面）：1時間）⁽¹⁷⁾ 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間） 防火板（鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） 防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間） （{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）⁽¹³⁾ | <p>[11.3-B2]</p> <p>第2加工棟は建築基準法施行令第十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。</p> | <p>{8045}緊急設備 防火ダンパー 仕様表番号：表ト-2P設-2-1、表ト-2P設-2-2、表ト-2P設-2-3、表ト-2P設-2-4 設計番号：[11.3-F3]</p> | <p>—</p> |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|--|---|----------|
| 火災等による損傷の防止 | <p>○火災区域2P-5・火災区画2P-5（Ⅱ）の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ、防火区画床、特定防火設備（防火戸）及び防火板 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） （強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り（壁片面）：1時間）⁽¹⁷⁾ 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 防火区画床（ALCパネル厚さ100mm以上：1時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間） 防火板（鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） 防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間） （{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）⁽¹³⁾ ○火災区域2P-6・火災区画2P-6の仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸、防火シャッター）及び水平シャッター <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚さ1.5mm以上：1時間） 水平シャッター（スラット板厚さ1.5mm以上：1時間） ○火災区域2P-7・火災区画2P-7（Ⅰ）の仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸） <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） （強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り（壁片面）：1時間）⁽¹⁷⁾ 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間） 防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間） （{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）⁽¹³⁾ ○火災区域2P-7・火災区画2P-7（Ⅱ）の仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸） <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） （強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り（壁片面）：1時間）⁽¹⁷⁾ 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間） | <p>[11.3-B2]</p> <p>第2加工棟は建築基準法施行令第百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。</p> | <p>{8045}緊急設備 防火ダンパー 仕様表番号：表ト-2P設-2-1、表ト-2P設-2-2、表ト-2P設-2-3、表ト-2P設-2-4 設計番号：[11.3-F3]</p> | <p>—</p> |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1: 第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号(令和3年5月24日付け)にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容) | 次回表内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|---|----------|
| 火災等による損傷の防止 | <p>○火災区域2P-8・火災区画2P-8の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火戸) <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間) 防火ダンパー(板厚さ1.5mm以上:1時間) (〔8045〕緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。)⁽¹³⁾ <p>○火災区域2P-9・火災区画2P-9の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火戸) <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) 防火ダンパー(板厚さ1.5mm以上:1時間) (〔8045〕緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。)⁽¹³⁾ <p>○堅穴区画内の第1種管理区域とその他の区域の境界(火災区画境界)の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁及び区画境界スラブ(階段部含む) <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) <p>第2加工棟の火災区画を図ハ-2-1-5-8に示す。ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画は、2P-1と2P-7(I)になる。</p> <p>火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。使用電圧が600Vを超えるケーブルは、火災区画2P-1で使用する。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> | <p>[11.3-B2]</p> <p>第2加工棟は建築基準法施行令百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。</p> | <p>{8045}緊急設備 防火ダンパー</p> <p>仕様表番号:表ト-2P設-2-1、表ト-2P設-2-2、表ト-2P設-2-3、表ト-2P設-2-4</p> <p>設計番号:[11.3-F3]</p> | <p>—</p> |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第4次申請〕表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （〔第4次申請〕別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 火災等による損傷の防止 | <p>[11.3-B3]⁽¹⁶⁾ 火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令第百十二条第20項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する火災区域境界の壁、床には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁、床にはモルタルその他の不燃材料を施工する。 火災区域貫通部の配置図を図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す。</p> <p>[11.3-F2] {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、{8029}緊急設備非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、{8029}緊急設備非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯の分電盤の配置図を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-5に、配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。</p> <p>[11.5-B1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機により平均6回/時以上換気を行う。 第2加工棟の容積：約1.3×10^4 (m³) {6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機の排気能力：約1.3×10^5 (m³/時) ({6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機は次回以降申請する。)</p> <p>⁽¹³⁾</p> | <p>[11.5-B1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> | <p>{6001}気体廃棄設備 No.1系統Ⅰ（部屋排気系統）排風機（301-F） {6002}気体廃棄設備 No.1系統Ⅱ（部屋排気系統）排風機（302-F） {6005}気体廃棄設備 No.1系統Ⅴ（局所排気系統）排風機（305-F） 仕様表番号：表ト-2 P設-2-1 設計番号：[11.5-F1] {6003}気体廃棄設備 No.1系統Ⅲ（部屋排気系統）排風機（303-F） {6006}気体廃棄設備 No.1系統Ⅵ（局所排気系統）排風機（306-F） 仕様表番号：表ト-2 P設-2-2 設計番号：[11.5-F1] {6004}気体廃棄設備 No.1系統Ⅳ（部屋排気系統）排風機（304-F） 仕様表番号：表ト-2 P設-2-3 設計番号：[11.5-F1] {6007}気体廃棄設備 No.1系統Ⅶ（部屋排気系統）排風機（307-F） {6008}気体廃棄設備 No.1系統Ⅷ（局所排気系統）排風機（308-F） 仕様表番号：表ト-2 P設-2-4 設計番号：[11.5-F1]</p> | — |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------------|--|---|---|----|
| 加工施設内における溢水による損傷の防止 | <p>[12.1-B2]</p> <p>溢水防護区画を設定し、第2加工棟の第1種管理区域から第1種管理区域外へのウランを含む溢水の流出及び第1種管理区域外から第1種管理区域への溢水の流入を防止する。</p> <p>溢水防護区画を図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50に示す。</p> <p>溢水防護区画境界の壁はコンクリート造とする又は没水水位より高い堰を設け、水の浸透を防止する構造とする。また、溢水防護区画境界の開口部は、設置する扉を密閉構造扉とする又は没水水位より高い堰を設置し、第2加工棟第2廃棄物処理室には、溢水防護区画A1-2及びA1-3の溢水を受ける地下貯槽ピット及びそのピットへ流入する経路を設けることにより、溢水防護区画外への溢水の流出を防止する。</p> <p>{8051}緊急設備 堰、密閉構造扉、地下貯槽ピット及び流入する経路の各貫通孔及び開口部の位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-8、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-53、図ハ-2-1-3-22～図ハ-2-1-3-51に示す。</p> <p>溢水防護区画内の扉は密閉構造ではない扉（図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-8）とするとともに、溢水防護区画内において閉じ込め機能を有する堰を除き区画内及び部屋間の溢水の流出入を妨げる堰がない構造とする。</p> <p>建物の上階から下階への配管貫通部はモルタル、シール材、その他の不燃材料により閉止し、溢水の拡大を防止する。</p> <p>電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50に示す没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> | — | — | — |
| | <p>[12.1-F4]</p> <p>溢水の発生を早期に検知し報知するために、{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。 （{8052}緊急設備 漏水検知器は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> <p>震度5弱相当の地震時に、第2加工棟への給水ポンプを自動停止させるために、{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を発電機・ポンプ棟に設置する。 （{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> <p>粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に{8065}緊急設備 遮水板を設ける又は設備側に{8058}緊急設備 防水カバーを設置する。 （{8065}緊急設備 遮水板、{8058}緊急設備 防水カバーは次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> | <p>[12.1-F4]</p> <p>溢水の発生を早期に検知し報知するために、{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。</p> <p>[12.1-F4]</p> <p>震度5弱相当の地震時には、第2加工棟への給水ポンプを自動停止させるために、{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を発電機・ポンプ棟に設置する。</p> <p>[12.1-F4]</p> <p>粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に{8065}緊急設備 遮水板を設ける又は設備側に{8058}緊急設備 防水カバーを設置する。</p> | <p>{8052}緊急設備 漏水検知器 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[12.1-F4]</p> <p>{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 仕様表番号：表リ-他-13 設計番号：[12.1-F4]</p> <p>{8065}緊急設備 遮水板 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[12.1-F4]</p> <p>{8058}緊急設備 防水カバー 仕様表番号：表ハ-2P設-3-1、表ハ-2P設-3-2、表ハ-2P設-5-1、表ハ-2P設-6-1 設計番号：[12.1-F2]</p> | |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|--|---|----------|
| 安全避難通路等 | <p>[13.1-F1]</p> <p>第2加工棟には、容易に識別できる{8027}緊急設備 避難通路を設置する。{8027}緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。{8027}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第二百六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8029}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には{8029-4}緊急設備 誘導灯⁽¹⁴⁾を設置する。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8029}非常用照明：94 台 ・{8029-4}誘導灯：74 台 <p>{8027}緊急設備 避難通路、{8029}緊急設備 非常用照明及び{8029-4}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-2-1-1-1-1～図リ-2-1-1-5に示す。</p> <p>[13.1-F2]</p> <p>加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。</p> <p>{8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。 ({8038-4}緊急設備 可搬型照明は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> | <p>[13.1-F2]</p> <p>加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。{8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。</p> | <p>{8038-4}緊急設備 可搬型照明</p> <p>仕様表番号：表リ-他-5</p> <p>設計番号：[13.1-F2]</p> | <p>—</p> |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 安全機能を有する施設 | <p>[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 （第2加工棟の設計基準事故時の環境条件は、設計基準事故の対象施設である{2044}粉末混合機 No.2-1 粉末投入機、{2050}プレス No.2-1、{2064}連続焼結炉 No.2-1、{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機の安全機能とあわせて説明するため、次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> <p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 （第2加工棟の付属設備のうち、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8011}消火設備 自動式の消火設備、{8052}緊急設備 漏水検知器、{8065}緊急設備 遮水板は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> <p>[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 （第2加工棟の付属設備のうち、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8011}消火設備 自動式の消火設備、{8052}緊急設備 漏水検知器、{8065}緊急設備 遮水板は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> | <p>[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> | <p>{2044}粉末混合機 No.2-1 粉末投入機 仕様表番号：表ハ-2 P設-3-1 設計番号：[10.1-F2]、[10.1-F6] {2050}プレス No.2-1 仕様表番号：表ハ-2 P設-7-1 設計番号：[11.3-F3] {2064}連続焼結炉 No.2-1 仕様表番号：表ハ-2 P設-13-1 設計番号：[11.7-F1] {6001}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統）排風機（301-F） {6002}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統）排風機（302-F） {6003}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統）排風機（303-F） {6004}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（部屋排気系統）排風機（304-F） {6005}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統）排風機（305-F） {6006}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統）排風機（306-F） {6007}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ（部屋排気系統）排風機（307-F） {6008}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統）排風機（308-F） 仕様表番号：表ト-2 P設-2-1、表ト-2 P設-2-2、表ト-2 P設-2-3、表ト-2 P設-2-4 設計番号：[11.3-F3]</p> | — |
| | <p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> | <p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> | <p>{8012}消火設備 屋内消火栓 仕様表番号：表リ-他-2 設計番号：[14.1-F1] {8011}消火設備 自動式の消火設備 {8052}緊急設備 漏水検知器 {8065}緊急設備 遮水板 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[14.1-F1]</p> | |
| | <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> | <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> | <p>{8012}消火設備 屋内消火栓 仕様表番号：表リ-他-2 設計番号：[14.2-F1] {8011}消火設備 自動式の消火設備 {8052}緊急設備 漏水検知器 {8065}緊急設備 遮水板 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[14.2-F1]</p> | |
| 警報設備等 | <p>[18.1-F1] 消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を有効に火災の発生を感知、報知することができるように設け、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置し、火災を検知した場合に警報を発する。 第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は{6048}気体廃棄設備 No.1 差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する。 （{6048}気体廃棄設備 No.1 差圧計は次回以降申請する。）⁽¹⁵⁾</p> | <p>[18.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は{6048}気体廃棄設備 No.1 差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する。</p> | <p>{6048}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ 差圧計 仕様表番号：表ト-2 P設-2-1 設計番号：[18.1-F1] {6048-2}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ 差圧計 仕様表番号：表ト-2 P設-2-2 設計番号：[18.1-F1] {6048-3}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ 差圧計 仕様表番号：表ト-2 P設-2-3 設計番号：[18.1-F1] {6048-4}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ 差圧計 仕様表番号：表ト-2 P設-2-4 設計番号：[18.1-F1]</p> | |
| | <p>{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の発生を検知した場合に警報を発する。 （{8052}緊急設備 漏水検知器は次回以降申請する。）⁽¹⁵⁾</p> | <p>[18.1-F1] {8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の発生を検知した場合に警報を発する。</p> | <p>{8052}緊急設備 漏水検知器 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1]</p> | |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|--|---|----|
| 換気設備 | <p>[23.1-B1]</p> <p>第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第2加工棟の容積：約1.3×10^4 (m³)</p> <p>{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機の排気能力：約1.3×10^5 (m³/時)</p> <p>（{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> | <p>[23.1-B1]</p> <p>第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> | <p>{6001}気体廃棄設備 No.1系統Ⅰ（部屋排気系統）排風機（301-F）</p> <p>{6002}気体廃棄設備 No.1系統Ⅱ（部屋排気系統）排風機（302-F）</p> <p>{6005}気体廃棄設備 No.1系統Ⅴ（局所排気系統）排風機（305-F）</p> <p>仕様表番号：表ト-2 P設-2-1</p> <p>設計番号：[23.1-F1]</p> <p>{6003}気体廃棄設備 No.1系統Ⅲ（部屋排気系統）排風機（303-F）</p> <p>{6006}気体廃棄設備 No.1系統Ⅵ（局所排気系統）排風機（306-F）</p> <p>仕様表番号：表ト-2 P設-2-2</p> <p>設計番号：[23.1-F1]</p> <p>{6004}気体廃棄設備 No.1系統Ⅳ（部屋排気系統）排風機（304-F）</p> <p>仕様表番号：表ト-2 P設-2-3</p> <p>設計番号：[23.1-F1]</p> <p>{6007}気体廃棄設備 No.1系統Ⅶ（部屋排気系統）排風機（307-F）</p> <p>{6008}気体廃棄設備 No.1系統Ⅷ（局所排気系統）排風機（308-F）</p> <p>仕様表番号：表ト-2 P設-2-4</p> <p>設計番号：[23.1-F1]</p> | — |
| 非常用電源設備 | <p>[24.2-F1]</p> <p>{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>（{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> <p>{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも警戒可能とする。</p> <p>{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> | <p>[24.2-F1]</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> | <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）</p> <p>仕様表番号：表リ-他-7</p> <p>設計番号：[24.2-F1]</p> | |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|---------------------------------|----------------|---------------|----------------|-------------------------------|---|---|---|--------------------------------|---|---|---|-----------------------------|---|---|---|--------------------------------------|---|---|---|---------------------------|---|---|---|-------------------------|---|---|---|-------------------------|---|---|---|---------------|---|---|---|-------------|---|---|---|-----------------|---|---|---|--|--|----------|
| 非常用電源設備 | <p>[24.2-F2] 以下の設備は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンブ）） ・{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機） ・{8029}緊急設備 非常用照明 ・{8029-4}緊急設備 誘導灯 ・{8012}消火設備 屋内消火栓 <p>（{8012}消火設備 屋内消火栓、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> <p>{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンブ））から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）から給電し、外部電源が期待できない場合でも警戒可能とする。</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>（{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> <p>電源に係る結線図を図リ-2-1-7に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: center;">（○：該当、－：該当なし）</p> <table border="1" data-bbox="379 1199 1050 1808"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを 内蔵</th> <th>非常用発電 機に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンブ））</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）*1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>緊急設備 非常用照明</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>緊急設備 誘導灯</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>消火設備 屋内消火栓*2</td> <td>－</td> <td>○</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：次回以降の申請。所内通信連絡設備（電話交換機）は事務棟に設置する。 *2：次回以降の申請。</p> | 設備・機器名称 機器名 | バッテリーを 内蔵 | 非常用発電 機に接続 | 設備からの 給電で動作 | 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンブ）） | ○ | ○ | － | 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）） | － | － | ○ | 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）*1 | ○ | ○ | － | 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ）） | － | － | ○ | 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機） | － | － | ○ | 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機） | ○ | ○ | － | 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） | － | － | ○ | 緊急設備 非常用照明 | ○ | ○ | － | 緊急設備 誘導灯 | ○ | ○ | － | 消火設備 屋内消火栓*2 | － | ○ | － | <p>[24.2-F2] {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンブ））、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯、{8012}消火設備 屋内消火栓は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>[24.2-F2] {8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> | <p>{8012}消火設備 屋内消火栓 仕様表番号：表リ-他-2 設計番号：[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-2-1 設計番号：[24.1-F1] {8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-2-2 設計番号：[24.1-F1]</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機） 仕様表番号：表リ-他-7 設計番号：[24.2-F2] {8005}非常用電源設備A 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-2-3 設計番号：[24.1-F1]</p> | <p>—</p> |
| 設備・機器名称 機器名 | バッテリーを 内蔵 | 非常用発電 機に接続 | 設備からの 給電で動作 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンブ）） | ○ | ○ | － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）） | － | － | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）*1 | ○ | ○ | － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ）） | － | － | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機） | － | － | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機） | ○ | ○ | － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） | － | － | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 緊急設備 非常用照明 | ○ | ○ | － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 緊急設備 誘導灯 | ○ | ○ | － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消火設備 屋内消火栓*2 | － | ○ | － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|---|--|
| 通信連絡設備 | <p>[25.1-F1]</p> <p>第2加工棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。 {8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、 {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））を設置し、アンプに付属するマイクにより建物内における放送が可能とする。 {8007-10}{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクによる、{8007}{8007-2}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））からの事業所内建物間における相互の放送が可能とする。 （事業所内建物間における相互の放送の確認は次回以降申請する。 {8007-2}{8007-3}{8007-4}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクのうち第2加工棟以外に設置するマイクは次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> <p>{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、 {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））の配置を図リ-2-1-2-1～図リ-2-1-2-5に、系統図を図リ-2-1-9に示す。</p> <p>{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）を設置し、PHSアンテナに付属する所内携帯電話機（PHS）又は固定電話機により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする。 {8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続する。 （{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> <p>{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）の配置を図リ-2-1-2-1～図リ-2-1-2-5に、系統図を図リ-2-1-10示す。</p> <p>○設備の員数（通信連絡設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ {8007}所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））：66台 ・ {8007-12}所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））：1台 ・ {8007-11}所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））：15台 ・ {8007-13}所内通信連絡設備（固定電話機）：23台 <p>[25.2-F1]</p> <p>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。 （{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備は次回以降申請する。）⁽¹³⁾</p> | <p>[25.1-F1]</p> <p>{8007-10}{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクによる、{8007}{8007-2}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））からの事業所内建物間における相互の放送が可能とする。</p> <p>[25.1-F1]</p> <p>{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続する。</p> <p>[25.2-F1]</p> <p>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。</p> | <p>{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ）） {8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ）） {8007}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））^(注4) 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機） 仕様表番号：表リ-他-7 設計番号：[25.1-F1]</p> <p>{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備 仕様表番号：表リ-他-6 設計番号：[25.2-F1]</p> | <p>（注4）後半申請の対象である{8007-2}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））を除く。</p> |

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ハ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|--------------------|--|---|--|----------|
| <p>その他許可で求める仕様</p> | <p>[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第2加工棟の全ての屋根にアクセス可能とする。 全ての屋根へのアクセスルート、図ハ-2-1-1-24～図ハ-2-1-1-28に示す。</p> <p>[99-B4] 第2加工棟はF3竜巻荷重を十分に上回る保有水平耐力を確保し、F3竜巻荷重による倒壊を防止する。</p> <p>F3竜巻発生時の部分的な損傷の程度については以下に示す。 第2加工棟の1階の外壁、外部扉は、F3竜巻の風荷重、想定する全てのF3竜巻飛来物による建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。（建物1階の損傷はないため、設備への影響はない。） 2階の外壁は、F3竜巻の風荷重、想定する全てのF3竜巻飛来物の建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。（F3竜巻飛来物による鋼製材が外部扉を貫通し、設備が損傷する。ただし、燃料集合体及び燃料棒の貯蔵施設は、内壁によって防護されるため損傷はない。） 3階の外壁はF3竜巻の風荷重による損傷はないが、F3竜巻飛来物によって外部扉及び一部の外壁は損傷、貫通する。（飛来物が外壁、外部扉を貫通し、設備が損傷する。ただし、貯蔵施設は、内壁、防護壁によって損傷はない。） 屋根は、想定する全てのF3竜巻飛来物による建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。（建物屋根の損傷はないため、設備への影響はない。）</p> <p>[99-B5] 第2加工棟は、更なる安全性余裕を確保し、放射線被ばくのおそれを低減するため、Sクラスに求められる程度の静的地震力（1G程度）に対して、建物の過度の変形・損傷を防止し、終局に至らない。</p> <p>[99-F7] F3竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置している{6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、{6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1のダクトにダンパーを設ける。 （{6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1のダクトは次回以降申請する。） <small>(13)</small></p> | <p>[99-F7] F3竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置している{6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため{6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1のダクトにダンパーを設ける。</p> | <p>{6047}気体廃棄設備No.1系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ（給気系統）ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-1 設計番号：[99-F7] {6047-2}気体廃棄設備No.1系統Ⅲ系統Ⅵ（給気系統）ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-2 設計番号：[99-F7] {6047-3}気体廃棄設備No.1系統Ⅳ（給気系統）ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-3 設計番号：[99-F7] {6047-4}気体廃棄設備No.1系統Ⅶ系統Ⅷ（給気系統）ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-4 設計番号：[99-F7]</p> | <p>—</p> |

添2表参1-34-1 ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置上部^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1: ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置上部の仕様は第4次申請の表ニ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号(令和3年5月24日付け)にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-2-1の内容) | 次回表内容 ([第4次申請]表ニ-2-1(別表2)の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8 cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号: [4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-35-1 ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1: ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部の仕様は第4次申請の表ニ-2-2に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号(令和3年5月24日付け)にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-2-2の内容) | 次回表内容 ([第4次申請]表ニ-2-2(別表3)の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8 cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号: [4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-36-1 ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1: ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部の仕様は第4次申請の表ニ-2-3に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号(令和3年5月24日付け)にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-2-3の内容) | 次回表内容 ([第4次申請]表ニ-2-3(別表2)の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号: [4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-37-1 ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部の仕様は第4次申請の表ニ-2-4に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第4次申請〕表ニ-2-4の内容） | 次回表内容 （〔第4次申請〕表ニ-2-4（別表3）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号：[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-38-1 燃料棒解体装置 No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：燃料棒解体装置 No.1の仕様は第4次申請の表ニ-3-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第4次申請〕表ニ-3-1の内容） | 次回表内容 （〔第4次申請〕表ニ-3-1（別表2）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-4領域の単一ユニット（No.2-4(1)）を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。（複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。）⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号：[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-39-1 燃料棒トレイ置台^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1: 燃料棒トレイ置台の仕様は第4次申請の表ニ-4-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号(令和3年5月24日付け)にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-4-1の内容) | 次回表内容 ([第4次申請]表ニ-4-1(別表3)の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|--|---|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(2))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 <p>燃料棒装荷部</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下方向段数:1 段 装荷部高さ:40 cm 以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm 以下 面間距離 :30.5 cm 以上 長さ方向:無限長さ <p>燃料棒トレイ</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm 以上 <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器</p> <p>仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-40-1 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1: 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部の仕様は第4次申請の表ニ-5-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号(令和3年5月24日付け)にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-5-1の内容) | 次回表内容 ([第4次申請]表ニ-5-1(別表3)の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|--|---|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(2))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 <p>燃料棒装荷部</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下方向段数:1 段 装荷部高さ:40 cm 以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm 以下 面間距離 :30.5 cm 以上 長さ方向:無限長さ <p>燃料棒トレイ</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm 以上 <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器</p> <p>仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-41-1 脱ガス設備 No.1 運搬台車^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1: 脱ガス設備 No.1 運搬台車の仕様は第4次申請の表ニ-5-2に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号(令和3年5月24日付け)にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-5-2の内容) | 次回表内容 ([第4次申請]表ニ-5-2(別表3)の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|--|---|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(2))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 <p>燃料棒装荷部</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下方向段数:1 段 装荷部高さ:40 cm 以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm 以下 面間距離 :30.5 cm 以上 長さ方向:無限長さ <p>燃料棒トレイ</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm 以上 <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器</p> <p>仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1</p> <p>設計番号:[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-42-1 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部の仕様は第4次申請の表ニ-6-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第4次申請〕表ニ-6-1の内容） | 次回表内容 （〔第4次申請〕表ニ-6-1（別表3）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-4領域の単一ユニット（No.2-4(3)）を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。（複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。）⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号：[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-43-1 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1 部^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1 部の仕様は第4次申請の表ニ-6-2に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第4次申請〕表ニ-6-2の内容） | 次回表内容 （〔第4次申請〕表ニ-6-2（別表3）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(3)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm 以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号：[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-44-1 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2 部^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2 部の仕様は第4次申請の表ニ-6-3に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第4次申請〕表ニ-6-3の内容） | 次回表内容 （〔第4次申請〕表ニ-6-3（別表3）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-4領域の単一ユニット（No.2-4(3)）を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm 以下</p> <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。（複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。）⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号：[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-45-1 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部の仕様は第4次申請の表ニ-6-4に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第4次申請〕表ニ-6-4の内容） | 次回表内容 （〔第4次申請〕表ニ-6-4（別表3）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-4領域の単一ユニット（No.2-4(3)）を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。（複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。）⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号：[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-46-1 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1: 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部の仕様は第4次申請の表ニ-7-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号(令和3年5月24日付け)にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-7-1の内容) | 次回表内容 ([第4次申請]表ニ-7-1(別表3)の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号: [4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-47-1 燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部の仕様は第4次申請の表ニ-7-2に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第4次申請〕表ニ-7-2の内容） | 次回表内容 （〔第4次申請〕表ニ-7-2（別表2）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm 以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号：[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-48-1 燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部の仕様は第4次申請の表ニ-7-3に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第4次申請〕表ニ-7-3の内容） | 次回表内容 （〔第4次申請〕表ニ-7-3（別表2）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-4領域の単一ユニット（No.2-4(1)）を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。（複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。）⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号：[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-49-1 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部の仕様は第4次申請の表ニ-7-4に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第4次申請〕表ニ-7-4の内容） | 次回表内容 （〔第4次申請〕表ニ-7-4（別表3）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-4領域の単一ユニット（No.2-4(1)）を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。（複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。）⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号：[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-50-1 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (A) (注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1: 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (A) の仕様は第4次申請の表ニ-8-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号(令和3年5月24日付け)にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-8-1の内容) | 次回表内容 ([第4次申請]表ニ-8-1(別表2)の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(3)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号: [4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-51-1 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) (注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1: 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) の仕様は第4次申請の表ニ-9-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号(令和3年5月24日付け)にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-9-1の内容) | 次回表内容 ([第4次申請]表ニ-9-1(別表2)の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(3)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号: [4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-52-1 ペレット検査台 No.2^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1: ペレット検査台 No.2 の仕様は第4次申請の表ニ-10-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号(令和3年5月24日付け)にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-10-1の内容) | 次回表内容 ([第4次申請]表ニ-10-1(別表2)の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号: [4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-53-1 燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1部^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1部の仕様は第4次申請の表ニ-11-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第4次申請〕表ニ-11-1の内容） | 次回表内容 （〔第4次申請〕表ニ-11-1（別表2）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(6)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm 以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号：[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-54-1 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部の仕様は第4次申請の表ニ-11-2に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ニ-11-2の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]表ニ-11-2（別表2）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-4領域の単一ユニット（No.2-4(1)及びNo.2-4(6)）を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下</p> <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。（複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。）⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2P設-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2P設-2-1、表ニ-2P設-3-1、表ニ-2P設-3-2、表ニ-2P設-4-1、表ニ-2P設-4-2、表ニ-2P設-4-3、表ニ-2P設-5-1、表ニ-2P設-5-2、表ニ-2P設-6-1、表ニ-2P設-6-2、表ニ-2P設-6-3、表ニ-2P設-6-4、表ニ-2P設-6-5、表ニ-2P設-7-1、表ニ-2P設-7-2、表ニ-2P設-7-3、表ホ-2P設-2-1、表ホ-2P設-2-2、表ホ-2P設-3-1、表ホ-2P設-3-2、表ホ-2P設-4-1、表ホ-2P設-4-2、表ホ-2P設-5-1、表ホ-2P設-6-1、表ホ-2P設-7-1、表ホ-2P設-8-1、表ホ-2P設-8-2、表ホ-2P設-8-3、表ヘ-2P設-22-1、表ヘ-2P設-22-2、表ヘ-2P設-23-1 設計番号：[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-55-1 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部の仕様は第4次申請の表ニ-11-3に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ニ-11-3の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]表ニ-11-3（別表2）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-4領域の単一ユニット（No.2-4(1)）を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下</p> <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。（複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。）⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号：[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-56-1 ペレット一時保管台^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1: ペレット一時保管台の仕様は第4次申請の表ニ-12-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号(令和3年5月24日付け)にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-12-1の内容) | 次回表内容 ([第4次申請]表ニ-12-1(別表2)の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(4))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8 cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2P設-1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2P設-2-1、表ニ-2P設-3-1、表ニ-2P設-3-2、表ニ-2P設-4-1、表ニ-2P設-4-2、表ニ-2P設-4-3、表ニ-2P設-5-1、表ニ-2P設-5-2、表ニ-2P設-6-1、表ニ-2P設-6-2、表ニ-2P設-6-3、表ニ-2P設-6-4、表ニ-2P設-6-5、表ニ-2P設-7-1、表ニ-2P設-7-2、表ニ-2P設-7-3、表ホ-2P設-2-1、表ホ-2P設-2-2、表ホ-2P設-3-1、表ホ-2P設-3-2、表ホ-2P設-4-1、表ホ-2P設-4-2、表ホ-2P設-5-1、表ホ-2P設-6-1、表ホ-2P設-7-1、表ホ-2P設-8-1、表ホ-2P設-8-2、表ホ-2P設-8-3、表ヘ-2P設-22-1、表ヘ-2P設-22-2、表ヘ-2P設-23-1 設計番号: [4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-57-1 ペレット検査装置 No.5^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1:ペレット検査装置 No.5の仕様は第4次申請の表ニ-13-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号(令和3年5月24日付け)にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-13-1の内容) | 次回表内容 ([第4次申請]表ニ-13-1(別表2)の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(5))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号:追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号:[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-58-1 ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部の仕様は第4次申請の表ニ-14-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ニ-14-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]表ニ-14-1（別表3）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-4領域の単一ユニット（No.2-4(6)）を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下</p> <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。（複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。）⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号：[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-59-1 ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1:ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部の仕様は第4次申請の表ニ-14-2に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号(令和3年5月24日付け)にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 ([第4次申請]表ニ-14-2の内容) | 次回表内容 ([第4次申請]表ニ-14-2(別表3)の内容) | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(6))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8 cm以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2P設-1に示す設備・機器 仕様表番号:追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2P設-2-1、表ニ-2P設-3-1、表ニ-2P設-3-2、表ニ-2P設-4-1、表ニ-2P設-4-2、表ニ-2P設-4-3、表ニ-2P設-5-1、表ニ-2P設-5-2、表ニ-2P設-6-1、表ニ-2P設-6-2、表ニ-2P設-6-3、表ニ-2P設-6-4、表ニ-2P設-6-5、表ニ-2P設-7-1、表ニ-2P設-7-2、表ニ-2P設-7-3、表ホ-2P設-2-1、表ホ-2P設-2-2、表ホ-2P設-3-1、表ホ-2P設-3-2、表ホ-2P設-4-1、表ホ-2P設-4-2、表ホ-2P設-5-1、表ホ-2P設-6-1、表ホ-2P設-7-1、表ホ-2P設-8-1、表ホ-2P設-8-2、表ホ-2P設-8-3、表ヘ-2P設-22-1、表ヘ-2P設-22-2、表ヘ-2P設-23-1 設計番号:[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-60-1 燃料棒解体装置 No.2^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：燃料棒解体装置 No.2 の仕様は第4次申請の表ニ-15-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ニ-15-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]表ニ-15-1（別表2）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(7)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm 以下</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号：[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-61-1 計量設備架台 No.9^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：計量設備架台 No.9 の仕様は第4次申請の表ニ-16-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ニ-16-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]表ニ-16-1（別表2）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-4領域の単一ユニット（No.2-4(8)）を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm 以下</p> <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。（複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。）⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号：[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-62-1 計量設備架台 No.10^(註1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：計量設備架台 No.10 の仕様は第4次申請の表ニ-17-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ニ-17-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]表ニ-17-1（別表2）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-4領域の単一ユニット（No.2-4(9)）を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下</p> <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。（複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。）⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号：[4.2-F1]</p> | — |

添2表参1-63-1 燃料棒搬送設備 No.9^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：燃料棒搬送設備 No.9 の仕様は第4次申請の表ニ-18-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ニ-18-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]表ニ-18-1（別表2）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-4領域の単一ユニット（No.2-4(3)）を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm 以下</p> <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。（複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。）⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-4領域に配置する図ニ-2 P設-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表ニ-2-1、追第4次表ニ-2-2、追第4次表ニ-2-3、追第4次表ニ-2-4、追第4次表ニ-3-1、追第4次表ニ-4-1、追第4次表ニ-5-1、追第4次表ニ-5-2、追第4次表ニ-6-1、追第4次表ニ-6-2、追第4次表ニ-6-3、追第4次表ニ-6-4、追第4次表ニ-7-1、追第4次表ニ-7-2、追第4次表ニ-7-3、追第4次表ニ-7-4、追第4次表ニ-8-1、追第4次表ニ-9-1、追第4次表ニ-10-1、追第4次表ニ-11-1、追第4次表ニ-11-2、追第4次表ニ-11-3、追第4次表ニ-12-1、追第4次表ニ-13-1、追第4次表ニ-14-1、追第4次表ニ-14-2、追第4次表ニ-15-1、追第4次表ニ-16-1、追第4次表ニ-17-1、追第4次表ニ-18-1、追第1次表ヘ-12-1、表ニ-2 P設-2-1、表ニ-2 P設-3-1、表ニ-2 P設-3-2、表ニ-2 P設-4-1、表ニ-2 P設-4-2、表ニ-2 P設-4-3、表ニ-2 P設-5-1、表ニ-2 P設-5-2、表ニ-2 P設-6-1、表ニ-2 P設-6-2、表ニ-2 P設-6-3、表ニ-2 P設-6-4、表ニ-2 P設-6-5、表ニ-2 P設-7-1、表ニ-2 P設-7-2、表ニ-2 P設-7-3、表ホ-2 P設-2-1、表ホ-2 P設-2-2、表ホ-2 P設-3-1、表ホ-2 P設-3-2、表ホ-2 P設-4-1、表ホ-2 P設-4-2、表ホ-2 P設-5-1、表ホ-2 P設-6-1、表ホ-2 P設-7-1、表ホ-2 P設-8-1、表ホ-2 P設-8-2、表ホ-2 P設-8-3、表ヘ-2 P設-22-1、表ヘ-2 P設-22-2、表ヘ-2 P設-23-1 設計番号：[4.2-F1]</p> | — |

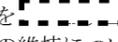
添2表参1-64-1 燃料集合体保管ラックC型 No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：燃料集合体保管ラックC型 No.1の仕様は第4次申請の表へ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第4次申請〕表へ-2-1の内容） | 次回表内容 （〔第4次申請〕表へ-2-1（別表3）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|--|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-6領域（南側）の単一ユニット（No.2-6(1)）を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限（保管用缶配列） 燃料集合体1体を収納する保管用缶の配列 （燃料集合体1体を搬送する天井クレーンを含む） 列方向及び横方向：無限個 保管用缶中心間距離：33.5 cm以上 上下方向：1個 ・中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸：24.7 cm以下 横 内寸：24.7 cm以下 厚さ : 0.1 cm以上 高さ : 380 cm以上 材質：ホウ素入りステンレス鋼 （ホウ素の含有率 1.0 wt%以上） <p>[4.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第2-6領域（南側）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認する。複数ユニットの臨界安全評価を実施した結果に基づいて、単一ユニットを配置する。単一ユニット間の面間距離をとなるように配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。（複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。）⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第2-6領域（南側）の南側では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認する。複数ユニットの臨界安全評価を実施した結果に基づいて、単一ユニットを配置する。単一ユニット間の面間距離をとなるように配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-6領域（南側）に配置する追第4次図へ-1に示す設備・機器 仕様表番号： 追第4次表へ-2-1、 追第4次表へ-2-3 設計番号：[4.2-F2]</p> | — |

添2表参1-65-1 燃料集合体保管ラックC型 No.2^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：燃料集合体保管ラックC型 No.2の仕様は第4次申請の表へ-2-2に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表へ-2-2の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]表へ-2-2（別表3）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|---|---|----------|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-6領域(北側)の単一ユニット(No.2-6(3))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限(保管用缶配列) 燃料集合体1体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体1体を搬送する天井クレーンを含む) 列方向及び横方向：無限個 保管用缶中心間距離：33.5 cm以上 上下方向：1個 ・中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸：24.7 cm以下 横 内寸：24.7 cm以下 厚さ : 0.1 cm以上 高さ : 380 cm以上 材質：ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上) <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-6領域(北側)には、1つの単一ユニット「燃料集合体保管ラックC型」のみを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-6領域(北側)には、1つの単一ユニット「燃料集合体保管ラックC型」のみを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-6領域(北側)に配置する追第4次図へ-1に示す設備・機器 仕様表番号：追第4次表へ-2-2 設計番号：[4.2-F2]</p> | <p>—</p> |

添2表参1-66-1 燃料集合体保管ラックD型 No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：燃料集合体保管ラックD型 No.1の仕様は第4次申請の表へー2-3に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （〔第4次申請〕表ト-2-3の内容） | 次回表内容 （〔第4次申請〕表へー2-3（別表3）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|---|--|----|
| 核燃料物質の臨界防止 | <p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-6領域(南側)の単一ユニット(No.2-6(2))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限(保管用缶配列) 燃料集合体1体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体1体を搬送する天井クレーンを含む) 列方向:2列 横方向:無限個 保管用缶中心間距離:27.5 cm以上 各列に6個に1個の割合で保管用缶を使用不可とし、使用不可とする位置を1列目と2列目で3個ずつずらす。 上下方向:1個 ・中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸:23.3 cm以下 横 内寸:23.3 cm以下 厚さ :0.5 cm以上 高さ :380 cm以上 材質:ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率1.0 wt%以上) <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-6領域(南側)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認する。複数ユニットの臨界安全評価を実施した結果に基づいて、単一ユニットを配置する。単一ユニット間の面間距離をとなるように配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p> | <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-6領域(南側)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認する。複数ユニットの臨界安全評価を実施した結果に基づいて、単一ユニットを配置する。単一ユニット間の面間距離をとなるように配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> | <p>第2-6領域(南側)に配置する追第4次図へー1に示す設備・機器 仕様表番号: 追第4次表へー2-1、 追第4次表へー2-3 設計番号:[4.2-F2]</p> | — |

添2表参1-67-1 第5廃棄物貯蔵棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第5廃棄物貯蔵棟の仕様は第4次申請の表ト-4-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ト-4-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ト-4-1-3の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|---|--|----------|
| 火災等による損傷の防止 | <p>[11.1-F1]⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾ 第5廃棄物貯蔵棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟は危険物特定屋内貯蔵所であるため、{8010-4}消火設備 消火器は、危険物の規制に関する政令第二十条第1項第二号及び危険物の規制に関する規則第三十条第二号、同第三十四条第2項第一号に基づく設置基準に対して、裕度を見込んで設置する。</p> <p>{8010-4}消火設備 消火器は、消防法施行令第十条第2項第二号に基づき、通行又は避難に支障がなく、使用に際して容易に持ち出すことができる屋外に設置する。消火器格納箱に格納し、転倒防止策を講じて設置する。</p> <p>○設備の員数（{8010-4}消火設備 消火器）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ABC粉末消火器50型：2本 ・ABC粉末消火器10型：1本 <p>{8010-4}消火設備 消火器の配置を図リ-2-1-6に示す。</p> <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプを、消防法施行令第二十条に準拠して設置する。{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2基配置する。 （{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは次回以降申請する。）⁽¹⁶⁾</p> | <p>[11.1-F1]</p> <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプを、消防法施行令第二十条に準拠して設置する。{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2基配置する。</p> | <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプ 仕様表番号：表リ-他-3 設計番号：[11.1-F1]</p> | <p>—</p> |
| | <p>[11.1-F2]⁽¹⁸⁾ 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号に基づき防爆型の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を設置し、第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。</p> <p>○設備の員数（{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱感知器（スポット型、防爆型）：3台 <p>{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の配置を図リ-2-1-6に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リ-2-1-12に示す。 （第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は次回以降申請する。）⁽¹⁶⁾</p> | <p>[11.1-F2]</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。</p> | <p>第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機） 仕様表番号：追第4次表ト-4-1、表ト-W3建-1 設計番号：[11.1-F2]</p> | |

添2表参1-67-1 第5廃棄物貯蔵棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第5廃棄物貯蔵棟の仕様は第4次申請の表ト-4-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ト-4-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ト-4-1-3の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|--|--------------------------------|---------------|----|
| 火災等による損傷の防止 | <p>[11.3-B1] 第5廃棄物貯蔵棟は不燃性材料である鉄筋コンクリートで造り、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。また、第5廃棄物貯蔵棟は消防法第十条、危険物の規制に関する政令第二条、危険物の規制に関する規則第十六条の二の三第2項、同第三十四条第1項第二号に基づく危険物特定屋内貯蔵所とし、消防法第十条で定める危険物に該当する放射性廃棄物の保管廃棄に適合した構造とする。屋根のアスファルト防水層は難燃性を有する。 第5廃棄物貯蔵棟に使用する材料を別表ト-4-1-2に示す。</p> <p>[11.3-B2] 第5廃棄物貯蔵棟は、建物全体を1つの火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。 火災区画の燃焼時間は火災区画の耐火時間を超えない。 第5廃棄物貯蔵棟の火災区画を図ト-4-1-13に示す。 火災区画ごとの材料及び厚さを別表ト-4-1-1、別表ト-4-1-2、図ト-4-1-8、図ト-4-1-9及び図ト-4-1-11に示す。</p> <p>○火災区画 W5の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 区画境界壁及び特定防火設備（防火戸） ・耐火時間：1.0時間以上 区画境界壁（鉄筋コンクリート壁 厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（骨組を鉄材又は鋼材で造り、両面に厚さが0.5mm以上の鉄板又は鋼板を貼ったもの：1時間） <p>第5廃棄物貯蔵棟屋内にケーブルを使用する場合には、難燃性ケーブルを使用し、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号、電気設備に関する技術基準を定める省令第六十九条第1項第一号に基づき、金属管に収容し、電気火災の発生を防止する。</p> <p>電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設ける。第5廃棄物貯蔵棟に設置する分電盤は、分電盤を金属製とするとともに、屋外に設置することから防水性能を有するものとし、水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B3] 第5廃棄物貯蔵棟は危険物特定屋内貯蔵所であり、外壁面のケーブル又は金属管が貫通する箇所には、危険物の規制に関する政令第十条第1項第六号に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもの又はモルタルその他の不燃材料を施工する。</p> <p>[11.3-F2] {8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 分電盤の配置図を図リ-2-1-6に、配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-8に示す。</p> | - | - | - |

添2表参1-67-1 第5廃棄物貯蔵棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第5廃棄物貯蔵棟の仕様は第4次申請の表ト-4-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ト-4-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ト-4-1-3の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|--|--|----|
| 安全避難通路等 | <p>[13.1-F1]⁽¹⁸⁾</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟に容易に識別できる{8034}緊急設備 避難通路を設ける。{8034}緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。1箇所の扉が、非常口となる。</p> <p>危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には防爆型の{8037}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に防爆型の{8037-2}緊急設備 誘導灯を設ける。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8037}非常用照明：3台（防爆型） ・{8037-2}誘導灯：1台（防爆型） <p>{8034}緊急設備 避難通路、{8037}緊急設備 非常用照明及び{8037-2}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-2-1-6に示す。</p> <p>[13.1-F2]</p> <p>加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。{8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。</p> <p>（{8038-4}緊急設備 可搬型照明は次回以降申請する。）⁽¹⁶⁾</p> | <p>[13.1-F2]</p> <p>加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。{8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。</p> | <p>{8038-4}緊急設備 可搬型照明</p> <p>仕様表番号：表リ-他-5</p> <p>設計番号：[13.1-F2]</p> | — |
| 警報設備等 | <p>[18.1-F1]</p> <p>早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号に基づき防爆型の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を有効に火災の発生を感知することができるように設置し、第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続して火災を検知した場合に警報を発する。</p> <p>（第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は次回以降申請する。）⁽¹⁶⁾</p> | <p>[18.1-F1]</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続して火災を検知した場合に警報を発する。</p> | <p>第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）</p> <p>仕様表番号：追第4次表ト-4-1、表ト-W3建-1</p> <p>設計番号：[18.1-F1]</p> | |

添2表参1-67-1 第5廃棄物貯蔵棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第5廃棄物貯蔵棟の仕様は第4次申請の表ト-4-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ト-4-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ト-4-1-3の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|---|---|----|
| 非常用電源設備 | <p>[24.2-F1]</p> <p>{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵している第1加工棟の{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能。</p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵している事務棟（周辺監視区域）の{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能。</p> <p>（{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は次回以降申請する。）⁽¹⁶⁾</p> <p>{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵している第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも無警戒とならない。</p> <p>（{8009-13}第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は次回以降申請する。）⁽¹⁶⁾</p> <p>{8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> | <p>[24.2-F1]</p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））は、停電時に備えてバッテリーを内蔵している事務棟（周辺監視区域）の{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>[24.2-F1]</p> <p>{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、停電時に備えてバッテリーを内蔵している第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも無警戒とならないようにする。</p> | <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機） 仕様表番号：表リ-他-7 設計番号：[24.2-F1]</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機） 仕様表番号：追第4次表ト-4-1、表ト-W3建-1 設計番号：[24.2-F1]</p> | — |

添2表参1-67-1 第5廃棄物貯蔵棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第5廃棄物貯蔵棟の仕様は第4次申請の表ト-4-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ト-4-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ト-4-1-3の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|--|---|---------------|----------------|---------------------------------|---|---|---|--------------------------------|---|---|---|-----------------------------|---|---|---|--------------------------------------|---|---|---|---------------------------|---|---|---|-------------------------|---|---|---|---------------|---|---|---|-------------|---|---|---|--|--|---|
| 非常用電源設備 | <p>[24.2-F2]</p> <p>{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続している第1加工棟の{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続している第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）から給電し、外部電源が期待できない場合でも無警戒とならないようにする。</p> <p>{8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯は、{8001}非常用電源設備 No.1 {8003}非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>（{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機、{8009-13}第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は次回以降申請する。）⁽¹⁶⁾</p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））は、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続している{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>（{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機は次回以降申請する。）⁽¹⁶⁾</p> <p>電源に係る結線図を図リ-2-1-8、図リ-2-1-13に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: center;">（○：該当、－：該当なし）</p> <table border="1" data-bbox="359 1205 1062 1766"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリー を内蔵</th> <th>非常用発電 機に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））*1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）*2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）*3</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>緊急設備 非常用照明</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>緊急設備 誘導灯</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は第1加工棟に設置する。 *2：次回以降の申請。所内通信連絡設備（電話交換機）は事務棟に設置する。 *3：次回以降の申請。自動火災報知設備（受信機）は第3廃棄物貯蔵棟に設置する。</p> | 設備・機器名称 機器名 | バッテリー を内蔵 | 非常用発電 機に接続 | 設備からの 給電で動作 | 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））*1 | ○ | ○ | － | 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）） | － | － | ○ | 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）*2 | ○ | ○ | － | 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ）） | － | － | ○ | 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）*3 | ○ | ○ | － | 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） | － | － | ○ | 緊急設備 非常用照明 | ○ | ○ | － | 緊急設備 誘導灯 | ○ | ○ | － | <p>[24.2-F2]</p> <p>{8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> | <p>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-2-1 設計番号：[24.1-F1]</p> <p>{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-2-2 設計番号：[24.1-F1]</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機） 仕様表番号：追第4次表ト-4-1、表ト-W3建-1 設計番号：[24.2-F2]</p> | — |
| 設備・機器名称 機器名 | バッテリー を内蔵 | 非常用発電 機に接続 | 設備からの 給電で動作 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））*1 | ○ | ○ | － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）） | － | － | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）*2 | ○ | ○ | － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ）） | － | － | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）*3 | ○ | ○ | － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） | － | － | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 緊急設備 非常用照明 | ○ | ○ | － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 緊急設備 誘導灯 | ○ | ○ | － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>[24.2-F2]</p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））は、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> | <p>{8005}非常用電源設備A 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-2-3 設計番号：[24.1-F1]</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機） 仕様表番号：表リ-他-7 設計番号：[24.2-F2]</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

添2表参1-67-1 第5廃棄物貯蔵棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：第5廃棄物貯蔵棟の仕様は第4次申請の表ト-4-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表ト-4-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]別表ト-4-1-3の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 |
|---------------|---|---|---|--|
| 通信連絡設備 | <p>[25.1-F1]</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。</p> <p>{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））を設置し、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクにより建物内における放送が可能となるようにする。</p> <p>（{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第3次申請にて申請済み。）</p> <p>{8007-10}{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクによる、{8007}{8007-2}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））からの事業所内建物間における相互の放送が可能とする。</p> <p>（事業所内建物間における相互の放送の確認は次回以降申請する。{8007-2}{8007-3}{8007-4}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクのうち第2加工棟以外に設置するマイクは次回以降申請する。）⁽¹⁶⁾</p> <p>{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の配置を図リ-2-1-6に、系統図を図リ-2-1-9に示す。</p> | <p>[25.1-F1]</p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続する。</p> | <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）</p> <p>仕様表番号：表リ-他-7</p> <p>設計番号：[25.1-F1]</p> | |
| | <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））を設置し、PHSアンテナに付属する所内携帯電話機（PHS）により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能となるようにする。</p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続する。</p> <p>（{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は次回以降申請する。）⁽¹⁶⁾</p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））の配置を図リ-2-1-6に、系統図を図リ-2-1-10に示す。</p> <p>○設備の員数（通信連絡設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8007-5}所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））：1台 ・{8007-6}所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））：1台 | <p>[25.1-F1]</p> <p>{8007-10}{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクによる、{8007}{8007-2}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））からの事業所内建物間における相互の放送が可能とする。</p> | <p>{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））</p> <p>{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））</p> <p>{8007}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））^(注2)</p> <p>仕様表番号：追第4次表ト-4-1</p> <p>設計番号：[25.1-F1]</p> | <p>（注2）後半申請の対象である{8007-2}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））を除く。</p> |
| | <p>[25.2-F1]</p> <p>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。</p> <p>（{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備は次回以降申請する。）⁽¹⁶⁾</p> | <p>[25.2-F1]</p> <p>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。</p> | <p>{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備</p> <p>仕様表番号：表リ-他-6</p> <p>設計番号：[25.2-F1]</p> | |

添2表参1-68-1 モニタリングポスト No.1^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：モニタリングポスト No.1の仕様は第4次申請の表チ-2-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表チ-2-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]表チ-2-1（別表4）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 | | | | | | | | | |
|----------------|--|----------------------------------|---------------|-----------|---------------|---|---|---|--|--|---|---|---|
| 非常用電源設備 | <p>[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 （{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。）⁽¹⁾ 電源に係る結線図を図リ-2-1-7に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。</p> <p>以上を次表に示す。 (○:該当、—:該当なし)</p> <table border="1" data-bbox="359 720 1059 829"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを内蔵</th> <th>非常用発電機に接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポストNo.1</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 設備・機器名称 機器名 | バッテリーを内蔵 | 非常用発電機に接続 | モニタリングポストNo.1 | ○ | ○ | — | | | <p>[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> | <p>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-2-1 設計番号：[24.1-F1] {8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-2-2 設計番号：[24.1-F1]</p> | — |
| 設備・機器名称 機器名 | バッテリーを内蔵 | 非常用発電機に接続 | | | | | | | | | | | |
| モニタリングポストNo.1 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| — | | | | | | | | | | | | | |

添2表参1-69-1 モニタリングポスト No.2^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：モニタリングポスト No.2 の仕様は第4次申請の表チ-3-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表チ-3-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]表チ-3-1（別表4）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 | | | | | | | | | |
|----------------|---|----------------------------------|---------------|-----------|---------------|---|---|---|--|--|---|---|---|
| 非常用電源設備 | <p>[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 （{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。）⁽¹⁾ 電源に係る結線図を図リ-2-1-7に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。</p> <p>以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし)</p> <table border="1" data-bbox="359 720 1065 829"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを内蔵</th> <th>非常用発電機に接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポストNo.2</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 設備・機器名称 機器名 | バッテリーを内蔵 | 非常用発電機に接続 | モニタリングポストNo.2 | ○ | ○ | — | | | <p>[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> | <p>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-2-1 設計番号：[24.1-F1] {8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-2-2 設計番号：[24.1-F1]</p> | — |
| 設備・機器名称 機器名 | バッテリーを内蔵 | 非常用発電機に接続 | | | | | | | | | | | |
| モニタリングポストNo.2 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| — | | | | | | | | | | | | | |

添2表参1-70-1 放射線監視盤（モニタリングポスト）^(注1)の技術基準に基づく仕様の管理状況
 注1：放射線監視盤（モニタリングポスト）の仕様は第4次申請の表チ-4-1に記載している。第4次申請は原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み。

| 技術基準に基づく仕様の項目 | 先行申請の仕様表の内容 （[第4次申請]表チ-4-1の内容） | 次回表内容 （[第4次申請]表チ-4-1（別表3）の内容） | 適合性を確認するための施設 | 備考 | | | | | | | | | |
|-------------------|--|----------------------------------|---------------|---------------|-------------------|---|---|---|--|--|---|---|---|
| 非常用電源設備 | <p>[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 （{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。）⁽¹⁾ 電源に係る結線図を図リ-2-1-7に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。</p> <p>以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">設備・機器名称 機器名</th> <th style="width: 20%;">バッテリーを内蔵</th> <th style="width: 40%;">非常用発電機に 接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視盤（モニタリングポスト）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 設備・機器名称 機器名 | バッテリーを内蔵 | 非常用発電機に 接続 | 放射線監視盤（モニタリングポスト） | ○ | ○ | — | | | <p>[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> | <p>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-2-1 設計番号：[24.1-F1] {8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様表番号：表リ-設-2-2 設計番号：[24.1-F1]</p> | — |
| 設備・機器名称 機器名 | バッテリーを内蔵 | 非常用発電機に 接続 | | | | | | | | | | | |
| 放射線監視盤（モニタリングポスト） | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| — | | | | | | | | | | | | | |

添2表参1-2 本申請での設計番号と先行申請での設計番号の対応

| 技術基準規則 | 項目 | 本申請 (第5次申請) | 第1次申請 | 第2次申請 | 第3次申請 | 第4次申請 |
|----------------|------------------|-------------------|--------------------|-----------------|------------------|--------------------|
| 第四条第1項 | 単一ユニット | 4.1-F1 (核的制限値) | [3.1-F1] (核的制限値) | — | — | 4.1-F1 (核的制限値) |
| 第四条第2項 | 複数ユニット | 4.2-B1 (臨界隔離壁) | — | — | — | 4.2-B1 (臨界隔離壁) |
| | | 4.2-F1 (立体角法) | [3.2-F1] (立体角法) | — | — | 4.2-F1 (立体角法) |
| | | 4.2-F2 (臨界計算) | [3.2-F2] (臨界計算) | — | — | 4.2-F2 (臨界計算) |
| 第四条第3項 | 臨界警報設備 (濃縮度5%以上) | — | — | — | — | — |
| 第五条 | 地盤 | 5.1-B1 (地盤) | — | — | 5.1-B1 (地盤) | 5.1-B1 (地盤) |
| | | 5.1-F1 (地盤) | — | — | 5.1-F1 (地盤) | 5.1-F1 (地盤) |
| 第六条第1項 | 耐震 | 6.1-B1 (重要度分類) | — | — | 6.1-B1 (重要度分類) | 6.1-B1 (重要度分類) |
| | | 6.1-F1 (重要度分類) | [5.2.1-F1] (重要度分類) | [5.2.1-F1]重要度分類 | 6.1-F1 (重要度分類) | 6.1-F1 (重要度分類) |
| 第六条第2項 | 耐震重要施設 | — | — | — | — | — |
| 第六条第3項 | 耐震重要施設 | — | — | — | — | — |
| 第七条 | 津波 | — | — | — | — | — |
| 第八条第1項 | 自然災害 | 8.1-B1 (欠番) | — | — | — | — |
| | | 8.1-B2 (竜巻) | — | — | 8.1-B2 (竜巻) | 8.1-B2 (竜巻) |
| | | 8.1-B3 (降下火砕物) | — | — | 8.1-B3 (降下火砕物) | 8.1-B3 (降下火砕物) |
| | | 8.1-B4 (積雪) | — | — | 8.1-B4 (積雪) | 8.1-B4 (積雪) |
| | | 8.1-B5 (森林火災) | — | — | 8.1-B5 (森林火災) | 8.1-B5 (森林火災) |
| | | 8.1-B6 (落雷) | — | — | — | 8.1-B6 (落雷) |
| | | 8.1-F1 (堆積物) | — | — | — | — |
| | | 8.1-F2 (極低温) | — | [5.4.1-F2]極低温 | 8.1-F2 (極低温) | 8.1-F2 (極低温) |
| | | 8.1-F3 (竜巻) | [5.4.1-F1] (竜巻防護) | — | — | 8.1-F3 (竜巻) |
| | | 8.1-F4 (生物学的事象) | — | — | — | 8.1-F4 (生物学的事象) |
| 第八条第2項 | 人為事象 | 8.2-B1 (欠番) | — | — | — | — |
| | | 8.2-B2 (外部火災) | — | — | 8.2-B2 (外部火災) | 8.2-B2 (外部火災) |
| | | 8.2-F1 (欠番) | — | — | — | — |
| | | 8.2-F2 (電磁的障害) | — | — | — | — |
| 第八条第3項 | 航空機落下 | — | — | — | — | |
| 第九条 | 不法侵入 不正アクセス | 9.1-B1 (堅固障壁) | — | — | 9.1-B1 (堅固障壁) | 9.1-B1 (堅固障壁) |
| | | 9.1-B2 (不正アクセス) | [5.5-F1] (システム) | — | — | 9.1-B2 (不正アクセス) |
| 第十条 | 閉じ込め、落下防止 | 10.1-B1 (管理区域) | — | — | 10.1-B1 (管理区域) | 10.1-B1 (管理区域) |
| | | 10.1-B2 (液体漏えい防止) | — | — | — | 10.1-B2 (液体漏えい防止) |
| | | 10.1-B3 (負圧維持) | — | — | — | 10.1-B3 (負圧維持) |
| | | 10.1-F1 (落下防止) | [7.1-F1] (落下防止) | — | — | 10.1-F1 (落下防止) |
| | | 10.1-F2 (密閉構造) | [7.1-F2] (密閉構造) | — | 10.1-F2 (密閉構造) | 10.1-F2 (密閉構造) |
| | | 10.1-F3 (汚染広がり防止) | — | — | — | 10.1-F3 (汚染の広がり防止) |
| | | 10.1-F4 (負圧維持) | — | [7.6-F1]負圧 | — | — |
| | | 10.1-F5 (液体漏えい防止) | — | — | — | — |
| | | 10.1-F6 (負圧面速) | — | — | — | — |
| | | 10.1-F7 (耐腐食性) | — | — | — | — |
| 10.1-F8 (逆流防止) | — | — | — | — | | |
| 第十一条第1項 | 消火及び警報設備 | 11.1-F1 (消火設備) | — | [4.1-F1]消火設備 | 11.1-F1 (消火設備) | 11.1-F1 (消火設備) |
| | | 11.1-F2 (火災検知) | — | [4.1-F2]火災検知 | 11.1-F2 (火災検知) | 11.1-F2 (火災検知) |
| 第十一条第2項 | 消火及び警報設備 (安重) | — | — | — | — | |
| 第十一条第3項 | 不燃性及び難燃性 | 11.3-B1 (建物本体) | — | [4.3-B1]建物本体 | 11.3-B1 (建物本体) | 11.3-B1 (建物本体) |
| | | 11.3-B2 (防火区画) | — | — | 11.3-B2 (防火区画) | 11.3-B2 (防火区画) |
| | | 11.3-B3 (貫通部処理) | — | — | 11.3-B3 (貫通部処理) | 11.3-B3 (貫通部処理) |
| | | 11.3-F1 (設備本体) | [4.3-F1] (設備本体) | [4.3-F1]設備本体 | 11.3-F1 (設備本体) | 11.3-F1 (設備本体) |
| | | 11.3-F2 (配線用遮断器) | [4.3-F2] (配線用遮断器) | — | 11.3-F2 (配線用遮断器) | 11.3-F2 (配線用遮断器) |
| | | 11.3-F3 (火災拡大防止) | — | — | — | — |
| 第十一条第4項 | 水素設備接地 | 11.4-F1 (水素設備接地) | — | — | — | |
| 第十一条第5項 | 水素滞留防止 | 11.5-B1 (水素滞留防止) | — | — | — | 11.5-B1 (水素滞留防止) |
| | | 11.5-F1 (水素滞留防止) | — | — | — | — |
| 第十一条第6項 | 熱的制限値 | 11.6-F1 (熱的制限値) | — | — | — | |
| 第十一条第7項 | 爆発防止 | 11.7-F1 (爆発防止) | — | — | — | |

添2表参1-2 本申請での設計番号と先行申請での設計番号の対応

| 技術基準規則 | 項目 | 本申請（第5次申請） | 第1次申請 | 第2次申請 | 第3次申請 | 第4次申請 |
|-------------|--------------|------------------|------------------|-----------------|----------------------------------|------------------|
| 第十二条 | 溢水 | 12.1-B1（無溢水源） | — | — | 12.1-B1（無溢水源） | 12.1-B1（無溢水源） |
| | | 12.1-B2（流出防止） | — | — | — | 12.1-B2（流出防止） |
| | | 12.1-F1（没水） | [5.6-F1]（没水） | — | — | — |
| | | 12.1-F2（水密構造） | [5.6-F2]（水密構造） | — | — | — |
| | | 12.1-F3（漏電遮断器） | [5.6-F3]（漏電遮断器） | — | — | 12.1-F3（漏電遮断器） |
| | | 12.1-F4（流出防止） | — | — | — | — |
| 第十三条 | 安全避難通路 | 13.1-F1（避難通路） | — | [13.2.1-F1]避難通路 | 13.1-F1（避難通路） | 13.1-F1（避難通路） |
| | | 13.1-F2（可搬型照明） | — | — | 13.1-F2（可搬型照明） | 13.1-F2（可搬型照明） |
| 第十四条第1項 | 環境条件 | 14.1-B1（環境条件） | — | — | 14.1-B1（環境条件） | 14.1-B1（環境条件） |
| | | 14.1-F1（環境条件） | [11.1-F1]（環境条件） | [11.1-F1]環境条件 | 14.1-F1（環境条件） | 14.1-F1（環境条件） |
| 第十四条第2項 | 検査又は試験 | 14.2-B1（検査試験） | — | — | 14.2-B1（検査試験） | 14.2-B1（検査試験） |
| | | 14.2-F1（検査試験） | [11.2-F1]（検査試験） | [11.2-F1]検査試験 | 14.2-F1（検査試験） | 14.2-F1（検査試験） |
| 第十四条第3項 | 内部飛来物 | 14.3-F1（内部飛来物） | — | — | — | — |
| 第十四条第4項 | 共用施設 | 14.4-F1（共用施設） | — | — | — | — |
| 第十五条第1項 | 強度及び耐食性 | — | — | — | — | — |
| 第十五条第2項 | 耐圧試験 漏えい試験 | — | — | — | — | — |
| 第十六条 | 搬送設備 | 16.1-F1（搬送能力） | [12.1-F1]（搬送能力） | — | — | — |
| | | 16.1-F2（停電時保持） | [12.1-F2]（停電時保持） | — | — | — |
| 第十七条 | 貯蔵（崩壊熱） | — | — | — | — | — |
| 第十八条第1項 | 警報 | 18.1-F1（警報） | — | — | 18.1-F1（エリアモニタ） 18.1-F3（火災報知） | 18.1-F1（警報） |
| | | 18.1-F2（監視） | — | — | — | — |
| 第十八条第2項 | インターロック | 18.2-F1（インターロック） | — | — | — | — |
| 第十九条 | 放射線管理施設 | 19.1-B1（放射線管理施設） | — | — | — | 19.1-B1（放射線管理施設） |
| | | 19.1-F1（放射線管理施設） | — | — | 19.1-F2（エリアモニタ） | 19.1-F3（MP） |
| 第二十条 | 廃棄施設 | 20.1-F1（廃棄能力） | — | — | 20.1-F1（廃棄能力） | 20.1-F1（廃棄能力） |
| | | 20.1-F2（区画） | — | — | 20.2-F1（区画） | 20.1-F2（区画） |
| | | 20.1-F3（濃度低減） | — | [14.1-F1]濃度低減 | — | — |
| | | 20.1-F4（排出口） | — | [14.3-F1]気体廃棄 | — | — |
| | | 20.1-F5（ろ過） | — | [14.4-F1]ろ過 | — | — |
| 第二十一条 | 汚染防止 | 21.1-B1（平滑塗装） | — | [10.1-B1]平滑塗装 | — | 21.1-B1（平滑塗装） |
| | | 21.1-F1（平滑塗装） | — | [10.1-F1]平滑塗装 | — | — |
| 第二十二条第1項 | 直接線 スカイシャイン線 | 22.1-B1（遮蔽壁等） | [8.1-F1]（線源） | — | 22.1-B1（遮蔽壁等） | 22.1-B1（遮蔽壁等） |
| 第二十二条第2項 | 遮蔽設備 | 22.2-B1（遮蔽設備） | — | — | 22.2-B1（遮蔽設備） | 22.2-B1（遮蔽設備） |
| 第二十三条 | 換気設備 | 23.1-B1（換気） | — | [9.1-F1]給排気設備 | — | 23.1-B1（換気） |
| | | 23.1-F1（換気能力） | — | [9.1-F1]給排気設備 | — | — |
| | | 23.1-F2（ろ過） | — | [9.3-F1]ろ過 | — | — |
| 第二十四条第1項 | 非常用発電設備 | 24.1-F1（非常用電源） | — | — | — | — |
| 第二十四条第2項 | 無停電電源装置 | 24.2-F1（バッテリー） | — | [16.2-F1]バッテリー | 24.2-F1（バッテリー） | 24.2-F1（バッテリー） |
| | | 24.2-F2（非発接続） | — | [16.2-F2]非発接続 | 24.2-F2（非発接続） | 24.2-F2（非発接続） |
| 第二十五条第1項 | 通信連絡設備 | 25.1-F1（所内連絡） | — | [17.1-F1]所内連絡 | 25.1-F1（所内連絡） | 25.1-F1（所内連絡） |
| 第二十五条第2項 | 外部への通信連絡 | 25.2-F1（所外連絡） | — | — | 25.2-F1（所外連絡） | 25.2-F1（所外連絡） |
| その他許可で求める仕様 | | 99-B1（梯子） | — | — | 99-B1（梯子） | 99-B1（梯子） |
| | | 99-B2（隣接建物） | — | — | 99-B2（隣接建物） | — |
| | | 99-B3（建物撤去） | — | — | 99-B3（建物撤去） | 99-B3（建物撤去） |
| | | 99-B4（F3 竜巻） | — | — | 99-B4（F3 竜巻） | 99-B4（F3 竜巻） |
| | | 99-B5（1G） | — | — | — | 99-B5（1G） |
| | | 99-F1（1G） | [99-F1]（1G） | — | — | 99-F1（1G） |
| | | 99-F2（貯蔵能力） | [99-F2]（貯蔵能力） | — | — | 99-F2（貯蔵能力） |
| | | 99-F3（設備撤去） | [99-F3]（設備撤去） | [99-F3]設備撤去 | 99-F3（設備撤去） | 99-F3（設備撤去） |
| | | 99-F4（輸送物臨界） | — | — | 99-F4（輸送物臨界） | — |
| | | 99-F5（固縛） | — | — | 99-F5（固縛） | 99-F5（固縛） |
| | | 99-F6（伝送多様性） | — | — | — | 99-F6（伝送多様性） |
| | | 99-F7（吹き込み防止） | — | — | — | 99-F7（吹き込み防止） |

添付書類 3 設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|--|--|
| <p>V. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>イ. 総則</p> <p>(イ) 目的</p> <p>核燃料物質の加工の事業者である原子燃料工業株式会社は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)及び同規則の解釈に基づき、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保する。</p> <p>(ロ) 定義</p> <p>本申請書において使用する用語は、品質管理基準規則及び同規則の解釈において使用する用語の例による。また、本申請書において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「保安活動」とは、原子燃料工業株式会社の熊取事業所における加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>(2) 「保安品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第 2 条第 4 号に定める品質マネジメントシステムのことをいう。</p> <p>(3) 「保安品質マニュアル」とは、品質管理基準規則第 5 条第 1 項第 2 号に定める品質マニュアルのことをいう。</p> <p>(4) 「保安品質方針」とは、品質管理基準規則第 11 条に定める品質方針のことをいう。</p> <p>(5) 「保安品質目標」とは、品質管理基準規則第 12 条に定める品質目標のことをいう。</p> <p>(6) 「保安内部監査」とは、品質管理基準規則第 46 条に定める内部監査のことをいう。</p> | <p>1. 目的</p> <p>本保安品質保証計画書 (以下「本計画書」という。)は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」(以下「品質管理基準規則の解釈」という。)に基づき、安全文化を育成及び維持する活動を行う仕組みを含めて、核燃料施設の安全を確保するための活動 (以下「保安活動」という。)に関する保安品質マネジメントシステムの基本的事項を定め、もって熊取事業所及び東海事業所の原子力安全を達成・維持・向上することを目的とする。なお、この保安活動には、関係法令並びに熊取事業所及び東海事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の遵守に関する活動を含む。</p> <p>また、本計画書は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 14 条第 1 項第 4 号を踏まえ、核燃料物質の加工の事業に関する規則第 7 条の 2 の 2 において求められている保安品質マネジメントシステムに基づく保安活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、保安品質マネジメントシステムの改善を継続して行うことを文書化したものである。</p> <p>3. 定義</p> <p>本計画書において使用する用語は、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JEAC 4111-2009 において使用する用語の例による。また、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。</p> <p>(1)原子力の安全 適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を、放射線による過度の危険性から守ることをいう。</p> <p>(2)保安活動 両事業所における加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>(3)保安品質マネジメントシステム 品質管理基準規則第 2 条第 2 項第 4 号に定める品質マネジメントシステムのことをいう。</p> <p>(4)グレード分け 個別業務、加工施設及び調達する物品又は役務の原子力の安全に対する重要度に応じて、要求事項の適用の程度を明確化することをいう。</p> <p>(5)保安文書 保安品質マネジメントシステムに必要な文書のうち、①保安規定、②本計画書、③保安品質方針、④施設管理方針、⑤規則 (①又は②に基づき社長が定めた文書)、⑥保安品質目標、⑦施設管理目標、⑧基準 (①又は②に基づく文書のうち、③から⑦を除く。)、⑨標準 (要領、手順書、指示書、図面等の文書 (以下、「手順書等」という。)であって、②、⑤、又は⑧に基づいて定めたもの。)のことをいう。</p> <p>(6)保安品質保証計画書 品質管理基準規則第 5 条第 1 項第 2 号に定める品質マニュアルのことをいう。</p> <p>(7)保安品質方針 品質管理基準規則第 11 条に定める品質方針のことをいう。</p> <p>(8)保安品質目標 品質管理基準規則第 12 条に定める品質目標のことをいう。</p> <p>(9)保安内部監査 品質管理基準規則第 46 条に定める内部監査のことをいう。</p> <p>(10)使用前事業者検査等 使用前事業者検査及び定期事業者検査のことをいう。</p> <p>(11)施設管理方針 核燃料物質の加工の事業に関する規則第 7 条の 4 第 1 項第 1 号に定める施設管理に関する方針のことをいう。</p> <p>(12)施設管理目標 核燃料物質の加工の事業に関する規則第 7 条の 4 第 1 項第 3 号に定める、施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標のことをいう。</p> <p>(13)事業所、所長、核燃料取扱主任者、核燃料安全委員会 「事業所」は、熊取事業所又は東海事業所のことであり、特に区別する必要がない場合に使用する。また、「所長」、「核燃料取扱主任者」及び「核燃料安全委員会」は、それぞれ熊取事業所又は東海事業所の所長、核燃料取扱主任者及び核燃料安全委員会のことであり、特に区別する必要がない場合に使用する。核燃料安全委員会は、核燃料物質等の取扱いに関する安全を確保するために定期的に審議や報告が行われる委員会のことである。</p> <p>(14)各部長 熊取事業所又は東海事業所の保安管理組織 (図 3 参照) に属する部長のことをいう。</p> |

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|--|--|
| <p>(ハ) 適用範囲 保安品質マネジメントシステムは、原子燃料工業株式会社が熊取事業所において実施する加工施設における保安活動に適用する。</p> <p>ロ. 保安品質マネジメントシステム (イ) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>(i) 加工施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>(ii) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるも</p> | <p>(15) 要員 保安管理組織に属する保安活動を実施する者のことをいう。</p> <p>(16) 従業員等 所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員をいう。</p> <p>(17) 操作員等 従業員等のうち、加工施設の操作を行う者及び表 1 の放射線管理に関する基準で定める放射線測定を行う者、計測器の校正を行う者、巡視、点検を行う者、使用前事業者検査等を行う者、その他各部長が定める者（新設設備等の加工施設において、試運転で操作を行う者等）をいう。</p> <p>(18) 請負会社従業員等 従業員等のうち、臨時雇員及び請負会社従業員をいう。</p> <p>(19) 原子力事業者等 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条の 8 に定める事業者等のことをいう。</p> <p>(20) 組織の外部の者 地元住民を含む公衆、原子力安全規制当局、関係自治体、供給者及び関連学協会等を指す。</p> <p>(21) 保安規定 「核燃料物質の加工の事業に係る保安規定（熊取事業所）」及び「核燃料物質の加工の事業に係る保安規定（東海事業所）」のことをいい、特に区別する必要がない場合に使用する。</p> <p>(22) 安全文化 安全文化とは、IAEA（国際原子力機関）によれば以下のように定義されているので、本計画書においてもこれを安全文化の定義とする。 ” Safety Culture is that assembly of characteristics and attitudes in organizations and individuals which establishes that, as an overriding priority, nuclear plant safety issues receive the attention warranted by their significance.” （IAEA 安全シリーズ No. 75-INSAG-4、1991 から引用。） （和訳）「原子力発電所の安全問題には、その重要性にふさわしい注意が最優先で払われなければならない。安全文化とは、そうした組織や個人の特性と姿勢の総体である。」 （和訳は平成 17 年版原子力安全白書から引用。）</p> <p>(23) 保安以外の社内品質マネジメントシステム^(注) 当社が行う品質保証活動において、本計画書の適用範囲外である各事業に適用する品質マネジメントシステムをいう。 （注）当社が行う品質保証活動の基本事項は、全社規程「品質保証基本規程（E01）」に従う。</p> <p>2. 保安品質マネジメントシステムの適用範囲 本計画書は、加工施設（熊取事業所及び東海事業所）の保安活動に適用する。</p> <p>2.1 適用組織 本計画書の適用組織は、第 5.6.1 項に定める保安活動を行う組織とする。</p> <p>2.2 適用規則及び参照規格 (1) 「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則の解釈」（適用規則） (2) JEAC4111-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（参照規格）</p> <p>4. 保安品質マネジメントシステム 4.1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 社長は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。 （「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。） (2) 社長は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行うことを含めて保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次の a)～c)の各号に掲げる事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、a)から c)の事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。） a)加工施設、組織又は個別業務の重要度並びにこれらの複雑さの程度（標準化の程度、記録のトレーサビリティの程度、特別な管理や検査の必要性の程度及び運転開始後の加工施設に対する保全、供用期間中検査及び取替えの難易度を含む。） b)加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連す</p> |

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|--|--|
| <p>の及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>(iii) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る組織は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、保安品質マニュアルに規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「保安品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(i) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。</p> <p>(ii) プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確に定めること。</p> <p>(iii) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に係る組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。この保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>(iv) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>(v) プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>(vi) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずること。</p> <p>(vii) プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>(viii) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること（セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と、原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を、特定し、解決することを含む。）。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・ 風通しの良い組織文化が形成されている。 ・ 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・ 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・ 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・ 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・ 安全文化に関する保安内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・ 原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 <p>(6) 保安に係る組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスに対する管理の方法及び程度を、「ホ、(7)調達プロセス」に従って定め、これに基づき当該プロセスの管理を確実にする。</p> <p>(7) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> | <p>る潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）</p> <p>(3) 各部長は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、本計画書に規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書に明記する。</p> <p>(4) 社長は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次の a)～h) の各号に掲げる業務を行う、又は所長、品質・安全管理室長若しくは各部長に行わせる。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。</p> <p>b) プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確に定めること（図 1 に示す。）。</p> <p>c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安管理組織（図 3 に示す。）の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。この保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずること。</p> <p>g) プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること（セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と、原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を、特定し、解決することを含む。）。</p> <p>(5) 社長は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の a)～h) の各号に示す状態を目指す。</p> <p>a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b) 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c) 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g) 安全文化に関する保安内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h) 原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 各部長は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスに対する管理の方法及び程度を、第 7.4.1 項に従って定め、これに基づき当該プロセスの管理を確実にする。</p> <p>(7) 社長は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>(8) 社長は、組織と各職位の職務を定めることによって、本計画書のとおり保安活動の計画、実施、評価・改善及び維持を各職位の者に実施させ、マネジメントレビューを行うことによってそれらが確実に実施されていることを確認して必要な指示を出す。また、マネジメントレビューにおいて保安品質マネジメントシステム変更の必要性を評価し、変更が必要な場合には、本計画書を改訂する。</p> |

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|---|---|
| <p>(e) 保安品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>保安に係る組織は、「ロ. (イ)保安品質マネジメントシステムに係る要求事項」(1)の規定により保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>(1) 保安品質方針及び保安品質目標 (2) 保安品質マニュアル (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書 (4) 手順書、指示書、図面等 (以下「手順書等」という。)</p> <p>(f) 保安品質マニュアル</p> <p>保安に係る組織は、保安品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5) プロセスの相互の関係</p> <p>(二) 文書の管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、文書の管理を規定する文書に次の事項を含め、保安品質マネジメント文書を管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ・ 文書の組織外への流出等の防止 ・ 保安品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 <p>(2) 保安に係る組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安品質マネジメント文書を利用できるよう、保安品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <p>(i) 保安品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 (ii) 保安品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。 (iii) 上記(i)及び(ii)の審査及び(ii)の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。 (iv) 保安品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。 (v) 改訂のあった保安品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 (vi) 保安品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 (vii) 組織の外部で作成された保安品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。 (viii) 廃止した保安品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> | <p>4.2 保安品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>社長は、第4.1(1)項の規定により保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて保安文書として自ら各規則に定める、又は所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせ、当該文書に規定する事項を実施する、又は要員に実施させる。なお、本計画書の関連条項とこれら各規則、基準との関係を表1に示す。保安品質マネジメントシステムに必要な文書及び記録を次の(1)～(10)の各項に示す。文書の階層を図2に示す。</p> <p>(1)保安規定 (2)本計画書 (3)保安品質方針 (4)施設管理方針 (5)規則 (上記第(1)項又は第(2)項に基づき社長が定めた保安文書) (6)保安品質目標 (7)施設管理目標 (8)基準 (上記第(1)項又は第(2)項に基づく保安文書であって第(3)項から第(7)項を除くもの) (9)標準 (要領、手順書、指示書、図面等の保安文書 (以下「手順書等」という。)であって上記第(2)項、第(5)項又は第(8)項に基づいて定めたもの。) (10)記録</p> <p>4.2.2 保安品質マニュアル</p> <p>社長は、次の(1)～(5)の各項に示す事項を含む保安品質マニュアルとして本計画書を作成し、維持する。</p> <p>(1)保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2)保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (3)保安品質マネジメントシステムの適用範囲 (4)保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5)プロセスの相互の関係</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1)保安文書のうち、社長が定める文書及び品質・安全管理室長が定める文書の管理については、社長が定める規則及び品質・安全管理室長が定める基準に基づき、品質・安全管理室長が管理する。それ以外の文書は、品質保証部長が、基準、標準の文書の管理に関する基準を定め、各部長は、この基準に基づいて保安文書を管理する。また、これらの基準には、次のa)～d)の各号に示す事項を含める。</p> <p>a)組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 b)文書の組織外への流出等の防止 c)保安文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 d)核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順</p> <p>(2)品質・安全管理室長及び品質保証部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要なときに当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安文書を利用できるよう、保安文書に関する次のa)～h)の各号に掲げる事項を定めた基準を作成する。</p> <p>a)保安文書を発行するに当たり、その妥当性 (グレード分けの適切性を含む。)を審査し、発行を承認すること。 b)保安文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。(「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。) c)上記a)号及びb)号の審査並びにb)号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。(ここでの「部門」とは、保安規定に規定する組織の最小単位をいう。) d)保安文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。 e)改訂のあった保安文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 f)保安文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 g)組織の外部で作成された保安文書を識別し、その配付を管理すること。 h)廃止した保安文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> |

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|--|--|
| <p>(ホ) 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p> <p>ハ、経営責任者等の責任</p> <p>(イ) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>(1) 保安品質方針を定めること。 (2) 保安品質目標が定められているようにすること。 (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。 (4) 「ハ、(ク)マネジメントレビュー」に規定するマネジメントレビューを実施すること。 (5) 資源が利用できる体制を確保すること。 (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。 (8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>(ロ) 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>(ハ) 保安品質方針</p> <p>社長は、保安品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。 (2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。 (3) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 (4) 要員に周知され、理解されていること。 (5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> | <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1)各部長及び各グループ長は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2)品質保証部長は、上記第(1)項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法に関する基準を定める。なお、品質・安全管理室長は、第5.7項「マネジメントレビュー」及び第8.2.2項「保安内部監査」に基づいて作成し管理する記録について、同様に基準を定め、これを作成し管理する。</p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>(1)経営責任者（以下「社長」という。）は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、保安品質方針を定めるとともに、所長に保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者（以下「管理責任者」という。）として責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させ、その実効性を維持していることを、次の a)～g)の各号に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>a)保安品質目標が定められているようにすること。 b)要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持する取組に参画できる環境を整えていること。 c)第5.7項に規定するマネジメントレビューを実施すること。 d)資源が利用できる体制を確保すること。 e)関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 f)保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。 g)全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>(2)社長は、品質・安全管理室長に管理責任者としてその状況を保安内部監査させるとともに、保安品質マネジメントシステムの維持及び改善に関する事項について、全社の指導及び調整を行わせる。</p> <p>(3)所長及び品質・安全管理室長は、管理責任者として、上記第(2)項に記載する事項を通じて、保安品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 保安品質方針</p> <p>社長は、保安品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）が次の(1)～(5)の各項に掲げる事項に適合しているようにする。社長は、保安品質方針を定めるため並びに品質・安全管理室長及び所長を通じて各部長に保安品質目標を定めさせ、実施させ及びフォローアップするための計画として、規則を定める。</p> <p>(1)原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものであること。 (2)要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。 (3)保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 (4)要員に周知され、理解されていること。 (5)保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 施設管理方針</p> <p>社長は、加工施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術基準に関する規則及び同規則の解釈に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、施設管理方針を定める。また、施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。さらに、保安規定第62条の12に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> |

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|---|---|
| <p>(二) 保安品質目標</p> <p>(1) 社長は、ハ、(ト)に定める管理責任者を通じて、部門において、保安品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を定めさせる。保安品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事項 ・ 必要な資源 ・ 責任者 ・ 実施事項の完了時期 ・ 結果の評価方法 <p>(2) 社長は、ハ、(ト)に定める管理責任者を通じて、保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとさせる。</p> <p>(ホ) 保安品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、保安品質マネジメントシステムが「ロ、(イ) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項」の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。） (ii) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持 (iii) 資源の利用可能性 (iv) 責任及び権限の割当て <p>(ハ) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> | <p>5.5 計画</p> <p>5.5.1 保安品質目標</p> <p>(1) 事業所における保安品質目標</p> <p>a) 社長は、管理責任者である所長を通じて、各部長に保安品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を定めさせる。各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の①～⑤に示す事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実施事項 ②必要な資源 ③責任者 ④実施事項の完了時期 ⑤結果の評価方法 <p>b) 所長は、各部長の保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものであることを確認する。（「その達成状況を評価し得る」とは、保安品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）</p> <p>(2) 品質・安全管理室長における保安品質目標</p> <p>a) 品質・安全管理室長は、管理責任者として、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標（個別要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の①～⑤に示す事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実施事項 ②必要な資源 ③責任者 ④実施事項の完了時期 ⑤結果の評価方法 <p>b) 品質・安全管理室長は、保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとする。</p> <p>5.5.2 施設管理目標</p> <p>所長は、施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標（施設管理の重要度が高い加工施設について定量的に定める目標を含む。）を定める。また、施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。さらに、保安規定第 62 条の 12 に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保安を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>5.5.3 保安品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、保安品質マネジメントシステムが第 4.1 項の規定に適合するよう、品質・安全管理室長に対し、本計画書を作成させ、管理させる。そして、その実施に当たっての計画が策定されるように、保安文書を自ら各規則に定める、又は所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせる。</p> <p>(2) 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の a)～d) の各号に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。） b) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持 c) 資源の利用可能性 d) 責任及び権限の割当て <p>5.6 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.6.1 責任及び権限</p> <p>社長は、保安活動に関する組織を保安規定（第 16 条）に示すとおり定める（図 3）。また、その責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限を保安規定（第 17 条）に示すとおり表 1 の「関連条項」5.6.1 の欄に記載の規則（保社-2001）で定め、並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるように、保安教育又は社内通達で周知する。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）</p> |

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|---|---|
| <p>(h) 保安品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 (2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。 (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 (4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(f) 管理者 (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）を定め、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(i) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 (ii) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 (iii) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 (iv) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 (v) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(i) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 (ii) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 (iii) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 (iv) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 (v) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>(g) 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(x) マネジメントレビュー 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> | <p>5.6.2 保安品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、所長及び品質・安全管理室長に保安マネジメントシステムを管理する責任者（管理責任者）として、次の(1)～(4)の各項に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 (2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。 (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>5.6.3 管理者 (1) 社長は、次の a)～e)の各号に掲げる業務を管理監督する地位にある者として、保安規定（第16条及び第17条）に示す各部長及び各グループ長（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。（「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。）</p> <p>a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 e) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、上記第(1)項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次の a)～e)の各号に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。（「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該保安品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）</p> <p>5.6.4 組織の内部の情報の伝達 (1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される内部コミュニケーションの仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する保安委員会及び核燃料安全委員会の情報が確実に伝達されるようにする。（「保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第5.7.1(1)項に規定する保安品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。）</p> <p>(2) 社長及び所長は、上記第(1)項に記載の会議に係る事項について、内部コミュニケーションに係る規則及び基準を定める。 (3) 各会議の出席者は、保安品質マネジメントシステムの有効性について、事業所内、事業所間、社外の情報及び保安以外の社内品質マネジメントシステムからの情報を提供し、情報交換を行う。各会議の事務局は、その主なものを議事録として記録する。 (4) 所長は、保安活動に関して組織横断的な活動が必要となった場合は、担当部長を指名した上で、プロジェクトチームを設置することができる。</p> <p>5.7 マネジメントレビュー 5.7.1 一般 (1) 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）として、年1回以上保安委員会を開催する。 (2) 保安委員会は、社長を委員長とし、管理責任者である所長及び品質・安全管理室長、並びに核燃料取扱主任者のほか、委員長が</p> |

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|---|---|
| <p>(M) マネジメントレビューに用いる情報 管理責任者は、マネジメントレビューにおいて、次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 保安内部監査の結果 (2) 組織の外部の者の意見 (外部監査 (安全文化の外部評価を含む。)) の結果 (外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。) (3) プロセスの運用状況</p> <p>(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査 (以下「使用前事業者検査等」という。) 並びに自主検査等の結果</p> <p>(5) 保安品質目標の達成状況 (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況 (保安内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。) (7) 関係法令の遵守状況 (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見 (技術的な進歩により得られたものを含む。)) 並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。) (9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置 (10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 (11) 部門又は要員からの改善のための提案 (12) 資源の妥当性 (13) 保安活動の改善のために講じた措置 (保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。) の実効性</p> <p>(7) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (1) 社長は、マネジメントレビューの結果を受けて、次に掲げる事項について決定する。 (i) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 (ii) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 (iii) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 (iv) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) (v) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 管理責任者は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 管理責任者は、マネジメントレビューの結果を受けて決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>二. 資源の管理 (I) 資源の確保 保安に係る組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (3) 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。) (4) その他必要な資源</p> <p>(II) 要員の力量の確保及び教育訓練 (1) 保安に係る組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知</p> | <p>指名する委員をもって構成する。</p> <p>5.7.2 マネジメントレビューに用いる情報 所長及び品質・安全管理室長は、管理責任者として、保安委員会において、次の(1)～(13)の各項に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1)保安内部監査の結果 (2)組織の外部の者の意見 (外部監査 (安全文化の外部評価を含む。)) の結果 (外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。) (3)プロセスの運用状況 (「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法 (昭和24年法律第185号) に基づく日本産業規格 Q9001 (以下「JIS Q9001」という。)) の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。) (4)使用前事業者検査等並びに自主検査等の結果 (「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう (第8.2.4項において同じ。)) (5)保安品質目標及び施設管理目標の達成状況 (6)健全な安全文化の育成及び維持の状況 (保安内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>(7)関係法令の遵守状況 (8)不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見 (技術的な進歩により得られたものを含む。)) 並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。) (9)従前の保安委員会の結果を受けて講じた措置 (10)保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 (11)部門又は要員 (管理責任者、核燃料取扱主任者を含む。)) からの改善のための提案 (12)資源の妥当性 (13)保安活動の改善のために講じた措置 (保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。) の実効性</p> <p>5.7.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (1)社長は、保安委員会の結果を受けて、次の a)～e) の各号に掲げる事項について決定する。 a)保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 (「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。) b)個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 c)保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 d)健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) e)関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2)品質・安全管理室長は、保安委員会の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3)所長及び品質・安全管理室長は、管理責任者として、保安委員会の結果を受けて決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6. 資源の管理 6.1 資源の確保 所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次の(1)～(4)の各項に掲げる資源について、表1に記載の各基準において担当部長にその資源を明確に定めさせる、又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。(「資源を明確に定め」とは、保安品質マネジメントシステムの計画を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源 (組織の外部から調達する者を含む。)) とを明確にし、それを定めていることをいう。) (1)要員 (2)個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。) (3)作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。) (4)その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (1)所長又は各部長は、要員が個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能</p> |

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|---|---|
| <p>識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(i) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>(ii) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。</p> <p>(iii) 前号の措置の実効性を評価すること。</p> <p>(iv) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>(v) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>ホ. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>(i) 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画(機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。)を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(i) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>(ii) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>(iii) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源</p> <p>(iv) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)</p> <p>(v) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> | <p>並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)を有することを、教育・訓練に関して定める基準(表1の「関連条項」6.2の欄参照。)にのっとり実証し、各部長は確保した者を要員に充てる。</p> <p>(2)各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次のa)～e)の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。</p> <p>c) 上記b)号の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d) 要員が、自らの個別業務について次の①～③に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>①保安品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>②保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>③原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>各部長は、保安のために必要なインフラストラクチャ(施設及び業務を行うに当たって必要となる資機材(電気、水、ガス、工具類等)や通信設備等。)を表1の「関連条項」6.3の欄に記載の基準において明確にし、管理を行う。</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>環境安全部長は、施設の保安のために必要な作業環境^{註)}として、放射線管理に関する基準(表1の「関連条項」6.4の欄参照。)で管理区域の区域管理等の管理方法を定め、各部長はこれに従い管理する。また、保安のために必要なその他の作業環境についても、各部長は労働安全衛生関係法令に基づき管理する。</p> <p>^{註)} 作業環境”は、物理的、環境的及びその他の要因を含む(例えば、空間線量、表面汚染密度、騒音、気温、湿度、照明又は天候)、作業が行われる状態と関連する。</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1)所長は、第4.2項に基づき、管理責任者として、次のa)～g)の各号に示す個別業務に必要な、プロセスにおける保安活動について定めた業務の計画(機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。)として表1に記載の各基準を担当部長に策定させる、又は自ら策定するとともに、そのプロセスを確立する。以下のc)号に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。</p> <p>a) 加工施設の操作</p> <p>b) 放射線管理</p> <p>c) 加工施設の施設管理</p> <p>d) 核燃料物質の管理</p> <p>e) 放射性廃棄物管理</p> <p>f) 非常時の措置</p> <p>g) 定期評価</p> <p>(2)所長及び担当部長は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</p> <p>(3)所長及び担当部長は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を含む。)を行うに当たり、次のa)～e)の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>b) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安文書及び資源</p> <p>d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)</p> <p>e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> |

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|--|--|
| <p>(4) 保安に係る組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>(ロ) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>保安に係る組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)のほか、保安に係る組織が必要とする要求事項</p> <p>(ハ) 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>(イ) 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>(ii) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>(iii) 保安に係る組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>(ニ) 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>保安に係る組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。この方法には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 ・ 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 ・ 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 ・ 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 <p>(ホ) 設計・開発計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発（専ら加工施設において用いるための設計・開発に限る。設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。原子力の安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。）の計画（以下「設計・開発計画」という。）を策定するとともに、設計・開発を管理する。設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(イ) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>(ii) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>(iii) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>(iv) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 保安に係る組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするため</p> | <p>(4) 所長及び担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項の明確化</p> <p>担当部長は、次の(1)～(3)の各項に掲げる事項を個別業務等要求事項として、第7.1項に関する基準及び関連標準において、明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) 上記第(1)項及び第(2)項に掲げるもののほか、保安に係る組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を要員に実施させる、又は自ら実施する。</p> <p>(2) 担当部長は、上記第(1)項の審査を実施するに当たり、次の a)～c)の各号に掲げる事項を要員に確認させる、又は自ら確認する。</p> <p>a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>c) 担当部の要員が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 担当部長は、上記第(1)項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を要員に作成させ、又は自ら作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 担当部長は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>所長は、第7.1項に関する基準及び関連標準において、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を担当部長に明確に定めさせ、担当部長はこれを実施する。この方法には、次の(1)～(4)の各項に示す事項を含む。</p> <p>(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>(3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計・開発管理</p> <p>7.3.1 設計・開発計画</p> <p>(1) 設備管理部長は、設計・開発のプロセスに記載する事項を定めた設計・開発管理に関する基準を定める。担当部長はその基準に従って、設計・開発（専ら加工施設において用いるための設計・開発に限る。設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。原子力の安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。）の計画（以下「設計・開発計画」という。）を策定するとともに、設計・開発を管理する。設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。ただし、担当部長が設備管理部長に依頼した場合は、設備管理部長がこれを行う。許認可手続と設計・開発業務との手順上の関連は、設計・開発に関する基準に定める。</p> <p>(2) 担当部長は、上記第(1)項の基準に基づき、設計・開発計画の策定において、次の a)～d)の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>b) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 担当部長は、上記第(1)項の基準に基づき、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにす</p> |

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|---|---|
| <p>に、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、(1)の規定により策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>(h) 設計・開発に用いる情報</p> <p>(1) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(i) 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>(ii) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>(iii) 関係法令</p> <p>(iv) その他設計・開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>(t) 設計・開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>(i) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>(ii) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>(iii) 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>(iv) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>(f) 設計・開発レビュー</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計・開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>(i) 設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>(ii) 設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(9) 設計・開発の検証</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する（設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。）。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、当該設計・開発を行った要員と異なる者に設計・開発の検証をさせる。</p> | <p>るために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 担当部長は、上記第(1)項の基準に基づき策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計・開発に用いる情報</p> <p>(1) 担当部長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次の a)～d)の各号に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a) 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c) 関係法令</p> <p>d) その他設計・開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 担当部長は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。また、要求事項について、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないことを確認する。</p> <p>7.3.3 設計・開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。（「設計・開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。）</p> <p>(2) 担当部長は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、次の a)～d)の各号に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること（設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、その記録を維持することを含む。）。</p> <p>c) 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7.3.4 設計・開発レビュー</p> <p>(1) 担当部長は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に従って、次の a) 号及び b) 号に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計・開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a) 設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b) 設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 担当部長は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 担当部長は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 担当部長は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する（設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。）。</p> <p>(2) 担当部長は、上記第(1)項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 担当部長は、当該設計・開発を行った要員と異なる者に上記第(1)項の検証をさせる。</p> |

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|---|--|
| <p>(x) 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認（以下この条において「設計・開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発妥当性確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(y) 設計・開発の変更の管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、(2)の審査において、設計・開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 調達プロセス</p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、(3)の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> | <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 担当部長は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認（以下「設計・開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ設計・開発妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 担当部長は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更の管理</p> <p>(1) 担当部長は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 担当部長は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 担当部長は、上記第(2)項の審査において、設計・開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 担当部長は、上記第(2)項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達管理</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 業務管理部長は、第7.4.2項及び第7.4.3項に記載する事項を定めた調達管理に関する基準を定める。担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 担当部長及び担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、次の a) 号及び b) 号に示すような管理の方法及び程度を定める。（「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）</p> <p>a) 採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。</p> <p>b) 一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。</p> <p>(3) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 担当部長及び担当グループ長は、上記第(3)項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> |

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|---|--|
| <p>(7) 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 (ii) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 (iii) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (iv) 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項 (v) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 (vi) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 (vii) その他調達物品等に必要な要求事項 <p>(2) 保安に係る組織は、調達物品等要求事項として、保安に係る組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>(8) 調達物品等の検証</p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>(9) 個別業務の管理</p> <p>保安に係る組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 加工施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、並びに、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。 (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。 (5) 「へ、(二)プロセスの監視測定」の規定に基づき監視測定を実施していること。 (6) 本品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。 <p>(9) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 保安に係る組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> | <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1)担当部長及び担当グループ長は、調達物品等に関する情報に、次の a)～g)の各号に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 d) 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項 e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g) その他調達物品等に必要な要求事項 <p>(2)上記第(1)項の調達要求事項に、次の事項を含める。 調達製品の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の提供に関する事項を含める。</p> <p>(3)担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。（「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。）</p> <p>(4)担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(5)担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1)担当部長及び担当グループ長は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2)担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務及び物品等の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>担当部長は、個別業務計画に基づき、個別業務を次の(1)～(6)の各項に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)加工施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、並びに、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。 (2)手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 (3)当該個別業務に見合う設備を使用していること。 (4)監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。 (5)第8.2項の規定に基づき監視測定を実施していること。 (6)本計画書の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。 <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1)担当部長は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2)担当部長は、上記第(1)項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3)担当部長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> |

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|---|--|
| <p>(4) 保安に係る組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。 (i) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 (ii) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 (iii) 妥当性確認の方法(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)</p> <p>(v) 識別管理 保安に係る組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(vi) トレーサビリティの確保 保安に係る組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>(vii) 組織の外部の者の物品 保安に係る組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(viii) 調達物品の管理 保安に係る組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>(ix) 監視測定のための設備の管理 (1) 保安に係る組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。 (2) 保安に係る組織は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (3) 保安に係る組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 (i) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。 (ii) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 (iii) 所要の調整がなされていること。 (iv) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (v) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (4) 保安に係る組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 保安に係る組織は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 保安に係る組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 保安に係る組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> | <p>(4) 担当部長は、上記第(1)項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次の a)～c)の各号に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。 a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 c) 妥当性確認の方法(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保 (1) 担当部長は、業務を実施する上で必要となる業務・施設の識別を、基準及び関連標準で定めて実施し、管理する。 (2) 担当部長は、個別業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・施設の状態の識別を、基準又は下位文書で定めて実施する。（「業務・施設の状態の識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により業務・施設の状態を区別することをいう。） (3) 担当部長は、業務・施設の状態・結果を記録することが定められている場合、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）を確保するため、業務・施設について一意の識別を定め、記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品 担当部長は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）</p> <p>7.5.5 調達物品の管理 担当部長は、担当部長及び担当グループ長が調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 担当部長は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。 (2) 担当部長は、上記第(1)項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (3) 担当部長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次の a)～e)の各号に掲げる事項に適合するものとする。 a) 第7.1項の規定に基づき定めた各基準に基づく間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。 b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c) 所要の調整がなされていること。 d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (4) 担当部長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 担当部長は、上記第(4)項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 担当部長は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 担当部長は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> |

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|--|---|
| <p>へ. 評価及び改善</p> <p>(イ) 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 保安に係る組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制を構築する。</p> <p>(ロ) 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 保安に係る組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>(ハ) 保安内部監査</p> <p>(1) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により保安内部監査を実施する。</p> <p>(イ) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (ii) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 保安に係る組織は、保安内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、保安内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して保安内部監査の対象を選定し、かつ、保安内部監査の実施に関する計画（以下「保安内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、保安内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、保安内部監査を行う要員（以下「保安内部監査員」という。）の選定及び保安内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、保安内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する保安内部監査をさせない。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、保安内部監査実施計画の策定及び実施並びに保安内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、保安内部監査員又は保安内部監査を実施した部門が保安内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに保安内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。</p> <p>(7) 保安に係る組織は、保安内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に保安内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 保安に係る組織は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>(ニ) プロセスの監視測定</p> <p>(1) 保安に係る組織は、プロセスの監視測定（対象として、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法（監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。）により、これを行</p> | <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）の計画として第 4.2.1 項に定める規則、基準及び標準に定め、これを要員に実施させる、又は自ら実施する。</p> <p>(2) 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、要員が上記第(1)項の監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制（電子メール、社内イントラネットの利用を含む。）を構築する。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 担当部長は、上記第(1)項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>8.2.2 保安内部監査</p> <p>(1) 品質・安全管理室長は、保安品質マネジメントシステムについて、次の a) 号及び b) 号に掲げる要件への適合性を確認するために、保安内部監査に関する基準を定める。品質・安全管理室長は、この基準に基づき、保安活動の重要度に応じて、年 1 回以上、客観的な評価を行う部門その他の体制として選定基準を満たす被監査対象部門以外の者より選任した監査員により保安内部監査を実施させる。</p> <p>a) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 上記第(1)項の基準には、保安内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して保安内部監査の対象を選定し、かつ、保安内部監査の実施に関する計画（以下「保安内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、保安内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 上記第(1)項の基準には、保安内部監査を行う要員（以下「保安内部監査員」という。）の選定基準を定め、保安内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 品質・安全管理室長は、保安内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する保安内部監査をさせない。</p> <p>(6) 品質・安全管理室長は、保安内部監査実施計画の策定及び実施並びに保安内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、保安内部監査員又は保安内部監査を実施した部門が保安内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに保安内部監査に係る要求事項を基準に定める。</p> <p>(7) 品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象として選定した領域に責任を有する担当部長に保安内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 品質・安全管理室長は、不適合が発見された場合には、上記第(7)項の通知を受けた担当部長に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>(9) 品質・安全管理室長は、担当部長が実施した改善内容を確認し、その結果を社長、所長及び核燃料安全委員会に報告する。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 所長及び各部長は、プロセスの監視測定（対象として、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法（監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。）により、これを行う。</p> |

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|--|---|
| <p>う。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、ロ. (イ) (4) (iii)に掲げる保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、(1)の方法により、プロセスが「ハ. (ホ) 保安品質マネジメントシステムの計画」(1)及び「ホ. (イ) 個別業務に必要なプロセスの計画」(1)に規定する計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、「ハ. (ホ) 保安品質マネジメントシステムの計画」(1)及び「ホ. (イ) 個別業務に必要なプロセスの計画」(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>(ホ) 機器等の検査等</p> <p>(1) 保安に係る組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 前項の使用前事業者検査等の独立性の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p> <p>(ハ) 不適合の管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。 (イ) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 (ii) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。 (iii) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> | <p>(2) 所長及び各部長は、上記第(1)項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、第4.1(4)項第c)号に掲げる保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 所長及び各部長は、上記第(1)項の方法により、プロセスが第5.5.3項及び第7.1項の計画として定めた各基準に規定した結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 所長及び各部長は、上記第(1)項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 所長及び各部長は、第5.5.3項及び第7.1項の計画として定めた各基準に規定した結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 担当グループ長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。これら検査等に係る担当グループ長は、当該検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないグループの者とする。</p> <p>(2) 担当グループ長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、保安規定別表18に定める保管責任者がこれを保存する。</p> <p>(3) 担当グループ長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、保安規定別表18に定める保管責任者がこれを保存する。</p> <p>(4) 担当グループ長は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。この独立性の確保に当たり、事業所の加工施設が重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていないことを踏まえ、少なくとも当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）</p> <p>(6) 上記第(5)項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 所長は管理責任者として、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等又は個別業務を識別することを含む。）。</p> <p>(2) 所長は、不適合の処理^{註1)}に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を基準に定める。</p> <p>(3) 担当部長は、上記第(2)項に定められた基準に従い、次のa)～d)の各号に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。 a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。 c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> |

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|--|--|
| <p>(iv) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、(3)(i) の発見された不適合を除去するための措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(h) データの分析及び評価</p> <p>(1) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善（保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を取得する。</p> <p>(i) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>(ii) 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>(iii) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</p> <p>(iv) 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>(f) 継続的な改善</p> <p>保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、保安品質方針及び保安品質目標の設定、マネジメントレビュー及び保安内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>(g) 是正処置等</p> <p>(1) 保安に係る組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>(i) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>(ii) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>(iii) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>(iv) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>(v) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>(vi) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p> | <p>d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 担当部長は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、環境安全部長は、この記録を管理する。</p> <p>(5) 担当部長は、上記第(3)項第 a) 号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 担当部長は、不適合の処置^{註2)}の結果を所長に報告する。</p> <p>^{註1)}「処理」とは、不適合の除去から原因究明及び再発防止策の実施までの一連の対応を指している。 ^{註2)}「処置」は、“その場の状況に応じた取り扱いを決めること、また、その扱い”という意味であり、現場での応急処置を所長に報告しておかないと、原因対策が終わるまで所長が知らないということにならないようにとの意図で、保安規定においても「処置」を使っている。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 環境安全部長は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善（保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 環境安全部長は、上記第(1)項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次の a)～d)の各号に掲げる事項に係る情報を取得する。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b) 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）</p> <p>d) 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>社長は、経営責任者として、また、所長及び品質・安全管理室長は、管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な改善を行うために、保安品質目標の設定、保安委員会及び保安内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 所長は、管理責任者として、各部長に個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次の a)～i)の各号に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じさせる。</p> <p>a) 是正処置を講ずる必要性について、次の①及び②に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>① 不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>② 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>e) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p> |

設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

| 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (加工事業変更許可) | 保安品質保証計画書 (改訂 30) |
|--|--|
| <p>(vii) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p> <p>(x) 未然防止処置</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(i) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>(ii) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>(iii) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>(iv) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>(v) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> | <p>g) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>h) 所長は、施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を基準に定める。環境安全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。</p> <p>i) 所長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合の情報公開に関する基準を定める。業務管理部長は、その基準に従い該当する不適合の内容を公開する。</p> <p>(2) 所長は、上記第(1)項の各号に掲げる事項について、基準に定める。</p> <p>(3) 環境安全部長は、上記第(2)項の基準に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、各部長は、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。</p> <p>(4) 各部長は、是正処置等の結果を所長に報告する。</p> <p>(5) 所長は、是正処置等の実施状況の主なものを社長に報告する。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 所長は、管理責任者として、各部長に、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次の a)～f) の各号に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じさせる。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>f) 所長は、第7.4.1(6)項に記載する調達物品等の技術情報及び第7.1(1)項第c)号に記載する施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を基準に定める。環境安全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。</p> <p>(2) 所長は、上記第(1)項の各号に掲げる事項について、基準に定める。</p> <p>8.5.4 根本原因分析</p> <p>是正処置及び未然防止処置の一環として行う根本原因分析は次の(1)～(5)の各項に示すとおり実施する。</p> <p>(1) 所長は、法令報告、保安規定違反、その他の不適合のうち所長が原子力の安全に重大な影響を与えると判断したものは是正処置を行うため、根本原因分析を行う。</p> <p>(2) 所長は、蓄積されている不適合等に関するデータ（上記第(1)項で根本原因分析を行った不適合を除く）を分析して（第8.4(1)項参照。）、起こり得る不適合の発生を防止する未然防止処置を行うため、必要に応じて根本原因分析を行う。</p> <p>(3) 所長は、根本原因分析について、評価・改善に関する基準(表1の関連条項8.5.4の欄に記載の文書参照。)に次の a)～c) の各号に示す手順を含める。</p> <p>a) 分析対象の決定</p> <p>b) 中立性を考慮した分析チームの決定</p> <p>c) 幅広い情報を活用する観点から、必要に応じ、当該事業所以外の要員の分析チームへの参加</p> <p>(4) 所長は、分析チームの報告を尊重し、必要な対策を決定し、その実施計画を策定する。</p> <p>(5) 所長は、根本原因分析の実施状況を社長に報告する。</p> |

設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

| 各段階 | 設計、工事及び検査の業務フロー | | 実績 (○) / 計画 (△) | 実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画) | | |
|-----|--|-----|-----------------------|--|---|---|
| | 当社 | 調達先 | | 業務実績又は業務計画 | 関連する社内手順 ⁽¹⁾ | 記録等 |
| 設計 | <pre> graph TD A[設計計画の作成と要求仕様の明確化] --> B[設計の実施] B <--> C[設計に係る調達管理の実施] B --> D[] </pre> | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 設備所管部⁽²⁾は設計計画書*1を作成し、必要に応じ設計会議を開催し関係部門のレビューを受け、設備所管部長が承認する。設備所管部⁽²⁾は、設備の要求仕様を検討して設備改造検討依頼書を作成し、設備管理部へ設計を依頼し設備管理部長が承認する。設備管理部が設備所管部の場合、設備の要求仕様を検討して設備改造仕様書を作成し設備管理部長が承認する。 *1 件名、概略内容、設計管理グレード、関連部門、設計管理者等の管理体制及び各種要員（社内認定した専門家及び設計者等を含む。）、概略工程（検証、レビュー、妥当性確認を含む。）、審査承認等、設計・開発管理に関する事項を含む。 設備管理部は、設備改造検討依頼書又は設備改造仕様書に基づき、設計のインプットを明確にした要求品質確認表を作成する。 関係部門、当該設計に係る専門家及び核燃料取扱主任者は、要求品質確認表について設計会議を開催してレビューし、設備所管部長が要求品質確認表を承認する。 設備管理部は要求品質確認表に基づき、設計を実施する。 耐震解析を行う場合、現物調査の方法とその結果の検証方法等を含む耐震計算手順書に従い、解析モデルの作成、耐震計算、計算結果の検証を行い、結果を計算書として取りまとめる。 設備管理部は、購入仕様書を作成する。 業務管理部は、購入仕様書が関係部門の審査・承認を受けていることを確認し、注文書を作成する。 設備管理部は、製品又は役務が要求事項のとおり完了しているかを検査し、検収する。設備管理部長は、調達した製品又は役務が規定した調達要求事項を満たしていることを承認する。 設備管理部は、設計結果をとりまとめて設計報告書を作成する。 | <ul style="list-style-type: none"> 設計管理基準（基保-021） 設計関連文書作成要領（要保-283） 設計関連文書作成要領（要保-283） 設計会議開催要領（要保-242） 加工施設の設備に係わる耐震計算要領（要保-342） 調達管理基準（基保-022） 調達管理要領（要保-095） 設計関連文書作成要領（要保-283） | <ul style="list-style-type: none"> 設計計画書 設備改造検討依頼書 設備改造仕様書 要求品質確認表 設計会議議事録 耐震計算書 購入仕様書 注文書 購入仕様書で定めた成果物 設計報告書 |

(1) 基準（2次文書）と要領（3次文書）の関係を添3別表1に示す。(2) 本申請に係る加工施設とそれらを所管する設備所管部の関係を添3別表2に示す。

設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

| 各 段 階 | 設計、工事及び検査の業務フロー | | 実績 (○) / 計画 (△) | 実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画) | | |
|------------------------|-----------------|-----|-----------------------|--|--|--|
| | 当社 | 調達先 | | 業務実績又は業務計画 | | 記録等 |
| | 設計 | | | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 関係部門、当該設計に係る専門家及び核燃料取扱主任者は、設計報告書について設計会議を開催してレビューし、設備所管部長が設計報告書を承認する。 設備所管部⁽²⁾は設計報告書を添付して設計完了通知書を作成し、設備所管部長が承認する。 設備管理部及び環境安全部は、設計結果に基づき設工認申請書を作成し、次の3種類のレビューを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①作成者自ら行う専門レビュー ②副所長が選定したチームにより行う一般レビュー ③品質・安全管理室長を責任者としたチームにより行う俯瞰的レビュー 設備所管部長は、レビューを受けた設工認申請書を核燃料安全委員会^{*1}に付議し、審議を受ける。 所長が設工認申請書を審査し、社長が承認し、環境安全部が原子力規制委員会に申請する。 <p>*1 核燃料物質の加工に関する保安を確保するための事項について審議する委員会</p> | <ul style="list-style-type: none"> 設計会議開催要領 (要保-242) 設計関連文書作成要領 (要保-283) 設工認申請要領 (要保-250) 新規制基準 設工認申請書の一般チェック要領 (要保-385) 核燃料安全委員会基準 (基保-004) 加工施設に関する申請書等の作成・審査・承認の要領 (要保-333) |
| 工事 及 び 検 査 | | | △ | <ul style="list-style-type: none"> 設工認申請の認可後、環境安全部長は「原子力規制庁からの加工施設の許認可事項に係わる発給文書の通知書兼対応指示」^{*2}を発行する。 <p>*2 許認可を受けて次工程に進める場合の手続きを明確化したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備管理部は、工事を実施するにあたり、(工事)作業計画^{*3}を作成し、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を受ける。 <p>*3 工事内容、作業責任者等の管理体制及び各種要員(協力会社を含む。)を明確にした作業体制表、社内の専門家による審査等の関与、読み合せ教育、他設備等への保安上の影響有無の確認、その他安全措置等、工事監理に関する事項を含む。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 加工施設の許認可事項に係わる原子力規制庁発給文書の通知・対応指示要領 (要保-345) 補修及び改造基準 (基保-018) 作業計画作成要領 (要保-012) | <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁からの加工施設の許認可事項に係わる発給文書の通知書兼対応指示 (工事)作業計画 |

(1) 基準 (2次文書) と要領 (3次文書) の関係を添3別表1に示す。(2) 本申請に係る加工施設とそれらを所管する設備所管部の関係を添3別表2に示す。

設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

| 各 段 階 | 設計、工事及び検査の業務フロー | | 実績 (○) / 計画 (△) | 実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画) | | |
|----------------------------|-----------------|-----|-----------------------|--|---|---|
| | 当社 | 調達先 | | 業務実績又は業務計画 | 関連する社内手順 ⁽¹⁾ | 記録等 |
| 工 事 及 び 検 査 | | | △ | <ul style="list-style-type: none"> 設備管理部は、購入仕様書を作成し、業務管理部は、調達先への要求事項が妥当であることについて購入仕様書が関係部門の審査・承認を受けていることを確認し、注文書を作成する。 設備管理部は、製品又は役務が要求事項のとおり完了しているかを確認し、合格すれば検収する。設備管理部長は、調達した製品又は役務が規定した調達要求事項を満たしていることを承認する。 設備管理部は、作業完了届を作成し、所長が承認する。 環境安全部は、使用前確認申請書を作成し、核燃料安全委員会の審議を受ける。 所長が使用前確認申請書を承認し、環境安全部が原子力規制委員会に申請する。 検査責任者は、検査項目及び判定基準、検査手順等を決定し、使用前事業者検査を行うため、使用前事業者検査要領を定める。検査実施体制の要件として、検査を実施する者の独立性を確保することとし、検査責任者が体制を整える。 検査責任者は、使用前事業者検査要領に基づき当該設備が正常に機能することを検査、試験等により確認するため、検査員に検査を実施させ、使用前事業者検査記録を作成させる。検査実施責任者は、検査記録を確認し、合否判定を行う。検査責任者は、それを承認し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。 | <ul style="list-style-type: none"> 調達管理基準 (基保-022) 調達管理要領 (要保-095) 作業計画作成要領 (要保-012) 核燃料安全委員会基準 (基保-004) 加工施設に関する申請書等の作成・審査・承認の要領 (要保-333) 使用前事業者検査及び使用前確認対応要領 (要保-368) 使用前事業者検査及び使用前確認対応要領 (要保-368) | <ul style="list-style-type: none"> 購入仕様書 注文書 購入仕様書で定めた成果物 作業完了届 使用前確認申請書 使用前事業者検査要領 使用前事業者検査記録 |
| | | | | | | |

(1) 基準 (2次文書) と要領 (3次文書) の関係を添3別表1に示す。(2) 本申請に係る加工施設とそれらを所管する設備所管部の関係を添3別表2に示す。

設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

| 各 段 階 | 設計、工事及び検査の業務フロー | | 実績 (○) / 計画 (△) | 実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画) | | |
|----------------------------|--|-----|-----------------------|---|--|-----|
| | 当社 | 調達先 | | 業務実績又は業務計画 | | 記録等 |
| | | | | 関連する社内手順 ⁽¹⁾ | | |
| 工 事 及 び 検 査 | ↓ | | △ | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制庁による使用前確認証の交付後、環境安全部長は「原子力規制庁からの加工施設の許認可事項に係わる発給文書の通知書兼対応指示」を発行する。 ・設備所管部は、加工施設使用開始の許可申請を行い、所長が許可する。 ・設備管理部は、設備引渡通知書を作成し、設備所管部長が承認する。 ・核燃料物質等を使用した試運転等が必要な場合、設備所管部は、(工事)作業計画を作成し、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を受ける。 ・設備所管部長は、設備の試運転等を完了した後、作業完了届を作成し、所長が承認する。 ・設備所管部長は、操作員等の必要な力量を明確にするため、加工施設の操作に関する習得すべき事項を作業標準、作業手順書等あらかじめ定めておき、OJT (オンザジョブトレーニング) 等により習得すべき事項に関する知識教育及び実技訓練を実施する。 | | |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 適合性確認検査 の実施 (妥当性 確認) </div> | | | | | |

(1) 基準 (2次文書) と要領 (3次文書) の関係を添3別表1に示す。(2) 本申請に係る加工施設とそれらを所管する設備所管部の関係を添3別表2に示す。

添3別表1 基準（2次文書）と要領（3次文書）の関係

| 基準（2次文書） | 要領（3次文書） |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・設計管理基準（基保-021） | <ul style="list-style-type: none"> ・設計関連文書作成要領（要保-283） ・設計会議開催要領（要保-242） ・加工施設の設備に係わる耐震計算要領（要保-342） ・設工認申請要領（要保-250） ・設備の試運転及び引継ぎ要領（要保-137） ・加工施設の新規制基準適合確認に関する管理要領（要保-343） ・加工施設の許認可事項に係わる原子力規制庁発給文書の通知・対応指示要領（要保-345） ・新規制基準 設工認申請書の一般チェック要領（要保-385） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・調達管理基準（基保-022） | <ul style="list-style-type: none"> ・調達管理要領（要保-095） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・補修及び改造基準（基保-018） | <ul style="list-style-type: none"> ・作業計画作成要領（要保-012） ・使用前事業者検査及び使用前確認対応要領（要保-368） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料安全委員会基準（基保-004） | <ul style="list-style-type: none"> ・加工施設に関する申請書等の作成・審査・承認の要領（要保-333） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練基準（基保-007） | <p>—</p> |

添3別表2 本申請に係る加工施設とそれらを所管する設備所管部の関係

| 管理番号 | 建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ | 機器名 ⁽¹⁾ | 設備所管部 |
|----------|----------------------------------|--------------------|-------|
| ○成型施設 | | | |
| {1002} | 第2加工棟 ^{*4} | — | 設備管理部 |
| {2042} | 粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト | — | 燃料製造部 |
| {2043} | 粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機 | — | 燃料製造部 |
| {2044} | 粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機 | — | 燃料製造部 |
| {2045} | 粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 | — | 燃料製造部 |
| {2046} | 粉末搬送機 No. 2-1 | 粉末搬送容器 | 燃料製造部 |
| {2047} | 粉末搬送機 No. 2-1 | 粉末搬送容器昇降リフト | 燃料製造部 |
| {2048} | 供給瓶 No. 2-1 | 供給瓶 | 燃料製造部 |
| {2050} | プレス No. 2-1 | — | 燃料製造部 |
| {2051} | 焙焼炉 No. 2-1 | 研磨屑乾燥機 | 燃料製造部 |
| {2052} | 焙焼炉 No. 2-1 | 破碎装置 | 燃料製造部 |
| {2053} | 焙焼炉 No. 2-1 | 粉末取扱フード | 燃料製造部 |
| {2054} | 焙焼炉 No. 2-1 | 粉末取扱機 | 燃料製造部 |
| {2055} | 焙焼炉 No. 2-1 | 焙焼炉 | 燃料製造部 |
| {2057} | 計量設備架台 No. 4 | — | 燃料製造部 |
| {2058} | 焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 | 圧粉ペレット搬送部 | 燃料製造部 |
| {2059} | 焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 | 圧粉ペレット採取部 | 燃料製造部 |
| {2060} | 焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 | 圧粉ペレット移載部 | 燃料製造部 |
| {2061} | 焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 | ボート搬送装置部 | 燃料製造部 |
| {2062} | 焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 | 段積装置部 | 燃料製造部 |
| {2063} | 有軌道搬送装置 | — | 燃料製造部 |
| {2064} | 連続焼結炉 No. 2-1 | — | 燃料製造部 |
| {2064-2} | 自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） | — | 燃料製造部 |
| {2064-3} | 空気混入防止機構 | — | 燃料製造部 |
| {2064-4} | 失火検知機構 | — | 燃料製造部 |
| {2064-5} | 過加熱防止機構 | — | 燃料製造部 |
| {2064-6} | 冷却水圧力低下検知機構 | — | 燃料製造部 |
| {2064-7} | 圧力逃がし機構 | — | 燃料製造部 |
| {2064-8} | 可燃性ガス配管 | — | 燃料製造部 |
| {2065} | 焼結ボート置台 | 焼結ボート置台部 | 燃料製造部 |
| {2066} | 焼結ボート置台 | 焼結ボート解体部 | 燃料製造部 |
| {2067} | ペレット搬送設備 No. 2-1 | ペレット移載部 | 燃料製造部 |
| {2068} | ペレット搬送設備 No. 2-1 | SUSトレイ搬送部 | 燃料製造部 |
| {2069} | ペレット搬送設備 No. 2-1 | SUSトレイ保管台部 | 燃料製造部 |
| {2070} | センタレス研削装置 No. 2-1 | ペレット供給機 | 燃料製造部 |
| {2071} | センタレス研削装置 No. 2-1 | センタレス研削盤 | 燃料製造部 |
| {2072} | センタレス研削装置 No. 2-1 | ペレット乾燥機 | 燃料製造部 |
| {2073} | ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 | ペレット検査台部 | 燃料製造部 |
| {2074} | ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 | ペレット移載部 | 燃料製造部 |
| {2075} | ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 | ペレット採取部 | 燃料製造部 |
| {2076} | ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 | 波板搬送コンベアNo. 1部 | 燃料製造部 |
| {2077} | ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 | 波板搬送コンベア No. 2 部 | 燃料製造部 |
| {2078} | ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 | 目視検査部 | 燃料製造部 |
| {2079} | ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 | 入庫前コンベア部 | 燃料製造部 |
| {2080} | ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 | 波板移載部 | 燃料製造部 |
| {2081} | センタレス研削装置 No. 2-1 | 研磨屑回収装置 | 燃料製造部 |
| {2082} | センタレス研削装置 No. 2-1 | 研削液タンク | 燃料製造部 |
| {2083} | センタレス研削装置 No. 2-1 | 配管 | 燃料製造部 |
| {2084} | 計量設備架台 No. 7 | — | 燃料製造部 |
| {2085} | ペレット検査台 No. 1 | — | 品質保証部 |
| {2087} | 焙焼炉 No. 2-1 運搬台車 | — | 燃料製造部 |
| {2089} | スクラップ保管ラック F 型運搬台車 | — | 燃料製造部 |
| {2090} | ペレット運搬台車 No. 3 | — | 燃料製造部 |

添3別表2 本申請に係る加工施設とそれらを所管する設備所管部の関係

| 管理番号 | 建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ | 機器名 ⁽¹⁾ | 設備所管部 |
|--------|---|-------------------------------|-------|
| ○被覆施設 | | | |
| {3032} | X線透過試験機 No. 1 | — | 品質保証部 |
| {3033} | ヘリウムリーク試験機 No. 1 | トレイ挿入部 | 品質保証部 |
| {3034} | ヘリウムリーク試験機 No. 1 | ヘリウムリーク試験部 | 品質保証部 |
| {3035} | 燃料棒検査台 No. 1 | 燃料棒移送 (B) 部 | 品質保証部 |
| {3036} | 燃料棒検査台 No. 1 | 石定盤部 | 品質保証部 |
| {3037} | 燃料棒検査台 No. 1 | 燃料棒移送 (C) 部 | 品質保証部 |
| {3038} | 燃料棒搬送設備 No. 4 | ストックコンベア (1) 部 | 品質保証部 |
| {3039} | 燃料棒搬送設備 No. 4 | 燃料棒移載 (3) 部 | 品質保証部 |
| {3040} | 燃料棒搬送設備 No. 5 | 燃料棒移載 (4) 部 | 品質保証部 |
| {3041} | 燃料棒搬送設備 No. 5 | 燃料棒置台 (1) 部 | 品質保証部 |
| {3042} | 燃料棒搬送設備 No. 5 | 燃料棒置台 (2) 部 | 品質保証部 |
| {3043} | 燃料棒搬送設備 No. 5 | 燃料棒コンベア (1) 部 | 品質保証部 |
| {3044} | 燃料棒搬送設備 No. 5 | 燃料棒コンベア (2) 部 | 品質保証部 |
| {3045} | 燃料棒搬送設備 No. 6 | 燃料棒移載 (5) 部 | 品質保証部 |
| {3046} | 燃料棒搬送設備 No. 6 | ストックコンベア (2) 部 | 品質保証部 |
| {3047} | 燃料棒搬送設備 No. 6 | 燃料棒移載 (6) 部 | 品質保証部 |
| {3001} | ペレット編成挿入機 No. 1 | ペレット保管箱置台部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3002} | ペレット編成挿入機 No. 1 | ペレット保管箱搬送部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3003} | ペレット編成挿入機 No. 1 | 波板移載部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3004} | ペレット編成挿入機 No. 1 | ペレット編成挿入部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3006} | 燃料棒解体装置 No. 1 ^{*4} | — | 燃料製造部 |
| {3007} | 燃料棒トレイ置台 ^{*4} | — | 燃料製造部 |
| {3008} | 脱ガス設備 No. 1 | 真空加熱炉部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3009} | 脱ガス設備 No. 1 | 運搬台車 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3010} | 第二端栓溶接設備 No. 1 | 燃料棒搬送No. 1-1部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3011} | 第二端栓溶接設備 No. 1 | 第二端栓溶接No. 1-1部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3012} | 第二端栓溶接設備 No. 1 | 第二端栓溶接No. 1-2部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3013} | 第二端栓溶接設備 No. 1 | 燃料棒搬送No. 1-2部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3014} | 燃料棒搬送設備 No. 1 | 燃料棒移載 (1) 部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3015} | 燃料棒搬送設備 No. 1 | 被覆管コンベア部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3016} | 燃料棒搬送設備 No. 1 | 除染コンベア部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3017} | 燃料棒搬送設備 No. 1 | 燃料棒トレイ移載部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3018} | 燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置 (A) ^{*4} | — | 燃料製造部 |
| {3019} | 燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置 (2) ^{*4} | — | 燃料製造部 |
| {3020} | ペレット検査台 No. 2 ^{*4} | — | 燃料製造部 |
| {3021} | 燃料棒搬送設備 No. 8 | 被覆管コンベアNo. 8-1部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3022} | 燃料棒搬送設備 No. 8 | 燃料棒移載No. 8-1部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3023} | 燃料棒搬送設備 No. 8 | 燃料棒移載No. 8-2部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3024} | ペレット一時保管台 ^{*4} | — | 燃料製造部 |
| {3025} | ペレット検査装置 No. 5 ^{*4} | — | 品質保証部 |
| {3026} | ペレット編成挿入機 No. 2-1 | ペレット保管箱搬送部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3027} | ペレット編成挿入機 No. 2-1 | ペレット編成挿入部 ^{*4} | 燃料製造部 |
| {3028} | 燃料棒解体装置 No. 2 ^{*4} | — | 燃料製造部 |
| {3029} | 計量設備架台 No. 9 ^{*4} | — | 品質保証部 |
| {3030} | 計量設備架台 No. 10 ^{*4} | — | 燃料製造部 |
| {3031} | 燃料棒搬送設備 No. 9 ^{*4} | — | 燃料製造部 |
| ○組立施設 | | | |
| {4001} | 組立機 No. 1 燃料棒挿入装置 (1) | — | 燃料製造部 |
| {4002} | 組立機 No. 2 燃料棒挿入装置 (1) | — | 燃料製造部 |
| {4003} | 組立機 No. 1 | 組立定盤部 | 燃料製造部 |
| {4004} | 組立機 No. 1 | スウェーjing部 | 燃料製造部 |
| {4005} | 組立機 No. 2 | 組立定盤部 | 燃料製造部 |
| {4006} | 組立機 No. 2 | スウェーjing部 | 燃料製造部 |
| {4007} | 燃料集合体取扱機 No. 1 | — | 燃料製造部 |

添3別表2 本申請に係る加工施設とそれらを所管する設備所管部の関係

| 管理番号 | 建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ | 機器名 ⁽¹⁾ | 設備所管部 |
|----------------------|--|----------------------------|-------|
| {4008} | 堅型定盤 No. 1 | — | 品質保証部 |
| {4009} | 燃料集合体外観検査装置 No. 1 | — | 品質保証部 |
| {4010} | 立会検査定盤 No. 1 | 燃料棒移送 (D) 部 | 品質保証部 |
| {4011} | 立会検査定盤 No. 1 | 石定盤部 | 品質保証部 |
| {4012} | 立会検査定盤 No. 1 | 燃料棒移送 (E) 部 | 品質保証部 |
| {4013} | 2 ton 天井クレーン No. 1 | — | 燃料製造部 |
| {4014} | 2. 8 ton 天井クレーン | — | 燃料製造部 |
| {4015} | 燃料棒運搬台車 No. 1 | — | 品質保証部 |
| ○核燃料物質の貯蔵施設 | | | |
| {1001} | 第1加工棟 ^{*3} | — | 設備管理部 |
| {5036} | スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1 | — | 燃料製造部 |
| {5037} | スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 | — | 燃料製造部 |
| {5038} | スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 | — | 燃料製造部 |
| {5039} | ペレット保管ラック D 型 No. 2-1 | — | 燃料製造部 |
| {5042} | ペレット搬送設備 No. 3 | ペレット保管箱台車 | 燃料製造部 |
| {5043} | ペレット搬送設備 No. 3 | ペレット保管箱台車 No. 1 | 燃料製造部 |
| {5044} | ペレット搬送設備 No. 3 | ペレット保管箱台車 No. 2 | 燃料製造部 |
| {5045} | ペレット搬送設備 No. 4 | ペレットリフター | 燃料製造部 |
| {5046} | ペレット搬送設備 No. 4 | ペレット保管箱受台 | 燃料製造部 |
| {5048} | ペレット保管ラック E 型リフター | — | 燃料製造部 |
| {5056} | 第2-2燃料集合体保管区域 | — | 燃料製造部 |
| {5057} | 第2-3燃料集合体保管区域 | — | 燃料製造部 |
| {5058} | 第2-1燃料集合体保管区域 | — | 燃料製造部 |
| {5059} | 第2-4燃料集合体保管区域 | — | 燃料製造部 |
| {5060} | 5 ton 天井クレーン | — | 燃料製造部 |
| {5061} | 分析試料保管棚 | — | 品質保証部 |
| {5062} | 開発試料保管棚 | — | 燃料製造部 |
| {5011} | 輸送容器搬送コンベア No. 1-1 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5012} | 輸送容器搬送コンベア No. 1-2 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5015} | 粉末缶移載装置 No. 1-1 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5016} | 粉末缶移載装置 No. 1-2 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5019} | 粉末缶搬送コンベア No. 1 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5013} | 輸送容器搬送コンベア No. 2-1 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5014} | 輸送容器搬送コンベア No. 2-2 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5017} | 粉末缶移載装置 No. 2-1 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5018} | 粉末缶移載装置 No. 2-2 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5020} | 粉末缶搬送コンベア No. 2 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5030} | 原料保管設備 D 型 No. 1 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5030-2} | 粉末保管パレット ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5021} | 原料搬送設備 No. 2 | 粉末スタッカクレーン ^{*1} | 燃料製造部 |
| {5022} | 原料搬送設備 No. 2 | 粉末缶コンベア ^{*1} | 燃料製造部 |
| {5023} | | | |
| {5024} | 原料搬送設備 No. 2 | 粉末缶受台 ^{*1} | 燃料製造部 |
| {5025} | 原料搬送設備 No. 2 | 粉末缶台車 ^{*1} | 燃料製造部 |
| {5031} | 原料保管設備 E 型 No. 1 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5026} | 原料保管設備 E 型原料搬送設備 | 粉末搬送機 No. 1 ^{*1} | 燃料製造部 |
| {5027} | 原料保管設備 E 型原料搬送設備 | 粉末搬送機 No. 2 ^{*1} | 燃料製造部 |
| {5028} | 原料保管設備 E 型原料搬送設備 | 粉末搬送機 No. 3 ^{*1} | 燃料製造部 |
| {5029} | 原料保管設備 E 型原料搬送設備 | 粉末搬送機 No. 4 ^{*1} | 燃料製造部 |
| {5001} | 保管容器 F 型 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5002} | 保管容器 F 型 (中性子吸収板 I 型内蔵型) ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5040} | ペレット保管ラック B 型 No. 1 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5040-2} | ペレット保管パレット ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5041} | ペレット搬送設備 No. 3 | ペレットスタッカクレーン ^{*1} | 燃料製造部 |
| {5004}* ¹ | 保管容器 G 型 ^{*1} | — | 燃料製造部 |

添3別表2 本申請に係る加工施設とそれらを所管する設備所管部の関係

| 管理番号 | 建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ | 機器名 ⁽¹⁾ | 設備所管部 |
|--------------|-----------------------------------|---------------------------|-------|
| {5047} | ペレット保管ラックE型 No. 2-1 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5049} | 燃料棒保管ラックB型 No. 1 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5050} | 燃料棒保管ラックB型 No. 2 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5052} | 燃料棒搬送設備 No. 7 | 燃料棒スタッカクレーン ^{*1} | 燃料製造部 |
| {5051} | 燃料棒搬送設備 No. 7 | 燃料棒トレイコンベア ^{*1} | 品質保証部 |
| {5005} | 保管容器H型 ^{*1} | — | 燃料製造部 |
| {5066} | 粉末・ペレット貯蔵容器I型 ^{*3} | — | 燃料製造部 |
| {5053} | 燃料集合体保管ラックC型 No. 1 ^{*4} | — | 燃料製造部 |
| {5054} | 燃料集合体保管ラックC型 No. 2 ^{*4} | — | 燃料製造部 |
| {5055} | 燃料集合体保管ラックD型 No. 1 ^{*4} | — | 燃料製造部 |
| ○放射性廃棄物の廃棄施設 | | | |
| {1004} | 第1廃棄物貯蔵棟 | — | 環境安全部 |
| {1005} | 第3廃棄物貯蔵棟 | — | 環境安全部 |
| {1006} | 第5廃棄物貯蔵棟 ^{*4} | — | 環境安全部 |
| {6001} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅰ (部屋排気系統) | 排風機 (301-F) | 設備管理部 |
| {6002} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅱ (部屋排気系統) | 排風機 (302-F) | 設備管理部 |
| {6003} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) | 排風機 (303-F) | 設備管理部 |
| {6004} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (部屋排気系統) | 排風機 (304-F) | 設備管理部 |
| {6005} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅴ (局所排気系統) | 排風機 (305-F) | 設備管理部 |
| {6006} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) | 排風機 (306-F) | 設備管理部 |
| {6007} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) | 排風機 (307-F) | 設備管理部 |
| {6008} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) | 排風機 (308-F) | 設備管理部 |
| {6009} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅰ (部屋排気系統) | フィルタユニット (FU-401) | 設備管理部 |
| {6010} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅱ (部屋排気系統) | フィルタユニット (FU-402) | 設備管理部 |
| {6011} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) | フィルタユニット (FU-403) | 設備管理部 |
| {6012} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (部屋排気系統) | フィルタユニット (FU-404) | 設備管理部 |
| {6013} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅴ (局所排気系統) | フィルタユニット (FU-405) | 設備管理部 |
| {6014} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) | フィルタユニット (FU-406) | 設備管理部 |
| {6015} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) | フィルタユニット (FU-407) | 設備管理部 |
| {6016} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) | フィルタユニット (FU-408) | 設備管理部 |
| {6017} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅴ (局所排気系統) | フィルタユニット (設備排気用) | 設備管理部 |
| {6018} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) | フィルタユニット (設備排気用) | 設備管理部 |
| {6019} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) | フィルタユニット (設備排気用) | 設備管理部 |
| {6020} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅰ (部屋排気系統) | ダクト | 設備管理部 |
| {6021} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅱ (部屋排気系統) | ダクト | 設備管理部 |
| {6022} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) | ダクト | 設備管理部 |
| {6023} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (部屋排気系統) | ダクト | 設備管理部 |
| {6024} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅴ (局所排気系統) | ダクト | 設備管理部 |
| {6025} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) | ダクト | 設備管理部 |
| {6026} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) | ダクト | 設備管理部 |
| {6027} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) | ダクト | 設備管理部 |
| {6028} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅰ (部屋排気系統) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6029} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅱ (部屋排気系統) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6030} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6031} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (部屋排気系統) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6032} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅴ (局所排気系統) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6033} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6034} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6035} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6036} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅰ 系統Ⅱ 系統Ⅴ (給気系統) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6036-2} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ 系統Ⅵ (給気系統) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6036-3} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (給気系統) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6036-4} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ 系統Ⅷ (給気系統) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6037} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅰ (部屋排気系統) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |

添3別表2 本申請に係る加工施設とそれらを所管する設備所管部の関係

| 管理番号 | 建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ | 機器名 ⁽¹⁾ | 設備所管部 |
|----------|-------------------------------------|-----------------------|-------|
| {6037-2} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) | 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) | 設備管理部 |
| {6037-3} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) | 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) | 設備管理部 |
| {6038} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6039} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 III (部屋排気系統) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6040} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (部屋排気系統) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6041} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6042} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 VI (局所排気系統) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6043} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 VII (部屋排気系統) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6043-2} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 VII (部屋排気系統) | 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) | 設備管理部 |
| {6043-3} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 VII (部屋排気系統) | 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) | 設備管理部 |
| {6044} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 VIII (局所排気系統) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6045} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6045-2} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 III 系統 VI (給気系統) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6045-3} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (給気系統) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6045-4} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 VII 系統 VIII (給気系統) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6046} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) | 給気ユニット (201AC) | 設備管理部 |
| {6046-2} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 III 系統 VI (給気系統) | 給気ユニット (202AC) | 設備管理部 |
| {6046-3} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (給気系統) | 給気ユニット (203SU) | 設備管理部 |
| {6046-4} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 VII 系統 VIII (給気系統) | 給気ユニット (204AC) | 設備管理部 |
| {6047} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) | ダクト | 設備管理部 |
| {6047-2} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 III 系統 VI (給気系統) | ダクト | 設備管理部 |
| {6047-3} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (給気系統) | ダクト | 設備管理部 |
| {6047-4} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 VII 系統 VIII (給気系統) | ダクト | 設備管理部 |
| {6048} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V | 差圧計 | 設備管理部 |
| {6048-2} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 III 系統 VI | 差圧計 | 設備管理部 |
| {6048-3} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 IV | 差圧計 | 設備管理部 |
| {6048-4} | 気体廃棄設備 No. 1 系統 VII 系統 VIII | 差圧計 | 設備管理部 |
| {6048-5} | 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) | — | 設備管理部 |
| {6048-6} | 気体廃棄設備 No. 1 (系統 III、系統 VI、給気系統) | — | 設備管理部 |
| {6048-7} | 気体廃棄設備 No. 1 (系統 IV、給気系統) | — | 設備管理部 |
| {6048-8} | 気体廃棄設備 No. 1 (系統 VII、系統 VIII、給気系統) | — | 設備管理部 |
| {6049} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) | No. 1 排風機 | 設備管理部 |
| {6050} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) | No. 2 排風機 | 設備管理部 |
| {6051} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) | No. 3 排風機 | 設備管理部 |
| {6052} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) | No. 4 排風機 | 設備管理部 |
| {6053} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) | No. 5 排風機 | 設備管理部 |
| {6054} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) | No. 6 排風機 | 設備管理部 |
| {6055} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) | No. 1 フィルタユニット | 設備管理部 |
| {6056} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) | No. 2 フィルタユニット | 設備管理部 |
| {6057} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) | No. 5 フィルタユニット | 設備管理部 |
| {6058} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) | No. 8 フィルタユニット | 設備管理部 |
| {6059} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) | No. 3 フィルタユニット | 設備管理部 |
| {6060} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) | No. 4 フィルタユニット | 設備管理部 |
| {6061} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) | No. 6 フィルタユニット | 設備管理部 |
| {6062} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) | No. 7 フィルタユニット | 設備管理部 |
| {6063} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) | ダクト | 設備管理部 |

添3別表2 本申請に係る加工施設とそれらを所管する設備所管部の関係

| 管理番号 | 建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ | 機器名 ⁽¹⁾ | 設備所管部 |
|----------|---|---------------------|-------|
| {6064} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) | ダクト | 設備管理部 |
| {6065} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) | ダクト | 設備管理部 |
| {6066} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) | ダクト | 設備管理部 |
| {6067} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6068} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6069} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6070} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6071} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6071-2} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6071-3} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6071-4} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) | 閉じ込め弁 | 設備管理部 |
| {6072} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6073} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6074} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6075} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6076} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6076-2} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6076-3} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6076-4} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) | 閉じ込めダンパー | 設備管理部 |
| {6077} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) | 給気フィルタ | 設備管理部 |
| {6077-2} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) | 給気フィルタ | 設備管理部 |
| {6077-3} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) | 給気フィルタ | 設備管理部 |
| {6077-4} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) | 給気フィルタ | 設備管理部 |
| {6078} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) | 給気ファン | 設備管理部 |
| {6079} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) | ダクト | 設備管理部 |
| {6080} | 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 | 差圧計 | 設備管理部 |
| {6080-2} | 気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) | — | 設備管理部 |
| {6019-2} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) | フィルタユニット (設備排気用) ※2 | 設備管理部 |
| {6027-2} | 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) | ダクト※2 | 設備管理部 |
| {6081} | 第 1 廃液処理設備 | 凝集沈殿槽No. 1 | 燃料製造部 |
| {6082} | 第 1 廃液処理設備 | 凝集沈殿槽No. 2 | 燃料製造部 |
| {6083} | 第 1 廃液処理設備 | 凝集沈殿槽No. 3 | 燃料製造部 |
| {6084} | 第 1 廃液処理設備 | 凝集沈殿槽No. 4 | 燃料製造部 |
| {6087} | 第 1 廃液処理設備 | 遠心分離機No. 1 | 燃料製造部 |
| {6088} | 第 1 廃液処理設備 | 遠心分離機No. 2 | 燃料製造部 |
| {6089} | 第 1 廃液処理設備 | 遠心分離機No. 3 | 燃料製造部 |
| {6090} | 第 1 廃液処理設備 | 遠心分離機No. 4 | 燃料製造部 |
| {6091} | 第 1 廃液処理設備 | 遠心ろ過機No. 1 | 燃料製造部 |
| {6092} | 第 1 廃液処理設備 | 遠心ろ過機No. 2 | 燃料製造部 |
| {6093} | 第 1 廃液処理設備 | ろ過水槽No. 1 | 燃料製造部 |
| {6094} | 第 1 廃液処理設備 | ろ過水槽No. 2 | 燃料製造部 |
| {6095} | 第 1 廃液処理設備 | 処理水槽No. 1 | 燃料製造部 |
| {6096} | 第 1 廃液処理設備 | 処理水槽No. 2 | 燃料製造部 |
| {6097} | 第 1 廃液処理設備 | 処理水槽No. 3 | 燃料製造部 |
| {6098} | 第 1 廃液処理設備 | 処理水槽No. 4 | 燃料製造部 |
| {6099} | 第 1 廃液処理設備 | 配管 | 燃料製造部 |
| {6100} | 分析廃液処理設備 | 反応槽 | 品質保証部 |

添3別表2 本申請に係る加工施設とそれらを所管する設備所管部の関係

| 管理番号 | 建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ | 機器名 ⁽¹⁾ | 設備所管部 |
|----------|----------------------------------|--------------------|-------|
| {6100-2} | 分析廃液処理設備 | ろ過水貯槽 | 品質保証部 |
| {6101} | 分析廃液処理設備 | スラッジ乾燥機 | 品質保証部 |
| {6102} | 分析廃液処理設備 | 配管 | 品質保証部 |
| {6103} | 開発室廃液処理設備 | 凝集沈殿槽 | 燃料製造部 |
| {6104} | 開発室廃液処理設備 | 遠心分離機 | 燃料製造部 |
| {6105} | 開発室廃液処理設備 | 貯槽 | 燃料製造部 |
| {6106} | 開発室廃液処理設備 | 配管 | 燃料製造部 |
| {6107} | 第2廃液処理設備 | 集水槽 | 環境安全部 |
| {6108} | 第2廃液処理設備 | 集水槽No. 2 | 環境安全部 |
| {6109} | 第2廃液処理設備 | 凝集槽 | 環境安全部 |
| {6110} | 第2廃液処理設備 | 沈殿槽No. 1 | 環境安全部 |
| {6110-2} | 第2廃液処理設備 | タンクNo. 1 | 環境安全部 |
| {6111} | 第2廃液処理設備 | 沈殿槽No. 2 | 環境安全部 |
| {6111-2} | 第2廃液処理設備 | タンクNo. 2 | 環境安全部 |
| {6112} | 第2廃液処理設備 | 加圧脱水機 | 環境安全部 |
| {6113} | 第2廃液処理設備 | スラッジ乾燥機 | 環境安全部 |
| {6114} | 第2廃液処理設備 | ろ過装置No. 1 | 環境安全部 |
| {6115} | 第2廃液処理設備 | ろ過装置No. 2 | 環境安全部 |
| {6117} | 第2廃液処理設備 | 受水槽No. 1 | 環境安全部 |
| {6118} | 第2廃液処理設備 | 配管 | 環境安全部 |
| {6119} | 第2廃液処理設備貯留設備 | 貯留槽No. 1 | 環境安全部 |
| {6120} | 第2廃液処理設備貯留設備 | 貯留槽No. 2 | 環境安全部 |
| {6121} | 第2廃液処理設備貯留設備 | 貯留槽No. 3 | 環境安全部 |
| {6122} | 第2廃液処理設備貯留設備 | 貯留槽No. 4 | 環境安全部 |
| {6123} | 第2廃液処理設備貯留設備 | 配管 | 環境安全部 |
| {6124} | W 1 廃液処理設備 | 蒸発乾固装置 | 環境安全部 |
| {6125} | W 1 廃液処理設備 | 凝集沈殿槽 | 環境安全部 |
| {6126} | W 1 廃液処理設備 | タンクNo. 1 | 環境安全部 |
| {6127} | W 1 廃液処理設備 | タンクNo. 2 | 環境安全部 |
| {6128} | W 1 廃液処理設備 | タンクNo. 3 | 環境安全部 |
| {6129} | W 1 廃液処理設備 | ろ過機 | 環境安全部 |
| {6130} | W 1 廃液処理設備 | 圧搾脱水機 | 環境安全部 |
| {6131} | W 1 廃液処理設備 | スラッジ乾燥機 | 環境安全部 |
| {6132} | W 1 廃液処理設備 | 受水槽 | 環境安全部 |
| {6133} | W 1 廃液処理設備 | 貯留槽No. 1 | 環境安全部 |
| {6134} | W 1 廃液処理設備 | 貯留槽No. 2 | 環境安全部 |
| {6135} | W 1 廃液処理設備 | 貯留槽No. 3 | 環境安全部 |
| {6136} | W 1 廃液処理設備 | 配管 | 環境安全部 |
| {6138} | 焼却設備 | 焼却炉 | 環境安全部 |
| {6138-2} | 失火検知機構 | — | 環境安全部 |
| {6138-3} | 過加熱防止機構 | — | 環境安全部 |
| {6138-4} | 圧力逃がし機構 | — | 環境安全部 |
| {6138-5} | 可燃性ガス配管 | — | 環境安全部 |
| {6139} | 焼却設備 | バグフィルタ | 環境安全部 |
| {6140} | 焼却設備 | 投入プッシャ | 環境安全部 |
| {6141} | 焼却設備 | 前処理フード | 環境安全部 |
| {6142} | 焼却設備 | フィルタ処理フード | 環境安全部 |
| {6143} | 焼却設備 | 投入リフタ | 環境安全部 |
| {6144} | 焼却設備 | 急冷塔 | 環境安全部 |
| {6145} | 湿式除染機 | 湿式除染部 | 環境安全部 |
| {6146} | 湿式除染機 | 水洗除染タンク | 環境安全部 |
| {6147} | 乾式除染機 | — | 環境安全部 |
| {6148} | ホイストクレーン | 2トンチェンブロック | 環境安全部 |
| {6149} | ホイストクレーン | 1トンチェンブロック | 環境安全部 |
| {6151} | ホイストクレーン | 1トンチェンブロック | 環境安全部 |

添3別表2 本申請に係る加工施設とそれらを所管する設備所管部の関係

| 管理番号 | 建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ | 機器名 ⁽¹⁾ | 設備所管部 |
|-----------|----------------------------------|--------------------------------------|-------|
| {6153} | 保管廃棄設備 | 廃棄物保管区域 | 環境安全部 |
| {6154} | 保管廃棄設備 | 廃棄物保管区域 | 環境安全部 |
| ○放射線管理施設 | | | |
| {7001} | ハンドフットクロスモニタ | — | 環境安全部 |
| {7003} | ハンドフットクロスモニタ | — | 環境安全部 |
| {7004} | エアスニファ (管理区域内) | — | 環境安全部 |
| {7005} | エアスニファ (管理区域内) | — | 環境安全部 |
| {7006} | ダストモニタ (換気用モニタ) | — | 環境安全部 |
| {7008} | ガンマ線エリアモニタ | 検出器 ^{*3} | 環境安全部 |
| {7009} | ガンマ線エリアモニタ | 検出器 | 環境安全部 |
| {7011} | 放射線監視盤 (ダストモニタ) | — | 環境安全部 |
| {7012} | 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) | — | 環境安全部 |
| {7013} | 放射線監視盤 (ダストモニタ) | — | 環境安全部 |
| {7022} | エアスニファ (排気口) | — | 環境安全部 |
| {7023} | エアスニファ (排気口) | — | 環境安全部 |
| {7024} | ダストモニタ (排気用モニタ) | — | 環境安全部 |
| {7025} | ダストモニタ (排気用モニタ) | — | 環境安全部 |
| {7026} | モニタリングポスト No.1 ^{*4} | — | 環境安全部 |
| {7027} | モニタリングポスト No.2 ^{*4} | — | 環境安全部 |
| {7027-2} | 放射線監視盤 (モニタリングポスト) ^{*4} | — | 環境安全部 |
| {7014} | 流し | — | 環境安全部 |
| {7016} | 低バックグラウンドカウンタ | — | 環境安全部 |
| {7033} | 気象観測装置 | — | 環境安全部 |
| {7037} | 警報集中表示盤 | — | 環境安全部 |
| ○その他の加工施設 | | | |
| {1007} | 発電機・ポンプ棟 | — | 設備管理部 |
| {1009} | 遮蔽壁 | 遮蔽壁No.2 | 燃料製造部 |
| {1010} | 遮蔽壁 | 遮蔽壁No.3 | 燃料製造部 |
| {1008} | 遮蔽壁 | 遮蔽壁No.1 | 環境安全部 |
| {1011} | 遮蔽壁 | 遮蔽壁No.4 | 環境安全部 |
| {1012} | 防護壁 | 防護壁No.1 | 環境安全部 |
| {8007} | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ^{*4} | 設備管理部 |
| {8007-12} | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) ^{*4} | 設備管理部 |
| {8011} | 消火設備 | 自動式の消火設備 | 設備管理部 |
| {8052} | 緊急設備 | 漏水検知器 | 設備管理部 |
| {8065} | 緊急設備 | 遮水板 | 設備管理部 |
| {8007-7} | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ^{*3} | 設備管理部 |
| {8007-10} | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) ^{*3} | 設備管理部 |
| {8009-5} | 火災感知設備 | 自動火災報知設備 (感知器) ^{*3} | 設備管理部 |
| {8044} | 緊急設備 | コンクリート閉止部 ^{*3} | 設備管理部 |
| {8063} | 緊急設備 | 大型外扉 ^{*3} | 設備管理部 |
| {8064} | 緊急設備 | 外扉 ^{*3} | 設備管理部 |
| {8007-3} | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) | 設備管理部 |
| {8007-14} | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHSアンテナ)) | 設備管理部 |
| {8009-2} | 火災感知設備 | 自動火災報知設備 (感知器) | 設備管理部 |
| {8009-12} | 火災感知設備 | 自動火災報知設備 (受信機) | 設備管理部 |
| {8010-2} | 消火設備 | 消火器 | 設備管理部 |
| {8031} | 緊急設備 | 避難通路 | 設備管理部 |
| {8032} | 緊急設備 | 非常用照明 | 設備管理部 |

添3別表2 本申請に係る加工施設とそれらを所管する設備所管部の関係

| 管理番号 | 建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ | 機器名 ⁽¹⁾ | 設備所管部 |
|-----------|----------------------------------|------------------------------|-------|
| {8032-2} | 緊急設備 | 誘導灯 | 設備管理部 |
| {8055} | 緊急設備 | 防護壁又は防護柵 (W 1 防護壁) | 設備管理部 |
| {8056} | 緊急設備 | 漏水検知器 | 設備管理部 |
| {8065-2} | 緊急設備 | 遮水板 | 設備管理部 |
| {8064-2} | 緊急設備 | 堰、密閉構造扉 | 設備管理部 |
| {8007-4} | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) | 設備管理部 |
| {8009-3} | 火災感知設備 | 自動火災報知設備 (感知器) | 設備管理部 |
| {8009-13} | 火災感知設備 | 自動火災報知設備 (受信機) | 設備管理部 |
| {8010-3} | 消火設備 | 消火器 | 設備管理部 |
| {8033} | 緊急設備 | 避難通路 | 設備管理部 |
| {8036} | 緊急設備 | 非常用照明 | 設備管理部 |
| {8036-2} | 緊急設備 | 誘導灯 | 設備管理部 |
| {8057} | 緊急設備 | 防護壁又は防護柵 (W 3 防護壁) | 設備管理部 |
| {8007-5} | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) *4 | 設備管理部 |
| {8007-15} | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) | 設備管理部 |
| {8009-8} | 火災感知設備 | 自動火災報知設備 (感知器) | 設備管理部 |
| {8010-7} | 消火設備 | 消火器 | 設備管理部 |
| {8035-2} | 緊急設備 | 避難通路 | 設備管理部 |
| {8038-5} | 緊急設備 | 非常用照明 | 設備管理部 |
| {8038-6} | 緊急設備 | 誘導灯 | 設備管理部 |
| {8001} | 非常用電源設備 No. 1 | 非常用発電機 | 設備管理部 |
| {8003} | 非常用電源設備 No. 2 | 非常用発電機 | 設備管理部 |
| {8005} | 非常用電源設備 A | 非常用発電機 | 設備管理部 |
| {8007-16} | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備 (電話交換機) | 設備管理部 |
| {8007-17} | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備 (無線機) | 設備管理部 |
| {8007-19} | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備 (固定電話機) | 設備管理部 |
| {8007-20} | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHSアンテナ)) | 設備管理部 |
| {8007-21} | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) | 設備管理部 |
| {8008} | 通信連絡設備 | 所外通信連絡設備 | 設備管理部 |
| {8012} | 消火設備 | 屋内消火栓 | 設備管理部 |
| {8012-2} | 消火設備 | 屋外消火栓 | 設備管理部 |
| {8012-8} | 消火設備 | 可搬消防ポンプ | 設備管理部 |
| {8013} | 分析設備 | 粉末取扱フードNo. 1 | 品質保証部 |
| {8014} | 分析設備 | 粉末取扱フードNo. 2 | 品質保証部 |
| {8015} | 分析設備 | 粉末取扱フードNo. 3 | 品質保証部 |
| {8016} | 分析設備 | ドラフトチャンバNo. 1 | 品質保証部 |
| {8017} | 分析設備 | ドラフトチャンバNo. 2 | 品質保証部 |
| {8018} | 分析設備 | ドラフトチャンバNo. 3 | 品質保証部 |
| {8019} | 燃料開発設備 | スクラップ処理装置 | 燃料製造部 |
| {8020} | 燃料開発設備 | 試料調整用フード | 燃料製造部 |
| {8021} | 燃料開発設備 | 試料調整用フードNo. 1 | 燃料製造部 |
| {8022} | 燃料開発設備 | 試料調整用フードNo. 2 | 燃料製造部 |
| {8023} | 燃料開発設備 | 粉末取扱フード | 燃料製造部 |
| {8024} | 燃料開発設備 | プレス | 燃料製造部 |
| {8025} | 燃料開発設備 | 加熱炉 | 燃料製造部 |
| {8025-2} | 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) | — | 燃料製造部 |
| {8025-3} | 空気混入防止機構 | — | 燃料製造部 |
| {8025-5} | 過加熱防止機構 | — | 燃料製造部 |
| {8025-6} | 圧力逃がし機構 | — | 燃料製造部 |
| {8025-7} | 可燃性ガス配管 | — | 燃料製造部 |

添3別表2 本申請に係る加工施設とそれらを所管する設備所管部の関係

| 管理番号 | 建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁾ | 機器名 ⁽¹⁾ | 設備所管部 |
|----------|----------------------------------|---------------------|----------------|
| {8026} | 燃料開発設備 | 小型雰囲気可変炉 | 燃料製造部 |
| {8026-2} | 自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） | — | 燃料製造部 |
| {8026-3} | 空気混入防止機構 | — | 燃料製造部 |
| {8026-4} | 過加熱防止機構 | — | 燃料製造部 |
| {8026-5} | 圧力逃がし機構 | — | 燃料製造部 |
| {8026-6} | 可燃性ガス配管 | — | 燃料製造部 |
| {8038-4} | 緊急設備 | 可搬型照明 | 設備管理部 |
| {8039} | 緊急設備 | 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス） | 設備管理部 |
| {8039-2} | 緊急設備 | 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス） | 設備管理部 |
| {8039-3} | 緊急設備 | 手動閉止弁（アンモニア分解ガス） | 設備管理部 |
| {8040} | 緊急設備 | 緊急遮断弁（水素ガス） | 設備管理部 |
| {8041} | 緊急設備 | 緊急遮断弁（プロパンガス） | 設備管理部 |
| {8041-2} | 緊急設備 | 手動閉止弁（プロパンガス） | 設備管理部 |
| {8042} | 緊急設備 | 緊急遮断弁（都市ガス） | 設備管理部 |
| {8042-2} | 緊急設備 | 感震計 | 設備管理部 |
| {8045} | 緊急設備 | 防火ダンパー | 設備管理部 |
| {8046} | 緊急設備 | 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス） | 設備管理部 |
| {8046-2} | 緊急設備 | 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス） | 設備管理部 |
| {8047} | 緊急設備 | 可燃性ガス漏えい検知器（プロパンガス） | 設備管理部 |
| {8054} | 緊急設備 | 可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス） | 設備管理部 |
| {8058} | 緊急設備 | 防水カバー | 設備管理部 |
| {8058-2} | 緊急設備 | 防水カバー | 設備管理部 |
| {8059} | 緊急設備 | 緊急遮断弁（冷却水） | 設備管理部 |
| {8059-2} | 緊急設備 | 緊急遮断弁（冷却水） | 設備管理部 |
| {8060} | 緊急設備 | 上水送水用緊急遮断弁 | 設備管理部 |
| {8060-2} | 緊急設備 | 溢水時手動閉止弁 | 設備管理部 |
| {8061} | 緊急設備 | 送水ポンプ自動停止装置 | 設備管理部 |
| {8061-2} | 緊急設備 | 溢水時手動閉止弁 | 設備管理部 |
| {8062} | 緊急設備 | 防護板 | 設備管理部 |
| {8062-2} | 緊急設備 | 防護板 | 設備管理部 |
| {8066-4} | 分析設備 | 計量設備架台No. 12 | 品質保証部 |
| {8070-3} | 試験検査設備 | 計量設備架台No. 13 | 燃料製造部 |
| {8070-4} | 試験検査設備 | 計量設備架台No. 14 | 燃料製造部 |
| {8068} | 計量設備 | 上皿電子天秤 | 燃料製造部 品質保証部 |
| {8068-2} | 放射線測定装置 | — | 環境安全部 |
| {8083-3} | 試験開発設備 | 試験設備ベース*2 | 燃料製造部 |

(1) ※の注釈は以下を示す。

※n：当該建物・構築物又は設備・機器は、n次申請において次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲としていた技術基準に基づく仕様又はn次申請からの追記記載分を申請する。

添付書類 4 設工認分割申請の最終申請（前半申請）における確認

1. はじめに

熊取事業所の加工事業変更許可申請書に基づく設工認申請は、新規制基準対応工事を段階的に行い、基準適合を早めるため、建物・構築物及び設備・機器に対して、前半申請の設工認申請を5分割で行うこととした。本申請は、前半申請の施設に対する最後の申請であることから、安全機能を有する施設が新規制基準に適合していることを説明するために必要な事項がこれまでの申請書に記載できているかどうか、以下の3点の事項について確認を行った。

- ①加工事業変更許可申請書に基づく設工認申請として、全体を通じて申請しなければならない全ての建物・構築物、設備・機器を申請していること。
- ②加工施設全体が加工事業変更許可申請書に記載した基本設計方針に従ったものであり、加工施設の技術基準に適合するものであることを適切に評価していること。
- ③先行申請し認可を受けた設工認と本申請との間で設計上の不整合が生じていないこと。(本申請内の設備・機器相互の取合いを含む)

2. 確認体制

上記①～③に示す確認事項について、設工認申請への対応体制と同様の体制（添付書類3の設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画に示す。）で確認を行った。

この確認を行うに当たっては、確認結果資料（エビデンス）を作成する必要がある。エビデンスの作成は、設工認申請書を作成した者が行い（1次確認）、その作成したエビデンスの内容のレビュー（2次確認）は、当該エビデンスを作成した者以外の者が行った（専門レビュー）。また、専門レビュー実施後の確認結果について、一般レビュー及び俯瞰的レビューを実施した。

3. 確認項目、確認方法と確認結果、対応

前半申請の施設に対する最後の申請を行うに当たり実施する確認事項①～③について、確認項目、確認方法と確認結果、確認した申請漏れ、設計上の不整合等への対応を表1にまとめて示す。

表1 設工認分割申請（前半申請：第1次～第5次）の最終申請（第5次）における確認

| 確認項目 | 確認方法 | 確認結果 | 対応 |
|---|---|--|---|
| <p>①加工事業変更許可申請書に基づく設計及び工事の計画として、全体を通じて申請しなければならない全ての建物・構築物及び設備・機器を申請していること。</p> | <p>A. 安全機能を有する施設の申請状況の確認</p> <p>a. 加工事業変更許可申請書に示した安全機能を有する施設の抽出</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工事業変更許可申請書に示した安全機能を有する施設（加工事業変更許可申請書に記載した施設（建物・構築物、安全機能を有する施設、加工設備本体の構造及び設備、核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備、放射線管理施設の構造及び設備、その他加工設備の附属施設の構造及び設備に示した施設）について、設工認申請の分割を通じて、全ての建物・構築物、設備・機器として、設工認申請書の添付書類1「加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に記載があることを確認し、加工事業変更許可申請書にチェック（レ点）を付ける。 <p>b. 設工認申請書において申請したことの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 添1表2の右側の設工認への対応状況欄に付している○について、第1次申請から第5次申請までの設工認申請書の三、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法の施設一覧表に記載があることを確認し、添1表2の当該箇所をチェック（レ点）を付ける。 <p>B. 技術基準での設置要求がある施設の申請状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工事業変更許可申請書（全体）で、加工施設技術基準の条項のうち、施設を設置するよう要求があるもの（第4条、第10条、第11条、第13条、第17条、第18条、第19条、第22条、第23条、第24条、第25条）に関する施設に該当する記載を抽出し、抽出した記載について、適合性の説明をどのように行うか（設工認対象とする／保安規定で管理する等）を整理した表を作成する。 | <p>確認例を資料①-Aに示す。</p> <p>確認の結果、以下の施設の申請漏れがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> {8058-2} 緊急設備 防水カバー {8059} 緊急設備 緊急遮断弁（冷却水） {8059-2} 緊急設備 緊急遮断弁（冷却水） {8060} 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 {8062-2} 緊急設備 防護板 <p>確認結果を資料①-Bに示す。加工事業変更許可申請書（全体）で、加工施設技術基準の条項のうち、施設を設置するよう要求があるものについて、適合性の説明をどのように行うか（設工認対象とする／保安規定で管理する）を整理し、設工認対象とするものについて、安全機能を有する施設として設工認申請していることを確認した。</p> | <p>左記の施設を設工認申請の対象施設として追加した。</p> <p>なし</p> |

表1 設工認分割申請（前半申請：第1次～第5次）の最終申請（第5次）における確認

| 確認項目 | 確認方法 | 確認結果 | 対応 |
|------|---|---|--------------------------|
| | <p>C. 設備・機器の取合い部の申請状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工事業変更許可申請書のⅡ. 加工の方法に記載している施設が、設工認申請書の添付書類1「加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に示した施設一覧のどの施設に該当するかを確認し、申請した回次ごとにⅡ. 加工の方法の加工工程図に色分けして確認する。 <p>確認のポイントとして、Ⅱ. 加工の方法をベースに申請していない設備・機器が存在しないか、設備・機器間で申請していない箇所が存在していないかを確認する。</p> <p>ここで、設備・機器の申請では、特に、配管、ダクト等で接続する設備・機器で接続先を別の申請回次とするケースにおいて、申請していない箇所が発生することが想定されるため、第5次申請までの設工認申請全体で整合が取れているかを確認する必要がある。確認の結果、配管、ダクト等で接続する設備・機器（接続元）と接続先を別の申請回次とする分割申請のケースはなく、全て第5次申請の内ですべて完了することとなっている。このことから、系統図、機器図を用いた申請回次間での接続元と接続先を整理する必要はないが、第5次申請の中で設備・機器の取合い部を明確にし、認可を受けようとする範囲に申請漏れがないように設工認申請書をまとめることとする。</p> | <p>確認結果を資料①-Cに示す。加工事業変更許可申請書に示した加工の方法に示したフロー図のとおり、後半申請として申請するものを除いて、設備・機器間で申請していない箇所がないことを確認した。</p> | なし |
| | <p>D. 建物・構築物と設備・機器の取合い部の申請状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5次申請において、建物・構築物が設備・機器の設計仕様の一部を構成する場合、建物と設備全体を俯瞰して臨界防止、地盤、地震、閉じ込め、溢水損傷防止等の安全機能が維持される設計となっていることを確認する。 建物・構築物と設備・機器の間で設計の取合いをしている箇所を仕様表から抽出し、全体で取りこぼしなく必要な安全機能が維持される設計となっていることを確認し、対象箇所にチェック（レ点）を付ける。 | <p>確認結果を資料①-Dに示す。建物・構築物が設備・機器の一部を構成する組合せがあるが、いずれの設備・機器も安全機能は建物・構築物が担うため、その設計を建物の仕様表に記載しており、全体で取りこぼしがないことを確認した。</p> | なし |
| | <p>E. 加工事業変更許可申請書に示した安全評価のインプット条件となる施設の申請状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工事業変更許可申請書の添付書類五、添付書類六、添付書類七の記載から、各種安全評価（閉じ込め、臨界安全、地震（地盤含む）、津波、地震津波以外の自然現象、内部火災・爆発、その他（航空機落下等））の評価結果を満たすための記載項目を抽出し、該当箇所をマーキングする。 マーキングは、評価結果に対してハードで担保する項目と、ソフトで担保する項目を色分けする。 ハードで担保する項目としてマーキングしたものに対して、設工認申請書の添付書類1「加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対象となる施設を記載していることを確認する。 確認結果は、設工認申請書における設計の展開状況として、どの設工認申請書で展開しているか整理表にまとめる。 | <p>確認結果を資料①-Eに示す。加工事業変更許可申請書の添付書類五、添付書類六、添付書類七の記載から、各種安全評価（の評価結果を満たすための記載項目を抽出し、ハードで担保する項目としてマーキングしたものに対して、設工認申請書の添付書類1の添1表2に対象となる施設を記載していることを確認したところ以下の施設に申請漏れがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ {8060-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁 ・ {8061-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁 | 左記の施設を設工認対象として補正申請に追加した。 |

表1 設工認分割申請（前半申請：第1次～第5次）の最終申請（第5次）における確認

| 確認項目 | 確認方法 | 確認結果 | 対応 |
|--|--|---|-----------|
| <p>②加工施設全体が加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に従ったものであり、加工施設の技術基準に関する規則に適合するものであることを適切に評価していること。</p> | <p>A. 加工事業変更許可申請書に示した基本的設計方針の抽出漏れの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設工認申請書の添付書類1「加工事業変更許可との対応に関する説明書」に加工事業変更許可の基本的設計方針を事業許可基準規則の条項毎に整理した表（添1別表1）を添付している。当該表に抽出した要求事項を加工事業変更許可申請書にマーキングし、マーキングした部分以外に設工認申請書に展開すべき要求事項が含まれていないかどうかを確認する。 加工事業変更許可申請書中の記載事項に対して、ハード設計に展開する必要がある基本的設計方針の事項、保安規定に反映する必要がある記載（ソフト対応）事項を抽出し、それぞれ該当部にマーキングしてチェックを実施する。 なお、色塗りのない箇所は、以下の記載事項に該当すると判断し、設工認に展開する項目には該当しない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 設計に対する一般的な説明に係る記載事項 ② 設計の概要に係る記載事項 ③ 設計とは関係のない記載事項 ④ 各種評価における考え方、評価内容、評価結果を説明する事項 ⑤ 保安規定に反映する必要がある記載（ソフト対応）事項以外の管理方法に係る記載事項 | <p>確認の結果、加工事業変更許可の基本的設計方針を事業許可基準規則の条項毎に整理した表（添1別表1）に抽出漏れのないことを確認した。</p> <p>確認結果の例を資料②-Aに示す。</p> | <p>なし</p> |
| | <p>B. 加工事業変更許可申請書に示した基本的設計方針の展開漏れの確認</p> <p>a. 基本的設計方針の設工認申請書への展開状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設工認申請書の添付書類1「加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1別表1に抽出した基本的設計方針の記載について、第1次申請から第5次申請までのどの設工認申請へ展開する必要があるかを確認する。添1別表1の各回次の設工認申請への展開状況の星取りが適切であるかを確認し、添1別表1の当該箇所にチェック（レ点）を付ける。 <p>b. 基本的設計方針の施設への展開状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添1別表1に抽出した基本的設計方針の記載について、設工認申請対象のどの施設に展開する必要があるかを確認する。設工認申請書の添付書類1「加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表1には、添1別表1で抽出した基本的設計方針がどの施設に展開されているかを整理している。この展開状況に基づいて、当該施設の設計が基本的設計方針に基づいたものとなっており、設工認申請書の本文（仕様表、図面）に漏れなく反映され認可を受けようとする事項となっていることを確認し、添1表1の当該箇所にチェック（レ点）を付ける。 | <p>確認の結果、加工事業変更許可申請書に示した基本的設計方針の展開漏れがないことを確認した。</p> <p>確認結果の例を資料②-Bに示す。</p> | <p>なし</p> |

表1 設工認分割申請（前半申請：第1次～第5次）の最終申請（第5次）における確認

| 確認項目 | 確認方法 | 確認結果 | 対応 |
|------|--|---|----|
| | <p>C. 加工施設技術基準への適合性の説明漏れの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1次申請から第5次申請までの設工認申請書の各施設について、どの設計番号を適用して加工施設技術基準への適合性を説明するかについては、設計段階で整理した要求品質確認表に基づいて、設工認申請書の添付書類2「加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書」の添2表1に示す星取表（縦軸：対象施設、横軸：加工施設技術基準の各条項・設計番号）で整理している。 この適合状況に基づいて、当該施設の設計が加工施設技術基準に適合した設計となっており、設工認申請書の本文（仕様表、図面）に漏れなく反映され認可を受けようとする事項となっていることを確認し、添2表1の当該箇所をチェック（レ点）を付ける。 | <p>確認の結果、施設の設計が加工施設技術基準に適合した設計となっており、設工認申請書の本文（仕様表、図面）に漏れなく反映され認可を受けようとする事項となっていることを確認した。確認結果を添付書類2の添2表1に示す。</p> | なし |
| | <p>D. 構内運搬と事業所外運搬の設計取合いの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物間の核燃料物質の運搬、核燃料物質の搬出入について、加工事業変更許可申請書のⅡ.加工の方法の記載に基づき、設工認申請書での構内運搬と事業所外運搬の設計取合いを確認し、不明確な箇所がないか確認する。 | <p>確認結果を資料②-Dに示す。第1次～第5次設工認における全ての構内運搬は、核燃料物質を原子炉等規制法第59条第3項の規定に基づき承認を受けた輸送容器又は事業所外運搬の告示の技術基準に適合する輸送容器による運搬であり、設計上の取合いについて、問題ないことを確認した。</p> | なし |
| | <p>E. 工事の方法についての確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 設工認申請で認可を受ける工事の方法は、加工施設技術基準に適合したものとする必要がある。 設工認申請書の工事の方法の記載が加工施設技術基準のどの条項に関するものであるかを整理した表を作成して、工事の方法が加工施設技術基準に適合していることを確認する。 | <p>確認結果を資料②-Eに示す。各施設の工事の方法が、加工施設技術基準に適合しているものであることを確認した。</p> | なし |
| | <p>F. 貯蔵施設の最大貯蔵能力の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工事業変更許可申請書に示した最大貯蔵能力に対して、設工認申請の分割を通じて、最大貯蔵能力以下になっているかを対比できる整理表を作成して確認する。 | <p>確認結果を資料②-Fに示す。前半申請の施設（第1次～第5次の設工認申請）の仕様表に示した貯蔵施設の最大貯蔵能力は加工事業変更許可申請書に示した最大貯蔵能力以下であり、問題ないことを確認した。</p> | なし |

表1 設工認分割申請（前半申請：第1次～第5次）の最終申請（第5次）における確認

| 確認項目 | 確認方法 | 確認結果 | 対応 |
|--|--|--|--|
| ③先行申請し認可された設計及び工事の計画が、第5次申請と設計上の不整合を生じていないこと（第5次申請内の設備・機器相互の取り合いを含む。）。 | A. 先行申請からの変更についての確認 ・第1次申請から第5次申請までの設工認申請書を確認し、先行申請で認可を受けた申請内容に対して、設計進捗に伴って設計変更を実施した事項を洗い出す。 ・洗い出した設計変更について、加工事業変更許可申請書に示した基本的設計方針に基づいており、加工施設技術基準に適合した変更であって、先行申請で認可を受けた安全機能に影響はなく、設計上の不整合がないことを確認する。 | 第1次申請から第5次申請までの設工認申請書を確認した結果、設計進捗に伴って設計変更を実施した事項がないことを確認した。 | なし |
| | B. 臨界の領域区分についての確認 ・先行申請で認可された申請内容における複数ユニットの臨界安全評価、臨界安全評価を行う領域の離隔について、設計上の不整合がないことを確認する。 | ・複数ユニットの申請状況の確認結果を資料③-Bに示す。全ての設備・機器が申請し設計上の不整合がないことを確認した。 | なし |
| | C. 難燃性ケーブルの取り合い確認 ・先行申請で難燃性ケーブルを使用する旨記載したもの（600 V以上、  V～600 V）について、外部電源から設備・機器まで、設工認申請書のどの施設に関連付けて申請しているか整理した図又は表を作成し、不整合が生じていないことを確認する。 | 確認結果を資料③-Cに示す。 難燃性ケーブルを使用する旨記載したもの（600 V以上、  V～600 V）について、安全機能を有する施設として抜けなく申請しており、不整合がないことを確認した。 | なし |
| | D. 内部溢水についての確認 ・各建物の内部溢水の評価に示した溢水量と各設備の保有水量を比較した整理表を作成する。 ・建物の内部溢水評価に用いた溢水量が、各設備の保有水量を包含することを確認し、没水高さ以上に設置することとした設備・機器の溢水による損傷の防止に係る設計が適切であることを確認する。 | 確認結果を資料③-Dに示す。内部溢水の評価に用いた溢水量が、各設備の保有水量を包含しており、分割申請による不整合が生じていないことを確認した。 | なし |
| | E. インターロック・警報の確認 ・第1次申請から第5次申請の設工認申請書の仕様表で技術基準に基づく仕様の警報設備等の項目に記載のある設備・機器について、インターロック・警報の動作を説明するために必要な事項を整理して記載した整理表を作成する。 ・整理表に基づいて、設工認申請書に示した系統図、インターロック系統図、期待する機能、動作と整合していることを確認し、整理表にチェック（レ点）を付ける。 | 確認結果を資料③-Eに示す。整理表に基づき、設工認申請書に示した系統図を確認した結果、第5次設工認第1回目補正申請書において示した系統図に記載の不足があることが分かった。 | 整理表に基づき、インターロック・警報の動作に関して必要な情報を追記し、補正した。 |
| | F. 遮蔽計算に関する壁、屋根等の申請状況の確認 ・加工事業変更許可申請書に記載した周辺監視区域境界における線量評価に用いた壁、屋根等の設計仕様を確認する。 ・線量評価に用いた壁、屋根等の設計仕様を漏れなく申請しており、設計条件を遮蔽計算のインプットとして反映できていることを確認し、遮蔽評価に見込む建物・構築物と部位、確認結果を示した整理表を作成して確認する。 | 確認結果を資料③-Fに示す。遮蔽評価のインプットとなる壁、屋根等を設工認申請書に盛り込んでおり、申請漏れはないことを確認した。 | なし |

資料①-A. 安全機能を有する施設の申請状況の確認

<確認例>

加工事業変更許可申請書に記載した安全機能を有する施設

(加工事業変更許可申請書 P33)

表 安全機能を有する施設 (成形施設)

| 設置場所 | 施設名称 | 個数 | 耐震重要度分類 | 安全機能 |
|-----------|-------------------------|----|---------|--|
| 第2-2ベレット室 | 搬送設備 (ベレット) ベレット搬送装置 | 1式 | 第1類 | 臨界防止:形状寸法制限 閉じ込め:落下防止構造 |
| | 搬送設備 (ベレット) ベレット移載装置 | 1 | 第1類 | 臨界防止:形状寸法制限 閉じ込め:落下防止構造 |
| | 搬送設備 (ベレット) 波板移載装置 | 1 | 第1類 | 臨界防止:形状寸法制限 閉じ込め:落下防止構造 |
| | 搬送設備 (ベレット) ベレット検査台 | 1 | 第1類 | 臨界防止:形状寸法制限 閉じ込め:落下防止構造 |
| | 研磨設備 研磨屑回収装置 | 1 | 第1類 | 臨界防止:幾何学的形状制限(容積制限)、 回転数低下時研削停止インターロック*1 閉じ込め:耐食性材料を用いる構造、遠心分離機能 |
| | 研磨設備 研削液タンク | 1 | 第1類 | 臨界防止:幾何学的形状制限(容積制限) 閉じ込め:耐食性材料を用いる構造、遠心分離機能、防水パン |
| 研磨設備 | | | | 臨界防止:(枝管の取扱い) |

設工認申請書 添1表2-1

(p2276)

a. の確認

| 設備名 | 設備仕様 | 設置場所 | 個数 | 耐震重要度分類 | 安全機能 | 備考 |
|---------------------|-------|-----------------|----|---------|--|----|
| 搬送設備 (ベレット) 搬送装置 | 12070 | 第2加工棟 第2-2ベレット室 | 1 | 第1類 | 臨界防止:形状寸法制限 閉じ込め:落下防止構造 | |
| 搬送設備 (ベレット) 移載装置 | 12071 | 第2加工棟 第2-2ベレット室 | 1 | 第1類 | 臨界防止:形状寸法制限 閉じ込め:落下防止構造 | |
| 搬送設備 (ベレット) 波板移載装置 | 12072 | 第2加工棟 第2-2ベレット室 | 1 | 第1類 | 臨界防止:形状寸法制限 閉じ込め:落下防止構造 | |
| 搬送設備 (ベレット) ベレット検査台 | 12073 | 第2加工棟 第2-2ベレット室 | 1 | 第1類 | 臨界防止:形状寸法制限 閉じ込め:落下防止構造 | |
| 研磨設備 研磨屑回収装置 | 12074 | 第2加工棟 第2-2ベレット室 | 1 | 第1類 | 臨界防止:幾何学的形状制限(容積制限)、 回転数低下時研削停止インターロック*1 閉じ込め:耐食性材料を用いる構造、遠心分離機能 | |
| 研磨設備 研削液タンク | 12075 | 第2加工棟 第2-2ベレット室 | 1 | 第1類 | 臨界防止:幾何学的形状制限(容積制限) 閉じ込め:耐食性材料を用いる構造、遠心分離機能、防水パン | |

b. の確認

設工認申請書 三、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法

(p5)

| 加工棟 | 設備名 | 設備仕様 | 設置場所 | 個数 | 耐震重要度分類 | 安全機能 |
|-------|-------------|--------------------------------------|-------|----|---------|-----------------------|
| 第2加工棟 | 第2-2ベレット室 | 移載装置 入庫前コンベア部 | 12070 | 1台 | 第1類 | 搬送設備 (ベレット) 波板移載装置 |
| 第2加工棟 | 第2-2ベレット室 | ベレット搬送設備 No. 2-2 波板 移載装置 波板移載部 | 12071 | 1台 | 第1類 | 搬送設備 (ベレット) 波板移載装置 |
| 第2加工棟 | 第2-2ベレット室 | センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置 | 12074 | 1台 | 第1類 | 研磨設備 研磨屑回収装置 |
| 第2加工棟 | 第2-2ベレット室 | センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク | 12075 | 1台 | 第1類 | 研磨設備 研削液タンク |
| 第2加工棟 | 第2-2ベレット室 | センタレス研削装置 No. 2-1 配管 | 12083 | 1式 | 第1類 | 研磨設備 配管 |
| 第2加工棟 | 第2-2ベレット室 | 計量設備架台 No. 7 | 12084 | 1台 | 第1類 | 検査設備 計量設備架台 |
| 第2加工棟 | 第2-1ベレット検査室 | ベレット検査台 No. 1 | 12085 | 1台 | 第1類 | 検査設備 ベレット検査台 |
| 第2加工棟 | | 振動機 No. 2-1 運搬台車 | 12087 | 1台 | 第1類 | 搬送設備 (粉末) |

資料①-B 技術基準での設置要求がある施設の申請状況の確認結果

| 条項 | | 設置要求 | 確認結果 |
|------|-------------|---|---|
| 第4条 | 核燃料物質の臨界防止 | 3 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、 <u>臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備</u> が設けられていなければならない。 | <臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備> 本加工施設では、濃縮度5%超又はプルトニウムを取り扱う施設がないため、該当するものはない。 |
| 第10条 | 閉じ込めの機能 | 七 ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための <u>堰</u> が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。 | <堰> 事業許可 P8、9、46、90、P5-9、P5-170：堰 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。 ・（第2加工棟）{8051}緊急設備 堰、密閉構造扉 ・（第2加工棟）{6081}第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1の堰 ・（第2加工棟）{6100}分析廃液処理設備 反応槽の堰 ・（第1廃棄物貯蔵棟）{8064-2}緊急設備 堰、密閉構造扉 |
| 第11条 | 火災等による損傷の防止 | 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、 <u>消火設備</u> （事業許可基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。）及び <u>警報設備</u> （警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。）が設置されたものでなければならない。 | <消火設備> 事業許可 P10、P5-114：粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。 ・（第2加工棟）{8010}消火設備 消火器 ・（第2加工棟）{8012}消火設備 屋内消火栓 ・（第1加工棟）{8010-5}消火設備 消火器 ・（屋外）{8012-2}消火設備 屋外消火栓 ・（第1廃棄物貯蔵棟）{8010-2}消火設備 消火器 ・（第3廃棄物貯蔵棟）{8010-3}消火設備 消火器 ・（第5廃棄物貯蔵棟）{8010-4}消火設備 消火器 ・（発電機・ポンプ棟）{8010-7}消火設備 消火器 事業許可 P10、5-114：可搬消防ポンプ →以下の施設を設工認申請していることを確認した。 ・（屋外）{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプ 事業許可 P11：自動式又は遠隔操作式の消火設備 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。 |

| | 条項 | 設置要求 | 確認結果 |
|------|---------|--|---|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟){8011}消火設備 自動式の消火設備 <p><警報設備> 事業許可P10、23、43、89、P 5-110、5-114、5-115：自動火災報知設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟){8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) = (第2加工棟){8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) ・(第1廃棄物貯蔵棟){8009-2}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) = (第1廃棄物貯蔵棟){8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) ・(第3廃棄物貯蔵棟){8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) = (第3廃棄物貯蔵棟){8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) ・(第5廃棄物貯蔵棟){8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) = (第3廃棄物貯蔵棟){8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) ・(第1加工棟){8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) = (第1加工棟){8009-6}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) ・(発電機・ポンプ棟){8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) = (第2加工棟){8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) |
| 第13条 | 安全避難通路等 | 加工施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる <u>安全避難通路</u> | <p><安全避難通路> 事業許可P21、P5-201：安全避難通路、誘導灯 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟){8027}緊急設備 避難通路 ・(第2加工棟){8029-4}緊急設備 誘導灯 ・(第1廃棄物貯蔵棟){8031}緊急設備 避難通路 ・(第1廃棄物貯蔵棟){8032-2}緊急設備 誘導灯 ・(第3廃棄物貯蔵棟){8033}緊急設備 避難通路 ・(第3廃棄物貯蔵棟){8036-2}緊急設備 誘導灯 ・(第5廃棄物貯蔵棟){8034}緊急設備 避難通路 ・(第5廃棄物貯蔵棟){8037-2}緊急設備 誘導灯 ・(第1加工棟){8035}緊急設備 避難通路 ・(第1加工棟){8038-2}緊急設備 誘導灯 ・(発電機・ポンプ棟){8035-2}緊急設備 避難通路 ・(発電機・ポンプ棟){8038-6}緊急設備 誘導灯 |

| 条項 | 設置要求 | 確認結果 |
|------|---|--|
| | <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない<u>避難用の照明</u></p> <p>三 <u>設計基準事故が発生した場合に用いる照明</u>（前号の避難用の照明を除く。）及びその<u>専用の電源</u></p> | <p><避難用の照明> 事業許可 P21、P5-201：非常用照明 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。 ・（第2加工棟）{8029}緊急設備 非常用照明 ・（第1廃棄物貯蔵棟）{8032}緊急設備 非常用照明 ・（第3廃棄物貯蔵棟）{8036}緊急設備 非常用照明 ・（第5廃棄物貯蔵棟）{8037}緊急設備 非常用照明 ・（第1加工棟）{8038}緊急設備 非常用照明 ・（発電機・ポンプ棟）{8038-5}緊急設備 非常用照明</p> <p>----- <設計基準事故が発生した場合に用いる照明、その専用の電源> 事業許可 P21、P5-201：可搬型照明、専用電源 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。 ・（屋外）{8038-4}緊急設備 可搬型照明（←専用電源付き）</p> |
| 第17条 | 核燃料物質の貯蔵施設 | <p><核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備> 本加工施設では、崩壊熱を除去する必要がある核燃料物質を貯蔵する施設はないため、該当するものはない。</p> |
| 第18条 | 警報設備等 | <p><警報する設備> 事業許可 P8、9、42、87、88、121、P5-10、5-18、5-203、5-205、6-3、6-16：ダストモニタ 事業許可 P42、87、88：放射線監視盤 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。 ・（第2加工棟）{7006}ダストモニタ（換気用モニタ）＝（第2加工棟）{7011}放射線監視盤（ダストモニタ） ・（第2加工棟）{7024}ダストモニタ（排気用モニタ）＝（第2加工棟）{7011}放射線監視盤（ダストモニタ） ・（第1廃棄物貯蔵棟）{7025}ダストモニタ（排気用モニタ）＝（第1廃棄物貯蔵棟）{7013}放射線監視盤（ダストモニタ）</p> <p>事業許可 P7、42、87、88、P5-10、P5-203、5-205：ガンマ線エリアモニタ 事業許可 P42、87、88：放射線監視盤 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。 ・（第1加工棟）{7008}ガンマ線エリアモニタ 検出器＝（第2加工棟）{7012}放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） ・（第2加工棟）{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器＝（第2加工棟）{7012}放射線監視盤（ガンマ線エ</p> |

| 条項 | 設置要求 | 確認結果 |
|----|------|--|
| | | <p>リアモニタ)</p> <p>事業許可 P22、42、88、P5-18、5-205、6-16：モニタリングポスト 事業許可 P42、87、88：放射線監視盤 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(屋外) {7026} モニタリングポスト No. 1 = (第2加工棟) {7027-2} 放射線監視盤 (モニタリングポスト) ・(屋外) {7027} モニタリングポスト No. 2 = (第2加工棟) {7027-2} 放射線監視盤 (モニタリングポスト) <p>事業許可 P10、23、43、89、P5-110、5-114、5-115：自動火災報知設備 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) = (第2加工棟) {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) ・(第1廃棄物貯蔵棟) {8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) = (第1廃棄物貯蔵棟) {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) ・(第3廃棄物貯蔵棟) {8009-3} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) = (第3廃棄物貯蔵棟) {8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) ・(第5廃棄物貯蔵棟) {8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) = (第3廃棄物貯蔵棟) {8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) ・(第1加工棟) {8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) = (第1加工棟) {8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) ・(発電機・ポンプ棟) {8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) = (第2加工棟) {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) <p>事業許可 P46、47、90、P5-171、7-7：漏水検知器 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {8052} 緊急設備 漏水検知器 ・(第1廃棄物貯蔵棟) {8056} 緊急設備 漏水検知器 <p>事業許可 P41、P7-7：液面高検知器 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {6081} 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6082} 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6083} 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6084} 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6093} 第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6094} 第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2 液面高検知器 |

| 条項 | 設置要求 | 確認結果 |
|----|------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {6095} 第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 1 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6096} 第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 2 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6097} 第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 3 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6098} 第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 4 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6100} 分析廃液処理設備 反応槽 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6100-2} 分析廃液処理設備 ろ過水貯槽 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6103} 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6105} 開発室廃液処理設備 貯槽 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6107} 第2 廃液処理設備 集水槽 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6108} 第2 廃液処理設備 集水槽 No. 2 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6109} 第2 廃液処理設備 凝集槽 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6110-2} 第2 廃液処理設備 タンク No. 1 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6111-2} 第2 廃液処理設備 タンク No. 2 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6117} 第2 廃液処理設備 受水槽 No. 1 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6119} 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6120} 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6121} 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3 液面高検知器 ・(第2加工棟) {6122} 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4 液面高検知器 ・(第1 廃棄物貯蔵棟) {6125} W 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 液面高検知器 ・(第1 廃棄物貯蔵棟) {6126} W 1 廃液処理設備 タンク No. 1 液面高検知器 ・(第1 廃棄物貯蔵棟) {6127} W 1 廃液処理設備 タンク No. 2 液面高検知器 ・(第1 廃棄物貯蔵棟) {6128} W 1 廃液処理設備 タンク No. 3 液面高検知器 ・(第1 廃棄物貯蔵棟) {6132} W 1 廃液処理設備 受水槽 液面高検知器 ・(第1 廃棄物貯蔵棟) {6133} W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 1 液面高検知器 ・(第1 廃棄物貯蔵棟) {6134} W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 2 液面高検知器 ・(第1 廃棄物貯蔵棟) {6135} W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 3 液面高検知器 ・(第1 廃棄物貯蔵棟) {6146} 湿式除染機 水洗除染タンク 液面高検知器 <p>事業許可 P40、81 : 負圧計、P9、114、5-9、5-18、6-2 : 差圧計 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {6048} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ 差圧計 ・(第2加工棟) {6048-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ 差圧計 ・(第2加工棟) {6048-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ 差圧計 ・(第2加工棟) {6048-4} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ 差圧計 ・(第1 廃棄物貯蔵棟) {6080} 気体廃棄設備 No. 2 系統1 系統2 系統3 系統4 差圧計 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>2 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。</p> | <p><設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路> 事業許可 P3、119 質量を制限する場合・・・インターロックを設置 事業許可 P5 移動先の設備・機器の核的制限値を超えない対策として、インターロックを設置 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {2044} 粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、{2045} 粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 質量インターロック ・(第2加工棟) {2044} 粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、{2045} 粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 水検知時投入口の閉じ込め弁閉止機構 ・(第2加工棟) {2048} 供給瓶 No. 2-1 供給瓶 質量インターロック ・(第2加工棟) {2052} 焙焼炉 No. 2-1 破砕装置 供給制限機構 ・(第2加工棟) {2053} 焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード 供給制限機構 ・(第2加工棟) {2054} 焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機、{2055} 焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉 供給制限機構 ・(第2加工棟) {2070} センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機、{2071} センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤 研削個数超過防止インターロック ・(第2加工棟) {2070} センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機、{2071} センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤、{2081} センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置 回転数低下時研削停止インターロック <p>事業許可 P9、5-9 給気系統と排気系統の間にインターロック等を設け 事業許可 P5-200 気体廃棄設備に・・・インターロックを設ける →以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {6048-5} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 送排風機の起動停止インターロック ・(第2加工棟) {6048-5} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 送排風機異常時インターロック ・(第2加工棟) {6048-5} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) ダンパー開度異常時インターロック ・(第2加工棟) {6048-5} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 室内負圧異常時インターロック ・(第2加工棟) {6048-6} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 送排風機の起動停止インターロック ・(第2加工棟) {6048-6} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 送排風機異常時インターロック ・(第2加工棟) {6048-6} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) ダンパー開度異常時インターロック ・(第2加工棟) {6048-6} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 室内負圧異常時インターロック |
|--|---|--|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {6048-7} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅳ、給気系統) 送排風機の起動停止インターロック ・(第2加工棟) {6048-7} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅳ、給気系統) 送排風機異常時インターロック ・(第2加工棟) {6048-7} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅳ、給気系統) ダンパー開度異常時インターロック ・(第2加工棟) {6048-7} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅳ、給気系統) 室内負圧異常時インターロック ・(第2加工棟) {6048-8} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 送排風機の起動停止インターロック ・(第2加工棟) {6048-8} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 送排風機異常時インターロック ・(第2加工棟) {6048-8} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) ダンパー開度異常時インターロック ・(第2加工棟) {6048-8} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 室内負圧異常時インターロック ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6080-2} 気体廃棄設備 No. 2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 送排風機の起動停止インターロック ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6080-2} 気体廃棄設備 No. 2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 故障時の排風機起動機構 ・(第2加工棟) {6080-2} 気体廃棄設備 No. 2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 送排風機異常時インターロック ・(第2加工棟) {6080-2} 気体廃棄設備 No. 2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) ダンパー開度異常時インターロック ・(第2加工棟) {6080-2} 気体廃棄設備 No. 2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 室内負圧異常時インターロック <p>事業許可 P5-113 可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため・・・インターロックを設ける。 事業許可 P5-200 過加熱防止機構インターロックを設ける 事業許可添5別チ-2 冷却水圧力低下検知機構を設置する。 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {2064} 連続焼結炉 No. 2-1 {2064-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) ・(第2加工棟) {2064} 連続焼結炉 No. 2-1 {2064-4} 失火検知機構 ・(第2加工棟) {2064} 連続焼結炉 No. 2-1 {2064-5} 過加熱防止機構 ・(第2加工棟) {2064} 連続焼結炉 No. 2-1 {2064-6} 冷却水圧力低下検知機構 ・(第2加工棟) {2064} 連続焼結炉 No. 2-1 緊急停止機構 ・(第2加工棟) {2064} 連続焼結炉 No. 2-1 地震発生時可燃性ガス遮断インターロック ・(第2加工棟) {2064} 連続焼結炉 No. 2-1 可燃性ガス漏えい検知時可燃性ガス遮断インターロック ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6138} 焼却設備 焼却炉 {6138-2} 失火検知機構 ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6138} 焼却設備 焼却炉 {6138-3} 過加熱防止機構 ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6138} 焼却設備 焼却炉 緊急停止機構 |
|--|--|--|---|

| 条項 | 設置要求 | 確認結果 |
|------|---------|--|
| | | <p>・(第1廃棄物貯蔵棟) {6138} 焼却設備 焼却炉 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック</p> <p>・(第1廃棄物貯蔵棟) {6138} 焼却設備 焼却炉 可燃性ガス漏えい検知時可燃性ガス遮断インターロック</p> <p>・(第2加工棟) {8025} 燃料開発設備 加熱炉 {8025-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)</p> <p>・(第2加工棟) {8025} 燃料開発設備 加熱炉 {8025-3} 過加熱防止機構</p> <p>・(第2加工棟) {8026} 燃料開発設備 小型雰囲気気可変炉 {8026-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)</p> <p>・(第2加工棟) {8026} 燃料開発設備 小型雰囲気気可変炉 {8026-4} 過加熱防止機構</p> <p>・(第2加工棟) {8025} 燃料開発設備 加熱炉、{8026} 燃料開発設備 小型雰囲気気可変炉 緊急停止機構</p> <p>・(第2加工棟) {8025} 燃料開発設備 加熱炉、{8026} 燃料開発設備 小型雰囲気気可変炉 地震発生時可燃性ガス遮断インターロック</p> <p>・(第2加工棟) {8025} 燃料開発設備 加熱炉、{8026} 燃料開発設備 小型雰囲気気可変炉 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック</p> <p>事業許可 P5-171 第2加工棟の設備・機器への給水ポンプの自動停止及び第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の緊急遮断弁を自動閉止させる機能を設置する →以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(屋外、第1廃棄物貯蔵棟) {8060} 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 ・(発電機・ポンプ棟) {8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 |
| 第19条 | 放射線管理施設 | <p>工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。</p> <p>一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度</p> <p>事業許可 P8、42、87、88、114、121、P5-10、5-203、5-205、6-3 エアスニファ →以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {7022} エアスニファ (排気口) ・(第1廃棄物貯蔵棟) {7023} エアスニファ (排気口) <p>事業許可 P8、9、42、87、88、P5-10、5-18、5-203、5-205、6-3、6-20 ダストモニタ 事業許可 P42、87、88 放射線監視盤 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {7024} ダストモニタ (排気用モニタ) = {7011} 放射線監視盤 (ダストモニタ) ・(第1廃棄物貯蔵棟) {7025} ダストモニタ (排気用モニタ) = {7013} 放射線監視盤 (ダストモニタ) |

| 条項 | 設置要求 | 確認結果 |
|----|--|--|
| | <p>二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</p> <hr/> <p>三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> | <p>事業許可 P87、88、114、P5-10、5-203、5-205 低バックグラウンドカウンタ →以下の施設を設工認申請していることを確認した。 ・(第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟) {7016} 低バックグラウンドカウンタ</p> <hr/> <p>事業許可 P7、42、87、P5-10、P5-203、5-205 ガンマ線エリアモニタ 事業許可 P42、87、88 放射線監視盤 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。 ・(第1加工棟) {7008} ガンマ線エリアモニタ 検出器 = (第2加工棟) {7012} 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) ・(第2加工棟) {7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器 = (第2加工棟) {7012} 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ)</p> <p>事業許可 P22、42、88、P5-18、5-205、6-16 モニタリングポスト 事業許可 P42、87、88 放射線監視盤 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。 ・(屋外) {7026} モニタリングポスト No. 1 = (第2加工棟) {7027-2} 放射線監視盤 (モニタリングポスト) ・(屋外) {7027} モニタリングポスト No. 2 = (第2加工棟) {7027-2} 放射線監視盤 (モニタリングポスト)</p> <p>事業許可 P8、42、87、88、114、121、P5-10、5-203、5-205、6-3 エアスニファ →以下の施設を設工認申請していることを確認した。 ・(第2加工棟) {7004} エアスニファ (管理区域内) ・(第1廃棄物貯蔵棟) {7005} エアスニファ (管理区域内)</p> <p>事業許可 P8、9、42、87、88、P5-10、5-18、5-203、5-205、6-3、6-20 ダストモニタ 事業許可 P42、87、88 放射線監視盤 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。 ・(第2加工棟) {7006} ダストモニタ (換気用モニタ) = (第2加工棟) {7011} 放射線監視盤 (ダストモニタ) ・(第2加工棟) {7024} ダストモニタ (排気用モニタ) = (第2加工棟) {7011} 放射線監視盤 (ダストモニタ) ・(第1廃棄物貯蔵棟) {7025} ダストモニタ (排気用モニタ) = (第1廃棄物貯蔵棟) {7013} 放射線監視盤 (ダストモニタ)</p> <p>事業許可 P42、87、P5-11、6-3 ハンドフットクロスモニタ →以下の施設を設工認申請していることを確認した。 ・(第2加工棟) {7001} ハンドフットクロスモニタ</p> |

| 条項 | | 設置要求 | 確認結果 |
|------|------|--|---|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・(第1廃棄物貯蔵棟) {7003} ハンドフットクロスモニタ 事業許可 P87、88、114、P5-10、5-203、5-205 低バックグラウンドカウンタ →以下の施設を設工認申請していることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ・(第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟) {7016} 低バックグラウンドカウンタ |
| 第22条 | 遮蔽 | <p>安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。</p> <p>2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する<u>遮蔽設備</u>が設けられたものでなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p> | <p><遮蔽設備></p> 事業許可 P7 壁、屋根、遮蔽壁、区画を仕切る壁又は遮蔽板 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {1002} 第2加工棟 ・(第1加工棟) {1001} 第1加工棟 ・(第1廃棄物貯蔵棟) {1004} 第1廃棄物貯蔵棟 ・(第3廃棄物貯蔵棟) {1005} 第3廃棄物貯蔵棟 ・(第5廃棄物貯蔵棟) {1006} 第5廃棄物貯蔵棟 ・(発電機・ポンプ棟) {1007} 発電機・ポンプ棟 ・(第1加工棟) {1008} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 ・(第1-3貯蔵棟 北側屋外) {1009} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 ・(第1-3貯蔵棟 北側屋外) {1010} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 ・(第1加工棟) {1011} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 ・(第1加工棟 北側屋外) {1012} 防護壁 防護壁 No. 1 |
| 第23条 | 換気設備 | <p>加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより<u>換気設備</u>が設けられていなければならない。</p> <p>一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。</p> | <p><換気設備></p> 事業許可 P97、P114、P5-9 換気を行う →以下の施設を設工認申請していることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {6001} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 排風機 (301-F) ・(第2加工棟) {6002} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 排風機 (302-F) ・(第2加工棟) {6003} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機 (303-F) ・(第2加工棟) {6004} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (部屋排気系統) 排風機 (304-F) ・(第2加工棟) {6005} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅴ (局所排気系統) 排風機 (305-F) ・(第2加工棟) {6006} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F) ・(第2加工棟) {6007} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 排風機 (307-F) ・(第2加工棟) {6008} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) 排風機 (308-F) ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6049} 気体廃棄設備 No. 2 系統1 (部屋排気系統) No. 1 排風機 ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6050} 気体廃棄設備 No. 2 系統2 (局所排気系統) No. 2 排風機 |

| 条項 | 設置要求 | 確認結果 |
|----|--|---|
| | <p>二 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。</p> | <p>・(第1廃棄物貯蔵棟) {6051} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機 ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6052} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機 ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6053} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機 ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6054} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 6 排風機</p> <hr/> <p>事業許可 P9 逆流防止機構又はダンパー、P5-9 逆流防止ダンパー P5-17 逆流防止のための弁 →以下の施設を設工認申請していることを確認した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {6037} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー ・(第2加工棟) {6037-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) ・(第2加工棟) {6037-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) ・(第2加工棟) {6038} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー ・(第2加工棟) {6039} 気体廃棄設備 No. 1 系統 III (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー ・(第2加工棟) {6040} 気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー ・(第2加工棟) {6041} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 閉じ込めダンパー ・(第2加工棟) {6042} 気体廃棄設備 No. 1 系統 VI (局所排気系統) 閉じ込めダンパー ・(第2加工棟) {6043} 気体廃棄設備 No. 1 系統 VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー ・(第2加工棟) {6043-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統 VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) ・(第2加工棟) {6043-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統 VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) ・(第2加工棟) {6044} 気体廃棄設備 No. 1 系統 VIII (局所排気系統) 閉じ込めダンパー ・(第2加工棟) {6045} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 閉じ込めダンパー ・(第2加工棟) {6045-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統 III 系統 VI (給気系統) 閉じ込めダンパー ・(第2加工棟) {6045-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (給気系統) 閉じ込めダンパー ・(第2加工棟) {6045-4} 気体廃棄設備 No. 1 系統 VII 系統 VIII (給気系統) 閉じ込めダンパー ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6072} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6073} 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6074} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6075} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー (第1廃棄物貯蔵棟) {6076} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込めダンパー (第1廃棄物貯蔵棟) {6076-2} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー (第1廃棄物貯蔵棟) {6076-3} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー (第1廃棄物貯蔵棟) {6076-4} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 閉じ込めダンパー |

| 条項 | 設置要求 | 確認結果 |
|------|---|---|
| | <p>ろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> | <p>ンパー</p> <p>事業許可 P9、22、40、81、82、104、107、114、116 等、5-9、5-10、5-16、5-18 等 高性能エアフィルタ</p> <p>→以下の施設を設工認申請していることを確認した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {6009} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401) ・(第2加工棟) {6010} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402) ・(第2加工棟) {6011} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403) ・(第2加工棟) {6012} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404) ・(第2加工棟) {6013} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405) ・(第2加工棟) {6014} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406) ・(第2加工棟) {6015} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407) ・(第2加工棟) {6016} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408) ・(第2加工棟) {6017} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用) ・(第2加工棟) {6018} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用) ・(第2加工棟) {6019} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用) ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6055} 気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 フィルタユニット ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6056} 気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 フィルタユニット ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6057} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.5 フィルタユニット ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6058} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.8 フィルタユニット ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6059} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 フィルタユニット ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6060} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 フィルタユニット ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6061} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 フィルタユニット ・(第1廃棄物貯蔵棟) {6062} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.7 フィルタユニット |
| 第24条 | 非常用電源設備 | <p>加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。</p> <p>加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。</p> <p>＜非常用電源設備＞</p> <p>事業許可 P22、23、5-207 非常用電源設備</p> <p>→以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(発電機・ポンプ棟) {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 ・(屋外) {8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 ・(屋外) {8005} 非常用電源設備 A 非常用発電機 <p>＜無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備＞</p> <p>事業許可 P21、5-201 バッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯</p> <p>→以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {8029} 緊急設備 非常用照明 ・(第1廃棄物貯蔵棟) {8032} 緊急設備 非常用照明 |

| 条項 | 設置要求 | 確認結果 |
|----|------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・(第3廃棄物貯蔵棟) {8036} 緊急設備 非常用照明 ・(第5廃棄物貯蔵棟) {8037} 緊急設備 非常用照明 ・(第1加工棟) {8038} 緊急設備 非常用照明 ・(発電機・ポンプ棟) {8038-5} 緊急設備 非常用照明 <p>事業許可 P21、5-201 誘導灯 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {8029-4} 緊急設備 誘導灯 ・(第1廃棄物貯蔵棟) {8032-2} 緊急設備 誘導灯 ・(第3廃棄物貯蔵棟) {8036-2} 緊急設備 誘導灯 ・(第5廃棄物貯蔵棟) {8037-2} 緊急設備 誘導灯 ・(第1加工棟) {8038-2} 緊急設備 誘導灯 ・(発電機・ポンプ棟) {8038-6} 緊急設備 誘導灯 <p>事業許可 P22、5-18、5-205 モニタリングポストは、・・・専用のバッテリーを有し →以下の施設を設工認申請していることを確認した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(屋外) {7026} モニタリングポスト No. 1 ・(屋外) {7027} モニタリングポスト No. 2 <p>事業許可 P23、89、5-207 ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、・・・バッテリーを備える →以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {7001} ハンドフットクロスモニタ ・(第1加工棟) {7008} ガンマ線エリアモニタ 検出器 ・(第2加工棟) {7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器 ・(第2加工棟) {7011} 放射線監視盤 (ダストモニタ) ・(第2加工棟) {7012} 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) ・(第2加工棟) {7027-2} 放射線監視盤 (モニタリングポスト) ・(第1廃棄物貯蔵棟) {7013} 放射線監視盤 (ダストモニタ) ・(屋外) {7026} モニタリングポスト No. 1 ・(屋外) {7027} モニタリングポスト No. 2 ・(屋外) {7033} 気象観測装置 ・(第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、事務棟、保安棟) {7037} 警報集中表示盤 ・(第2加工棟) {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) ・(第2加工棟) {8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) (バッテリーを備える {8007- |

| 条項 | 設置要求 | 確認結果 |
|----|------|--|
| | | <p>12) 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) より給電して作動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (発電機・ポンプ棟) {8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) (バッテリーを備える {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) より給電して作動) ・ (第1加工棟) {8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) ・ (第1加工棟) {8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) (バッテリーを備える {8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) より給電して作動) ・ (第1廃棄物貯蔵棟) {8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) (バッテリーを備える {8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) より給電して作動) ・ (第3廃棄物貯蔵棟) {8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) (バッテリーを備える {8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) より給電して作動) ・ (第5廃棄物貯蔵棟) {8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) (バッテリーを備える {8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) より給電して作動) ・ (屋外) {8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) (バッテリーを備える {8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) より給電して作動) ・ (事務棟) {8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) ・ (第2加工棟) {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) ・ (第2加工棟) {8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) (バッテリーを備える {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) より給電して作動) ・ (発電機・ポンプ棟) {8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) (バッテリーを備える {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) より給電して作動) ・ (第1加工棟) {8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) ・ (第1加工棟) {8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) (バッテリーを備える {8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) より給電して作動) ・ (第1廃棄物貯蔵棟) {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) ・ (第1廃棄物貯蔵棟) {8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) (バッテリーを備える {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) より給電して作動) ・ (第3廃棄物貯蔵棟) {8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) ・ (第3廃棄物貯蔵棟) {8009-3} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) (バッテリーを備える {8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) より給電して作動) ・ (第5廃棄物貯蔵棟) {8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) (バッテリーを備える {8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) より給電して作動) ・ (第2加工棟) {8029} 緊急設備 非常用照明 ・ (第1廃棄物貯蔵棟) {8032} 緊急設備 非常用照明 ・ (第3廃棄物貯蔵棟) {8036} 緊急設備 非常用照明 ・ (第5廃棄物貯蔵棟) {8037} 緊急設備 非常用照明 ・ (第1加工棟) {8038} 緊急設備 非常用照明 |

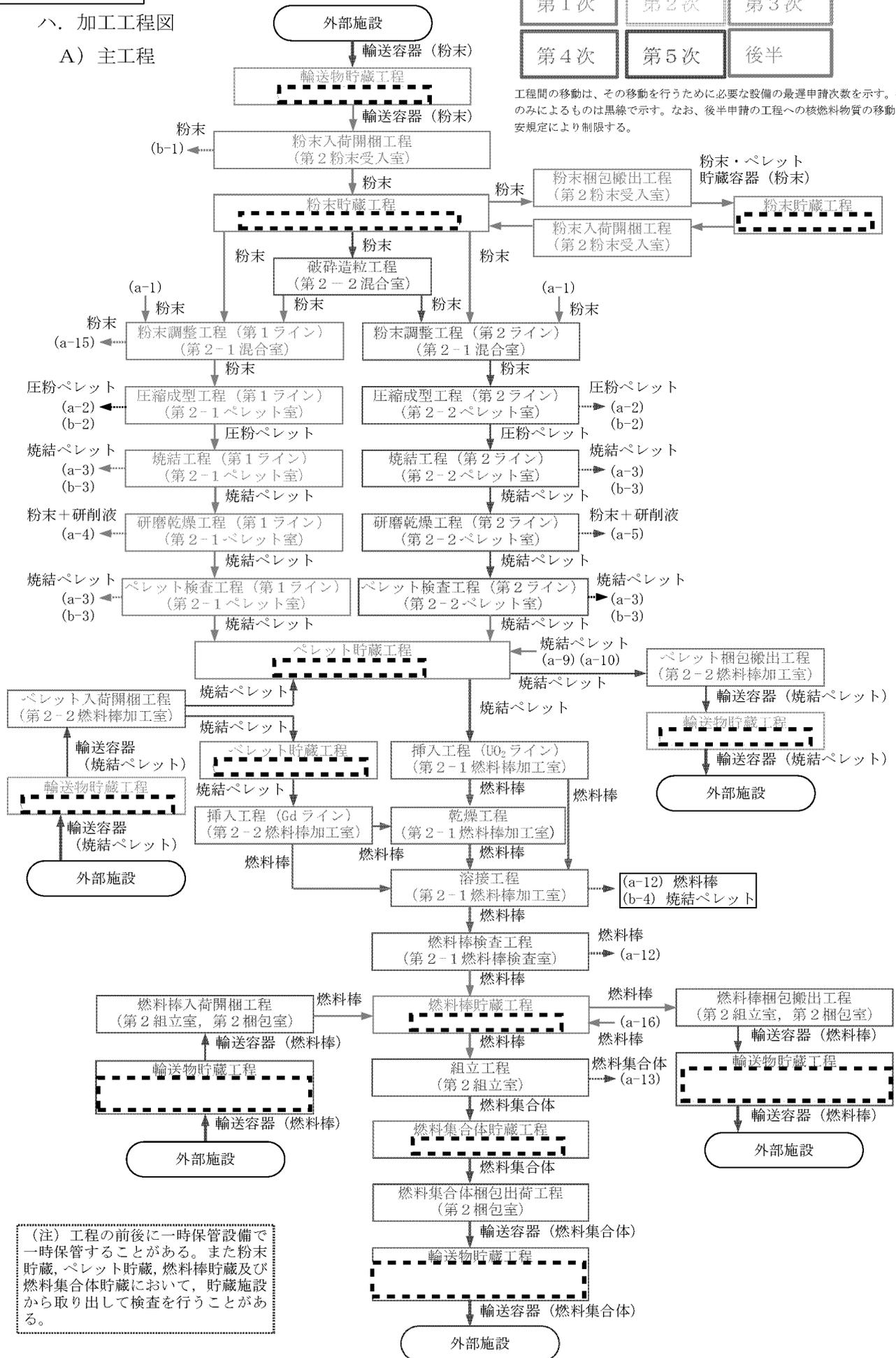
| | 条項 | 設置要求 | 確認結果 |
|------|--------|--|---|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・(発電機・ポンプ棟) {8038-5} 緊急設備 非常用照明 ・(第2加工棟) {8029-4} 緊急設備 誘導灯 ・(第1廃棄物貯蔵棟) {8032-2} 緊急設備 誘導灯 ・(第3廃棄物貯蔵棟) {8036-2} 緊急設備 誘導灯 ・(第5廃棄物貯蔵棟) {8037-2} 緊急設備 誘導灯 ・(第1加工棟) {8038-2} 緊急設備 誘導灯 ・(発電機・ポンプ棟) {8038-6} 緊急設備 誘導灯 |
| 第25条 | 通信連絡設備 | <p>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。</p> | <p><通信連絡設備> 事業許可 P23、89、5-210 所内通信連絡設備 P5-211 所内放送設備、所内固定電話、所内携帯電話、無線機 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2加工棟) {8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ・(第2加工棟) {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) ・(第2加工棟) {8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) ・(第2加工棟) {8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) ・(第1加工棟) {8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ・(第1加工棟) {8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) ・(第1加工棟) {8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) ・(第1廃棄物貯蔵棟) {8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ・(第1廃棄物貯蔵棟) {8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) ・(第3廃棄物貯蔵棟) {8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ・(第5廃棄物貯蔵棟) {8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ・(第5廃棄物貯蔵棟) {8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) ・(発電機・ポンプ棟) {8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ・(事務棟) {8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) ・(事務棟) {8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (無線機) ・(事務棟、保安棟) {8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) ・(事務棟、保安棟) {8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) ・(屋外) {8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) <p><専用通信回線> 事業許可 P23、5-210、所外通信連絡設備 P5-211 ファクシミリ、一般回線、携帯電話、衛星携帯電話、IP 電話、社内網の利用 →以下の施設を設工認申請していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(事務棟、保安棟、屋外) {8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備 |

ハ、加工工程図

A) 主工程

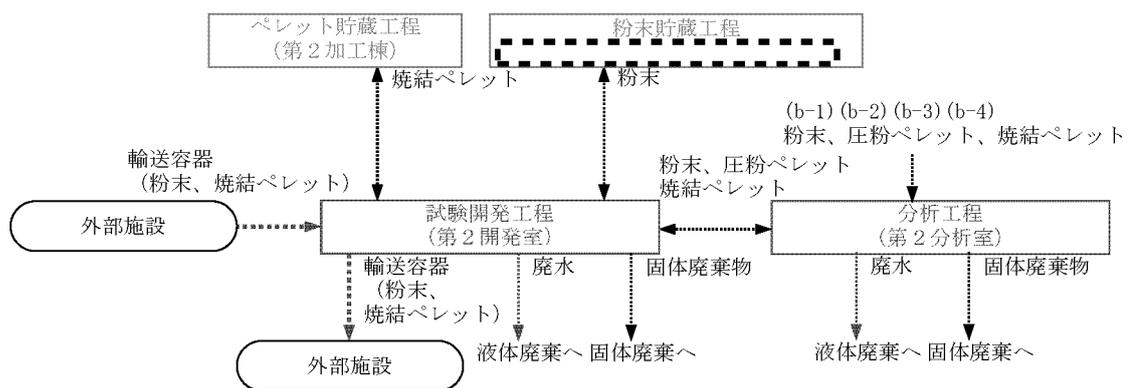
| | | |
|-----|-----|-----|
| 第1次 | 第2次 | 第3次 |
| 第4次 | 第5次 | 後半 |

工程間の移動は、その移動を行うために必要な設備の最遅申請次数を示す。手搬送のみによるものは黒線で示す。なお、後半申請の工程への核燃料物質の移動は、保安規定により制限する。



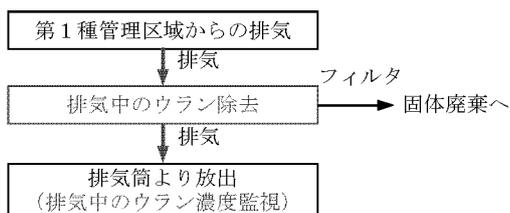
(注) 工程の前後に一時保管設備で一時保管することがある。また粉末貯蔵、ペレット貯蔵、燃料棒貯蔵及び燃料集合体貯蔵において、貯蔵施設から取り出して検査を行うことがある。

C) 分析及び試験開発工程

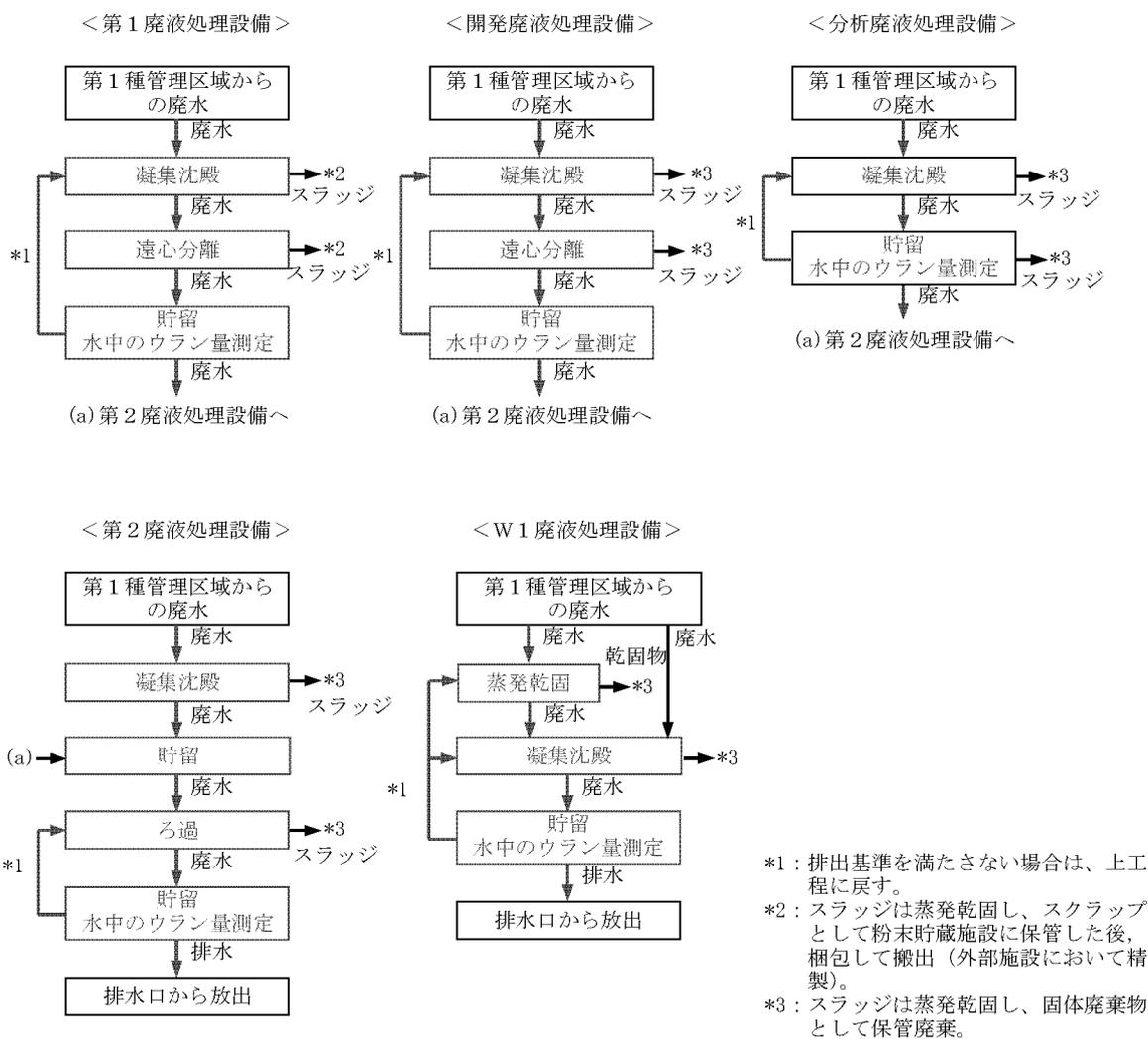


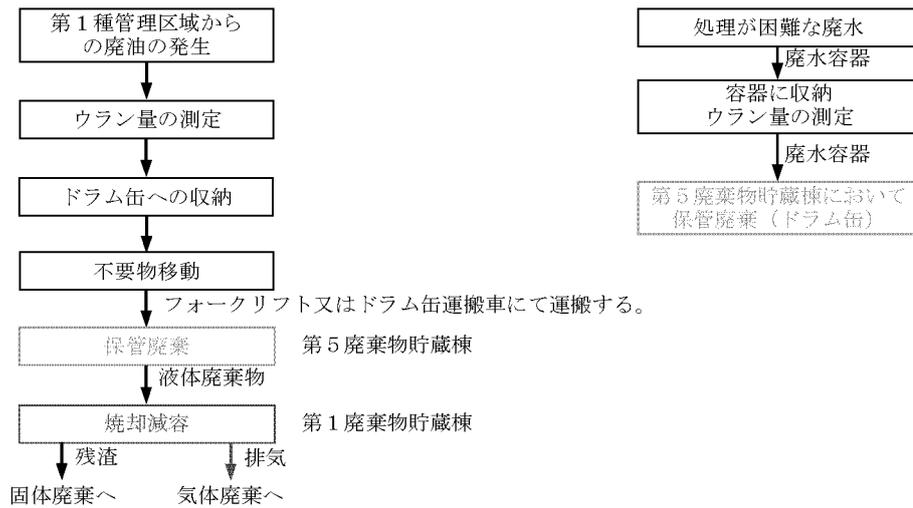
D) 廃棄物処理工程

○放射性気体廃棄物の廃棄工程

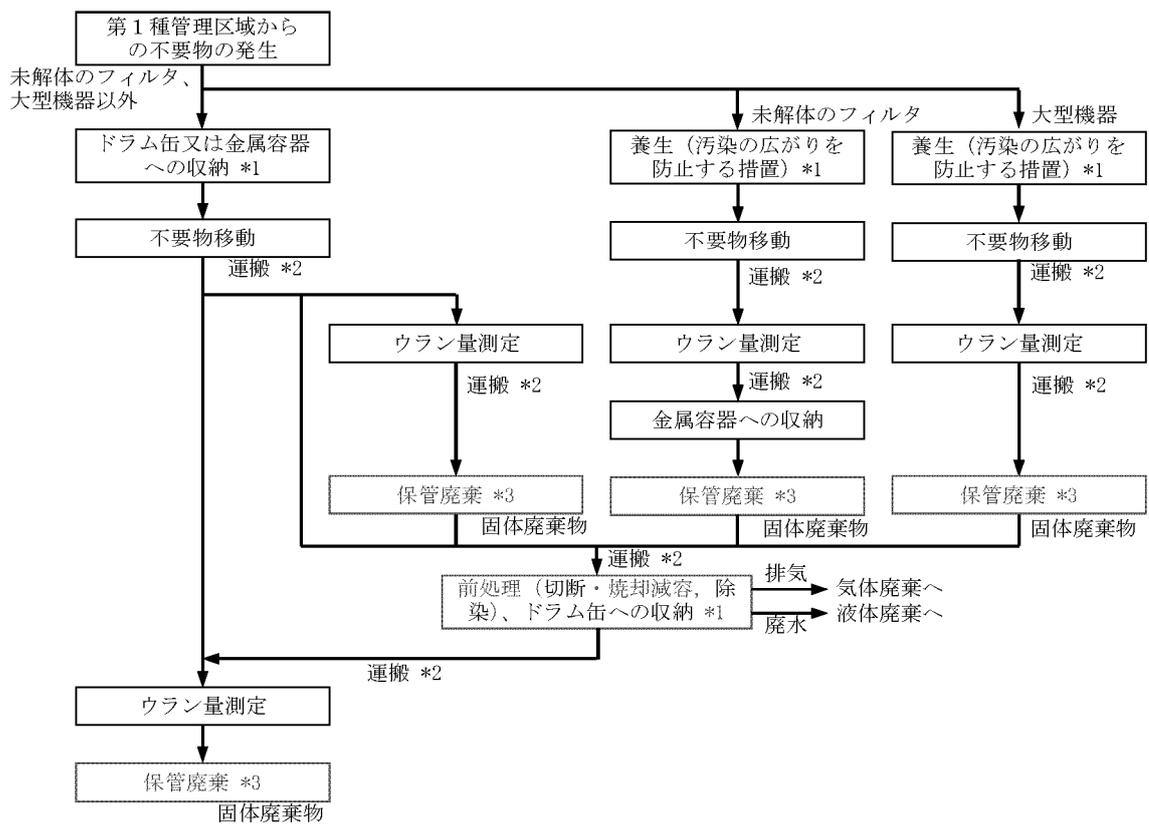


○放射性液体廃棄物の廃棄工程





○放射性固体廃棄物の廃棄工程



- *1：プラスチック袋又はプラスチックシートにて密封する。
- *2：フォークリフト、ドラム缶運搬車、また上階へはチェーンブロックにて行う。
- *3：第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟にて、保管廃棄をする。またドラム缶又は金属容器に損傷が生じた場合は、第1廃棄物貯蔵棟にて詰め替え、ドラム缶又は金属容器の交換を行う。

資料①-D 建物・構築物と設備・機器の取合い部の設計の確認

1. はじめに

建物・構築物と設備・機器の設計番号が仕様表中で混在している場合、建物側と設備側の設計取合いを明確にすることが求められている。特に建物・構築物が設備・機器の設計仕様の一部を構成する場合、建物と設備全体を俯瞰して臨界防止、地盤・耐震、閉じ込め、溢水損傷の防止等の安全機能が維持される設計となっていることを確認する必要がある。

以上を踏まえ、第1次申請から第5次申請に対して建物・構築物が設備・機器の一部を構成する設備において必要な安全機能が維持される設計となっていることを再調査した。

2. 確認方法

(1) 建物・構築物が設備・機器の一部を構成するケースの抽出

・全ての仕様表で建物・構築物が設備・機器の一部を構成するケースを確認した。その中で、設備が建物の設計に依存しているケース（堰、密閉構造扉）や、建物の付属設備（非常用設備）で設備の設計番号を適用しているケースは建物側で必要な安全機能を記載していることを確認した。

(2) 設備と建物の設計番号により必要な安全機能が維持されることの確認

・該当する場合、設計の取合いを明確にし全体で必要な安全機能が維持される設計となっていることを確認した。

3. 確認結果

建物・構築物が設備・機器の一部を構成する組合せを以下の表に示す。いずれの設備・機器も安全機能は建物・構築物が担うためその設計は建物の仕様表に記載しており設計の取合いは存在しないことを確認した。

{5009} 第1-1 輸送物保管区域、{5056} 第2-2 燃料集合体保管区域～{5059} 第2-4 燃料集合体保管区域並びに{6153} 保管廃棄設備、{6154} 保管廃棄設備、{6155} 保管廃棄設備～{6163} 保管廃棄設備及び{6137} 保管廃棄設備の各廃棄物保管区域は、輸送物又は廃棄物を保管するための区域であり設備本体の構造を持たないため、地震による損傷の防止等の安全機能は設置されている建物側の仕様表に記載する整理としている。このため、設計の取合いは発生していない。

{8012} 消火設備 屋内消火栓及び{8012-2} 消火設備 屋外消火栓は、構成機器である消火栓水槽が発電機・ポンプ棟の地下ピットの一部である。仕様表において安全機能を有する施設の地盤及び地震による損傷の防止では、消火水槽が発電機・ポンプ棟の一部であることを記載しており安全機能を建物側の仕様表に記載する整理としている。このため、設計の取合いは発生していない。

表 設備側と建物側の設計の取り合いがある設備（第1次～第5次）

| {管理番号}設備・機器名称 機器名 | 一部を構成する建物・構築物 |
|--------------------------|---------------|
| {5009}第1-1輸送物保管区域 — | 第1加工棟 |
| {5056}第2-2燃料集合体保管区域 — | 第2加工棟 |
| {5057}第2-3燃料集合体保管区域 — | 第2加工棟 |
| {5058}第2-1燃料集合体保管区域 — | 第2加工棟 |
| {5059}第2-4燃料集合体保管区域 — | 第2加工棟 |
| {6153}保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 第1廃棄物貯蔵棟 |
| {6154}保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 第3廃棄物貯蔵棟 |
| {6155}保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 第1加工棟 |
| {6156}保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 第1加工棟 |
| {6157}保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 第1加工棟 |
| {6158}保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 第1加工棟 |
| {6159}保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 第1加工棟 |
| {6160}保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 第1加工棟 |
| {6161}保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 第1加工棟 |
| {6162}保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 第1加工棟 |
| {6163}保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 第1加工棟 |
| {6137}保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 第5廃棄物貯蔵棟 |
| {8012}消火設備 屋内消火栓 | 発電機ポンプ棟 |
| {8012-2}消火設備 屋外消火栓 | |

表 加工事業変更許可申請書に示した安全評価のインプット条件となる施設の申請状況（1/3）

| 加工事業変更許可申請書 | | | 設工認における安全評価のインプット条件となる施設 ^注 | | | | | 添1表2の 記載有無 | 確認結果 | 備考 | |
|-----------------------|----------------------------------|-----------------|---------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------|------|---------------------|----------|
| | | | 第1次 申請 | 第2次 申請 | 第3次 申請 | 第4次 申請 | 第5次 申請 | | | | 後半 申請 |
| 添 付 書 類 五 | 放射線安全 設計 | 閉じ込めの機能 | — | — | — | — | ○ | — | 有 | 対象施設の申請漏れはない。 | |
| | | 放射線遮蔽 | — | — | ○ | ○ | ○ | — | 有 | 対象施設の申請漏れはない。 | |
| | | 放射線被ばく防止 | — | — | — | ○ | ○ | ○ | 有 | 対象施設の申請漏れはない。 | |
| | 環境安全設 計 | 放射性廃棄物の放出に対する考慮 | — | — | ○ | ○ | ○ | — | 有 | 対象施設の申請漏れはない。 | |
| | | 貯蔵等に対する考慮 | — | — | — | — | — | — | — | 本項にインプット条件となる施設はない。 | |
| | | 放射線監視 | — | — | — | ○ | ○ | — | 有 | 対象施設の申請漏れはない。 | |
| | 臨界安全設 計 | 単一ユニットの臨界安全 | — | — | — | — | — | — | 有 | 本項にインプット条件となる施設はない。 | |
| | | 複数ユニットの臨界安全 | — | — | — | — | — | — | 有 | 本項にインプット条件となる施設はない。 | |
| | 地震に対す る安全設計 | 耐震設計 | — | — | — | — | — | — | — | 本項にインプット条件となる施設はない。 | 地盤含む。 |
| | 津波に対す る安全設計 | 施設の耐津波設計 | — | — | — | — | — | — | — | 本項にインプット条件となる施設はない。 | |
| | 地震・津波以 外の自然現 象に対する 安全設計 | 竜巻 | — | — | ○ | ○ | ○ | — | 有 | 対象施設の申請漏れはない。 | |
| | | 落雷 | — | — | — | ○ | — | — | 有 | 対象施設の申請漏れはない。 | |
| | | 極低温（凍結） | — | — | — | — | — | — | — | 本項にインプット条件となる施設はない。 | |
| | | 火山活動（降下火砕物） | — | — | ○ | ○ | ○ | — | 有 | 対象施設の申請漏れはない。 | |
| | | 積雪 | — | — | ○ | ○ | ○ | — | 有 | 対象施設の申請漏れはない。 | |
| 火災・爆発に 対する安全 設計 | 火災等に対する安全設計 | 生物学的事象 | — | — | — | — | ○ | — | 有 | 対象施設の申請漏れはない。 | |
| | | 火災影響評価 | — | — | ○ | ○ | ○ | — | 有 | ※地震時の手動閉止弁に申請漏れあり。 | |
| | 火災等に対する安全設計 | 火災影響評価 | — | — | ○ | ○ | ○ | — | 有 | 対象施設の申請漏れはない。 | |

注 ○：あり、—：なし